

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	管 理	分 野	提案団体 の属性	関係府省	提 案 種 別	提 案 法 令等	提 案 事 項 重 要 事 項	求 め る 措 置 の 具 体 的 な 内 容	具 体 的 な 支 障 事 例	提 案 中 に お け る 最 終 な 調 整 結 果 (無 効)
H30 1	12_その他	一般市	その他	総務省	B_地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第158条第1項	地方自治法施行令第158条第1項	公の施設に設置されている、市民が利用するための印刷機器について、指定管理者が料金を徴収することを可能とする提案。		—
H30 2	12_その他	施行特例市	春日井市	総務省	B_地方に対する規制緩和	国勢調査市町村事務要領	国勢調査における調査員の選考要件の中の「投票に直接関係のない者であること」の記述を削除する。		【支障事例】 国勢調査は他の調査に比べて桁違いの調査員が必要で、確保対策を講じているのが有効な手立てがないまま考慮している。 当市においては、平成27年調査でも一般公募での不足を職員で充てねばならず、事業職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約100人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない今の状況が変わらなければ毎日どおりに調査できなくなったり、調査できない調査区が出てくる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html
H30 3	03_医療・福祉	中核市	川口市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号	国民健康保険法の限度額適用認定証に係る認定要件の明確化	限度額適用認定証の認定要件である国民健康保険法施行規則(以下「施行規則」)第27条の14の2第1項第3号の条文中の「保険料」について、条文の改正式は国からの通知により、延滞金を含むか否かを明確にする。	国民健康保険法の限度額適用認定証の交付について、住民が疑惑を持つことについて、住民が疑惑を持つことに対する説明】 概要: 住事人の職員の手帳多くの元税務関係職員がいるが、税務調査に利用されるのは誤解や苦情を受けたことはなく、県内の市町村にアンケートをした結果、他市町村でも同様であった。 調査票の中に税務調査に密接に関係する通帳の税務調査は知り得ない項目は記入する。 元々、税法上、税務調査は定期的に行われる法律もある。個人情報に関する法律上の環境が整っており、統計調査の回答が他の用途に使用されることは明らかである。 また、市ではさまである野で市民利害関係にあるが、実際には国勢調査に従事した市職員が職員であることで調査対象から疑義を抱いたり、トラブルになったりしたことない。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html
H30 4	07_産業振興	中核市	川口市	経済産業省	B_地方に対する規制緩和	中小企業信用保険法第2条	セーフティネット保証制度による市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定業務を廃止し、保証審査を行はず保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特例中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。本提案では、市町村長等による当該認定業務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。 制度改正の必要性 現行の制度では、中小企業者からの申請を受け付けることを求めていたが、それを実現するためには、申請の段階で複数の窓口で申請を生じている特定中小企業者等が迅速な融資を受けられるようになる。また中小企業者等が複数の窓口へ申請業務を行はず負担を軽減すること。加えて、認定業務を行う市町村等の事務負担を軽減すること。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	
H30 5	03_医療・福祉	中核市	川口市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	健康保険法施行規則第53条、保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条	医療機関受診の前の、身分証の提示を求める権限の付与	被保険者証の使い回し等への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると認めた場合は、被保険者証の記載事項と患者の見た目が明らかに差異があるといったような場合には、改めて身分証等の提示をお願いしているところである。加えて、在留外国人の本人確認が容易ではないことも想定できるところであり、他の被保険者等の提示を受けて診療をして場合、血液型やアルギー等の情報を取り扱い、重大な医療事故につながる可能性もないとは思えず、これを防ぐ観点からも、本提案を行っている。	【具体的な支障事例】 融資に至るまでの時間的(経営的)・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している。 認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となる。	—
H30 6	10_運輸・交通	中核市	川口市	国土交通省	B_地方に対する規制緩和	航空法第132条、第132条の2、第132条の3、第132条の4、第132条の5、第132条の6、第132条の7、第132条の8、第132条の9、第132条の10、第132条の11、第132条の12、第132条の13、第132条の14、第132条の15、第132条の16、第132条の17、第132条の18、第132条の19、第132条の20、第132条の21、第132条の22、第132条の23、第132条の24、第132条の25、第132条の26、第132条の27、第132条の28、第132条の29、第132条の30、第132条の31、第132条の32、第132条の33、第132条の34、第132条の35、第132条の36、第132条の37、第132条の38、第132条の39、第132条の40、第132条の41、第132条の42、第132条の43、第132条の44、第132条の45、第132条の46、第132条の47、第132条の48、第132条の49、第132条の50、第132条の51、第132条の52、第132条の53、第132条の54、第132条の55、第132条の56、第132条の57、第132条の58、第132条の59、第132条の60、第132条の61、第132条の62、第132条の63、第132条の64、第132条の65、第132条の66、第132条の67、第132条の68、第132条の69、第132条の70、第132条の71、第132条の72、第132条の73、第132条の74、第132条の75、第132条の76、第132条の77、第132条の78、第132条の79、第132条の80、第132条の81、第132条の82、第132条の83、第132条の84、第132条の85、第132条の86、第132条の87、第132条の88、第132条の89、第132条の90、第132条の91、第132条の92、第132条の93、第132条の94、第132条の95、第132条の96、第132条の97、第132条の98、第132条の99、第132条の100、第132条の101、第132条の102、第132条の103、第132条の104、第132条の105、第132条の106、第132条の107、第132条の108、第132条の109、第132条の110、第132条の111、第132条の112、第132条の113、第132条の114、第132条の115、第132条の116、第132条の117、第132条の118、第132条の119、第132条の120、第132条の121、第132条の122、第132条の123、第132条の124、第132条の125、第132条の126、第132条の127、第132条の128、第132条の129、第132条の130、第132条の131、第132条の132、第132条の133、第132条の134、第132条の135、第132条の136、第132条の137、第132条の138、第132条の139、第132条の140、第132条の141、第132条の142、第132条の143、第132条の144、第132条の145、第132条の146、第132条の147、第132条の148、第132条の149、第132条の150、第132条の151、第132条の152、第132条の153、第132条の154、第132条の155、第132条の156、第132条の157、第132条の158、第132条の159、第132条の160、第132条の161、第132条の162、第132条の163、第132条の164、第132条の165、第132条の166、第132条の167、第132条の168、第132条の169、第132条の170、第132条の171、第132条の172、第132条の173、第132条の174、第132条の175、第132条の176、第132条の177、第132条の178、第132条の179、第132条の180、第132条の181、第132条の182、第132条の183、第132条の184、第132条の185、第132条の186、第132条の187、第132条の188、第132条の189、第132条の190、第132条の191、第132条の192、第132条の193、第132条の194、第132条の195、第132条の196、第132条の197、第132条の198、第132条の199、第132条の200、第132条の201、第132条の202、第132条の203、第132条の204、第132条の205、第132条の206、第132条の207、第132条の208、第132条の209、第132条の210、第132条の211、第132条の212、第132条の213、第132条の214、第132条の215、第132条の216、第132条の217、第132条の218、第132条の219、第132条の220、第132条の221、第132条の222、第132条の223、第132条の224、第132条の225、第132条の226、第132条の227、第132条の228、第132条の229、第132条の230、第132条の231、第132条の232、第132条の233、第132条の234、第132条の235、第132条の236、第132条の237、第132条の238、第132条の239、第132条の240、第132条の241、第132条の242、第132条の243、第132条の244、第132条の245、第132条の246、第132条の247、第132条の248、第132条の249、第132条の250、第132条の251、第132条の252、第132条の253、第132条の254、第132条の255、第132条の256、第132条の257、第132条の258、第132条の259、第132条の260、第132条の261、第132条の262、第132条の263、第132条の264、第132条の265、第132条の266、第132条の267、第132条の268、第132条の269、第132条の270、第132条の271、第132条の272、第132条の273、第132条の274、第132条の275、第132条の276、第132条の277、第132条の278、第132条の279、第132条の280、第132条の281、第132条の282、第132条の283、第132条の284、第132条の285、第132条の286、第132条の287、第132条の288、第132条の289、第132条の290、第132条の291、第132条の292、第132条の293、第132条の294、第132条の295、第132条の296、第132条の297、第132条の298、第132条の299、第132条の300、第132条の301、第132条の302、第132条の303、第132条の304、第132条の305、第132条の306、第132条の307、第132条の308、第132条の309、第132条の310、第132条の311、第132条の312、第132条の313、第132条の314、第132条の315、第132条の316、第132条の317、第132条の318、第132条の319、第132条の320、第132条の321、第132条の322、第132条の323、第132条の324、第132条の325、第132条の326、第132条の327、第132条の328、第132条の329、第132条の330、第132条の331、第132条の332、第132条の333、第132条の334、第132条の335、第132条の336、第132条の337、第132条の338、第132条の339、第132条の340、第132条の341、第132条の342、第132条の343、第132条の344、第132条の345、第132条の346、第132条の347、第132条の348、第132条の349、第132条の350、第132条の351、第132条の352、第132条の353、第132条の354、第132条の355、第132条の356、第132条の357、第132条の358、第132条の359、第132条の360、第132条の361、第132条の362、第132条の363、第132条の364、第132条の365、第132条の366、第132条の367、第132条の368、第132条の369、第132条の370、第132条の371、第132条の372、第132条の373、第132条の374、第132条の375、第132条の376、第132条の377、第132条の378、第132条の379、第132条の380、第132条の381、第132条の382、第132条の383、第132条の384、第132条の385、第132条の386、第132条の387、第132条の388、第132条の389、第132条の390、第132条の391、第132条の392、第132条の393、第132条の394、第132条の395、第132条の396、第132条の397、第132条の398、第132条の399、第132条の400、第132条の401、第132条の402、第132条の403、第132条の404、第132条の405、第132条の406、第132条の407、第132条の408、第132条の409、第132条の410、第132条の411、第132条の412、第132条の413、第132条の414、第132条の415、第132条の416、第132条の417、第132条の418、第132条の419、第132条の420、第132条の421、第132条の422、第132条の423、第132条の424、第132条の425、第132条の426、第132条の427、第132条の428、第132条の429、第132条の430、第132条の431、第132条の432、第132条の433、第132条の434、第132条の435、第132条の436、第132条の437、第132条の438、第132条の439、第132条の440、第132条の441、第132条の442、第132条の443、第132条の444、第132条の445、第132条の446、第132条の447、第132条の448、第132条の449、第132条の450、第132条の451、第132条の452、第132条の453、第132条の454、第132条の455、第132条の456、第132条の457、第132条の458、第132条の459、第132条の460、第132条の461、第132条の462、第132条の463、第132条の464、第132条の465、第132条の466、第132条の467、第132条の468、第132条の469、第132条の470、第132条の471、第132条の472、第132条の473、第132条の474、第132条の475、第132条の476、第132条の477、第132条の478、第132条の479、第132条の480、第132条の481、第132条の482、第132条の483、第132条の484、第132条の485、第132条の486、第132条の487、第132条の488、第132条の489、第132条の490、第132条の491、第132条の492、第132条の493、第132条の494、第132条の495、第132条の496、第132条の497、第132条の498、第132条の499、第132条の500、第132条の501、第132条の502、第132条の503、第132条の504、第132条の505、第132条の506、第132条の507、第132条の508、第132条の509、第132条の510、第132条の511、第132条の512、第132条の513、第132条の514、第132条の515、第132条の516、第132条の517、第132条の518、第132条の519、第132条の520、第132条の521、第132条の522、第132条の523、第132条の524、第132条の525、第132条の526、第132条の527、第132条の528、第132条の529、第132条の530、第132条の531、第132条の532、第132条の533、第132条の534、第132条の535、第132条の536、第132条の537、第132条の538、第132条の539、第132条の540、第132条の541、第132条の542、第132条の543、第132条の544、第132条の545、第132条の546、第132条の547、第132条の548、第132条の549、第132条の550、第132条の551、第132条の552、第132条の553、第132条の554、第132条の555、第132条の556、第132条の557、第132条の558、第132条の559、第132条の560、第132条の561、第132条の562、第132条の563、第132条の564、第132条の565、第132条の566、第132条の567、第132条の568、第132条の569、第132条の570、第132条の571、第132条の572、第132条の573、第132条の574、第132条の575、第132条の576、第132条の577、第132条の578、第132条の579、第132条の580、第132条の581、第132条の582、第132条の583、第132条の584、第132条の585、第132条の586、第132条の587、第132条の588、第132条の589、第132条の590、第132条の591、第132条の592、第132条の593、第132条の594、第132条の595、第132条の596、第132条の597、第132条の598、第132条の599、第132条の600、第132条の601、第132条の602、第132条の603、第132条の604、第132条の605、第132条の606、第132条の607、第132条の608、第132条の609、第132条の610、第132条の611、第132条の612、第132条の613、第132条の614、第132条の615、第132条の616、第132条の617、第132条の618、第132条の619、第132条の620、第132条の621、第132条の622、第132条の623、第132条の624、第132条の625、第132条の626、第132条の627、第132条の628、第132条の629、第132条の630、第132条の631、第132条の632、第132条の633、第132条の634、第132条の635、第132条の636、第132条の637、第132条の638、第132条の639、第132条の640、第132条の641、第132条の642、第132条の643、第132条の644、第132条の645、第132条の646、第132条の647、第132条の648、第132条の649、第132条の650、第132条の651、第132条の652、第132条の653、第132条の654、第132条の655、第132条の656、第132条の657、第132条の658、第132条の659、第132条の660、第132条の661、第132条の662、第132条の663、第132条の664、第132条の665、第132条の666、第132条の667、第132条の668、第132条の669、第132条の670、第132条の671、第132条の672、第132条の673、第132条の674、第132条の675、第132条の676、第132条の677、第132条の678、第132条の679、第132条の680、第132条の681、第132条の682、第132条の683、第132条の684、第132条の685、第132条の686、第132条の687、第132条の688、第132条の689、第132条の690、第132条の691、第132条の692、第132条の693、第132条の694、第132条の695、第132条の696、第132条の697、第132条の698、第132条の699、第132条の700、第132条の701、第132条の702、第132条の703、第132条の704、第132条の705、第132条の706、第132条の707、第132条の708、第132条の709、第132条の710、第132条の711、第132条の712、第132条の713、第132条の714、第132条の715、第132条の716、第132条の717、第132条の718、第132条の719、第132条の720、第132条の721、第132条の722、第132条の723、第132条の724、第132条の725、第132条の726、第132条の727、第132条の728、第132条の729、第132条の730、第132条の731、第132条の732、第132条の733、第132条の734、第132条の735、第132条の736、第132条の737、第132条の738、第132条の739、第132条の740、第132条の741、第132条の742、第132条の743、第132条の744、第132条の745、第132条の746、第132条の747、第132条の748、第132条の749、第132条の750、第132条の751、第132条の752、第132条の753、第132条の754、第132条の755、第132条の756、第132条の757、第132条の758、第132条の759、第132条の760、第132条の761、第132条の762、第132条の763、第132条の764、第132条の765、第132条の766、第132条の767、第132条の768、第132条の769、第132条の770、第132条の771、第132条の772、第132条の773、第132条の774、第132条の775、第132条の776、第132条の777、第132条の778、第132条の779、第132条の780、第132条の781、第132条の782、第132条の783、第132条の784、第132条の785、第132条の786、第132条の787、第132条の788、第132条の789、第132条の790、第132条の791、第132条の792、第132条の793、第132条の794、第132条の795、第132条の796、第132条の797、第132条の798、第132条の799、第132条の800、第132条の801、第132条の802、第132条の803、第132条の804、第132条の805、第132条の806、第132条の807、				

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (i)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理手順を改正する。	令和2年国勢調査の「事務要領」には、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込み、令和2年5月に地方公共団体へ提示した。	【総務省】国勢調査市町村事務要領(抜粋)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_2	総務省統計局統計調査部国勢統計課
6【厚生労働省】 (19)国民健康保険法(昭33法192) 高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」(施行規則27条の14の2第1項3号)に延滞金は含まれないことを、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」に延滞金は含まれないことを周知した。	【厚生労働省】全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局会議(平成31年3月12日付け保険局国民健康保険課説明資料)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_3	厚生労働省保険局国民健康保険課
6【経済産業省】 (3)中小企業信用保険法(昭25法264) セーフティネット保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)については、その趣旨及び認定に際しての留意事項を市区町村に2018年度中に周知する。	—	セーフティネット保証の認定事務に係るQ&Aに、市区町村が認定を行う理由を追加し、周知した。	—	—	中小企業庁事業環境部金融課
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (14)空港法(昭52法221) 国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)を必要とする無人航空機の飛行については、操縦者の飛行経験が10時間に満たない場合であっても、安全を担保することができる場合は、柔軟に許可することが可能であることを明確化するため、柔軟に許可した事例について、2018年内に公表とともに地方公共団体に通知する。	—	—	【国土交通省】飛行経験が10時間に満たなくても認められた無人航空機の飛行の許可・承認の例(平成30年12月27日付)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_6	国土交通省空港局
6【厚生労働省】 (20)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方にに関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (20)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) へき地における薬局の管理者の兼務(15)について、当該地域における薬局の管理者の兼務が困難であると認められる場合等であって、一定の条件を満たす場合において、都道府県知事等の許可を受けて、他の薬局において業務に関する業務に従事することができるごとを明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み】(平成31年3月20日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)	へき地における薬局の管理者については、当該地域における確保が困難である場合等に、他の薬局で薬事に関する実務に従事することができるごとを明確化した。	【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項に規定する薬局の管理者の兼務許可の考え方について(平成31年3月20日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_7	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (i)保護の実施機関が行う要保護者等に係る調査(29条)のうち、労働者災害補償保険法(昭22法50)7条1項に基づく保険給付の調査については、調査の照会先が厚生労働省労働基準局であるとの判断徹底を図ることとともに、同局に照会する際の様式を統一するなど、迅速かつ適正に生活保護費が決定されるよう、地方公共団体に2018年度中に通知とともに、全国会議を通じて周知する。	—	生活保護業務において、休業賃貸借付等の支給に関する情報が円滑に取得できるよう、照会先を周知するとともに、様式を統一した。	【厚生労働省】生活保護法第29条に基づく労災給付に係る調査について(平成31年3月29日付け社援保課0329第6号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_8	厚生労働省社会・援護局保護課
6【総務省】 (16)行政不服審査法(平26法68) 地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審査手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支撑等を踏まえた上で、簡易迅速な審査との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審査手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支撑等を踏まえた上で、簡易迅速な審査との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和3年5月28日から、行政法学者で構成される「行政不服審査法の改善に向けた検討会」において、本提案の内容を論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられたところ。 検討会における最終報告において、 ・現状の審査会による審査手続の実施は、行政不服審査法上の審査請求人に対する手続保障として設けられているものと考察され、当該手続を行わないこととするのであれば、当該手続に替わる手続保障を措置する必要があると考えられるところ。 等が示されたことを踏まえ、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審査手続の在り方について引き続き検討を行うとともに、最終報告を踏まえ、当面の措置として、簡易迅速な権利利益の救済の観点から運用上の工夫(審査会における審査手続を情報公開審査会等における調査審議の中で実施するよう促す等の対応)を令和4年6月28日に整備・配布した事務取扱ガイドライン等において示した。	—	—	総務省行政管理局調査法課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【総務省】 (1) 統計法(平19法53) (5) 国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 (14) 統計法(平19法53) (ii) 国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理要領を改正する。	令和2年国勢調査の「事務要領」には、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込み、令和2年5月に地方公共団体へ提示した。	【総務省】国勢調査市町村事務要領(抜粋)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_10	総務省統計局統計調査部国勢統計課
6【総務省】 (3) 公職選挙法(昭25法100) (ii) 投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 (1) 地方公共団体の議員及び長の選任において選任される投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者(施行令24条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの各投票区における選舉人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和する。 【措置済み】(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年政令第1号)、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号)]	選挙期日における投票管理者及び同職務代理者の選任要件については、当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和した。	【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(令和元年6月15日付け總行選第3号、總行官第1号) 【総務省】国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(令和元年6月15日付け總行選第3号、總行官第1号) 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年5月31日付け總行選第19号総務大臣通知) 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令_新旧対照表	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_11	総務省自治行政局選挙部選挙課
6【総務省】 (3) 公職選挙法(昭25法100) (ii) 投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 (3) 公職選挙法(昭25法100) (i) 地方公共団体の議員及び長の選任において選任される投票立会人(38条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの各投票区における選舉人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和する。 【措置済み】(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年政令第1号))	選挙期日における投票立会人の選任要件については、各投票所における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和した。	【総務省】新旧対照表抜粋_国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(令和元年6月15日付け總行選第3号、總行官第1号) 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(令和元年6月15日付け總行選第3号、總行官第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_12	総務省自治行政局選挙部選挙課
6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (1) 地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	地方公共団体による使用料等の徴収については、電子マネーの取扱いが可能である旨を地方公共団体に通知した。	【総務省】電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日付け總行官第102号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_13	総務省自治行政局行政課
6【厚生労働省】 (10) 墓地・埋葬等に関する法律(昭23法48) (1) 火葬場の経営許可(10条1項)については、民間事業者に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	火葬場の経営については、民間事業者が事業主体となり得ることを通知した。	【厚生労働省】平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について(平成31年1月11日付け衛生発0111第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_14	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6【厚生労働省】 (1) 墓地・埋葬等に関する法律(昭23法48) (1) 火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進については、火葬場を運営する市町村から都道府県に広域化等の相談があつた場合、都道府県はその対応と特段の措置をねらう、地方公共団体に対して2018年度中に通知する。 また、火葬場の健全かつ安定的な経営の永続性を確保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に2019年度中に情報提供とともに、定期的な調査等により、引き続き火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の実態把握に努める。	—	火葬場の広域化・官民連携については、市町村から相談があつた場合には適切に応じるよう、都道府県に通知した。 また、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に情報を提供した。	【厚生労働省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について(平成31年1月11日付け衛生発0111第1号) 【厚生労働省】火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例について(令和2年3月27日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_15	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6【国土交通省】 (1) 鉄道営業法(昭33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に賃貸する際の基本条件を定める命令(平15国土交通省令151)39条及び道路法31条に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められる「路切道」の新設について、一律に既存の路切道の除却を条件としていることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聞き取った結果及び地域の実情を踏まえ、運用基本を明確にする方向で検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (1) 鉄道営業法(昭33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に賃貸する際の基本条件を定める命令(平15国土交通省令151)39条及び道路法31条に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められる「路切道」の新設について、一律に既存の路切道の除却を条件としていることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聞き取った結果及び地域の実情を踏まえ、運用基本を明確にする方向で検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み】(令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通知)	路切道の新設については、一律に既存の路切道の除却を条件としていないことや鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に認識した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。	【国土交通省】路切道の新設に係る取り扱いについて(令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課第214号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_16	国土交通省鉄道局施設課
—	—	—	—	—	—
6【総務省(1)】【厚生労働省(2)】 地方自治法(昭22法67)、地方税法(昭25法226)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に2018年内に通知する。	—	—	【厚生労働省】国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等に係る連携について(平成30年12月25日付け保国第1225第3号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_18	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	提案 団体 (法人)	関係省 庁	従来 の属性	規制緩和等	提案事項 (審査基準)	求める措置の具体的な内容	具体的な事態事例	提案中における最終的な 審査結果(確定案)	
H30	20	12.その他	中核市	豊田市	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	B. 地方に対する規制緩和	番号法第1条及び第19条 住民基本台帳業務処理要領第 2・4-(1)～(ガ)	個人番号記載の住民票 の取扱い	住民基本台帳業務処理要領第2・4-(1)～(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別に開き、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっています。法定代理人である場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付であるようにする。	代理人が取得する事例として、後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合において現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	21	03.医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設 備及び運営に関する基準第10 条	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第1号及び第9項において、「義務付けを行つて、2年以上に亘る放課後児童健全育成事業の運営に係る規制緩和を実施する」といつて、地域の実情に応じて自治体の裁量で最も必要な勤務時間数を判断できるよう明確化する。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第1号及び第9項において、「義務付けを行つて、2年以上に亘る放課後児童健全育成事業の運営に係る規制緩和を実施する」といつて、地域の実情に応じて自治体の裁量で最も必要な勤務時間数を判断できるよう明確化する。	本市の放課後児童クラブで勤務する補助員の勤務時間は一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行なうには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2歳以上の実験経験して必要な勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で最も必要な勤務時間数を判断できるよう明確化していくべきだ。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	22	12.その他	中核市	尼崎市	内閣官房 総務省、文部科学省	B. 地方に対する規制緩和	地方税法第22条(秘密漏えい に関する罪)	正確な根拠に基づいた分析と しており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相 関関係に着目した調査・分析を行なうのが、所得情報の エビデンスとなる住民税課税情報を利用しようとする と、地方税法第22条、地方公務員法第34条により情報 の目的外利用が禁止され、これが当該税の支障となって いる。	本市区では、EBPM(政策立案)を推進しつけ ており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相 関関係に着目した調査・分析を行なうのが、所得情報の エビデンスとなる住民税課税情報を利用しようとする と、地方税法第22条、地方公務員法第34条により情報 の目的外利用が禁止され、これが当該税の支障となって いる。	他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のよう にこれを緩和する法律があることから、これを参考 に「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の 的外利用を可能にしていただきたい。(249字)	【課題事項】 代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考え ている。	-
H30	23	03.医療・ 福祉	都道府県、 地方知事会	島根県、中国地 方知事会	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に に関する法律(平成26年法律第 50号)第6条第1項、第9条 難病の患者に対する医療等に に関する法律施行規則(平成26 年厚生労働省令第121号)第12 条第2項第1号、第31条	難病の患者に対する医療等に に関する法律(平成26年法律第 50号)第6条第1項、第9条 難病の患者に対する医療等に に関する法律施行規則(平成26 年厚生労働省令第121号)第12 条第2項第1号、第31条	難病の患者に対する医療費助成に係る臨床調査個人 票(臨額票)の内容及び手続きの簡素化を求める。	現在331種疾患を指定難病とし、支給認定されたら原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は、病状に關わらず、毎年更新申請を要する。更新申請の際も同様に「臨床調査個人票(臨額票)」の提出が必要となっているが、当該臨額票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、内容を 更新する際も新規申請と同様の書類を準備する申請者の負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	24	12.その他	一般市	由布市	総務省	B. 地方に対する規制緩和	公職選挙法施行令第31条第1 項	投票に際して投票券の交付時 期の繰り上げ	選挙管理委員会の判断により投票市入換券の交付期 始時期を繰り上げることができるよう公職選挙法施行令 を改正すること。	選挙の投票所入換券は、公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、選挙の期日の公示又は告示以降できるだけ遅くまで交付するものとされている。この規定に基づき投票市入換券を発送すると、郵便には 数日かかるため、選日直前投票券を手に入れ難い場合には、投票券を発送しないといった認識の方もあり、公示(告示)日に入場券を発送したにもかか わらず、投票所入換券がまだ届かないから現日前投票ができない」といった苦情が必ず寄せられている。また、該當選挙人が投票市入換券を持たずに投票に来た場合、本人確認に時間を要するため、事務局 の負担の増加につながる。なお、郵便局に配達日を公示(告示)に指定して依頼をした上で、一日に配達される軒数が限られていたため、当日に届かない選挙人が必ず発生し、解決にはつながらない。以上 のことから、自治体の規模や郵便環境等を考慮し、選舉管理委員会の判断で、公示(告示)の2～3日程度前から順次交付が可能となるよう規制緩和を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	25	02.農業・ 農地	都道府県	愛媛県、広島 県、徳島県、今 治市、宇和島市、 西条市、八幡浜市、 大洲市、伊予市、 西予市、東温市、 久万高原町、内 子町、高知市、 松山市、那珂川 町、鬼北町、鬼北 町、愛南町、高 知県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	出入国管理及び難民認定法	林業の技能実習2号認定基 准の実習契約の締結 における全国的な業界 会内の合意形成要件の 緩和	技能実習法第2条第1項に規定する技能実習の移行対 象職種・作業へ森林を追加するに当たり、追加手続き における業界内の合意形成要件を緩和し、都道府県単 位で業界内の合意形成が整った地域から「手渡し方 式」で実現するようにすること。	技能実習法第2条第1項に規定する技能実習の移行対 象職種・作業へ森林を追加するに当たり、追加手続き における業界内の合意形成要件を緩和し、都道府県単 位で業界内の合意形成が整った地域から「手渡し方 式」で実現するようにすること。	選県における平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)について、7月上旬から市による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。 これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する事業者にとって必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施に二の足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。	-
H30	26	03.医療・ 福祉	都道府県	愛媛県、広島 県、島根県、松 山市、今治市、 新居浜市、西条市、 伊予市、四国中央市、 西予市、東温市、 久万高原町、内 子町、高知市、 松山市、那珂川 町、鬼北町、鬼北 町、愛南町、高 知県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の 統合化の促進に関する法律 (平成元年法律第64号)	地域医療介護総合確保基 金(医療分)の交付要 綱等の早期発出	都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確 保基金(医療分)に係る事業スキームを見直し及び 緩和等の早期発出	地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から市による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。 これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する事業者にとって必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施に二の足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	27	03.医療・ 福祉	都道府県	愛媛県、島根 県、宇和島市、 八幡浜市、伊予 市、西予市、東温 市、久万高原 町、内子町、高 知市	厚生労働省	A. 塗抹 移譲	児童福祉法第32条第2項	児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談 センターの決定によ る母子生活支援施設への入 所制度の導入	現在、児童福祉法第32条第2項の規定により、福 祉事務所の権限となっている母子生活支援施設への入 所制度の権限と児童相談所、婦人相談所及び配偶者 暴力相談センターにも付与する。	婦人相談所暴力相談支援センターにおけるDV相談室、児童相談所における児童虐待相談室は、近年、高水準で推移している。 母子生活支援施設の入所世帯について、DV被害者が全体の半数以上を占めていることや、相談件数の状況からも母子生活支援施設に対する潜在的なニーズは高いと考えられるが、近年、入所世帯数は減少傾向にある。 これは、DV被害者等の要保護母子の初期の相談対応を行う機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると考えられる。	-	
H30	28	01.土地利 用(農地除 く)	一般市	魚沼市	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要 綱附録第2編	都市再構築戦略事 業における中心拠点区域の 区域要件の見直し	社会資本整備総合交付金交付要 綱における中心拠点区域の要件に ついて、人口集中地区内に限らず、立地適正化計画策 定時の指標とした国勢調査において人口集中地区と なっていた区域も認めるなど、対象区域の要件の柔軟 性を柔軟化すること。	本市には、中心的な図書館がないことが以前からの懸案でしたが、図書館建設を対象とした補助事業も無く、自主財源が乏しいことから事業は先送りされてきました。 しかし、平成24年補正予算で図書館等を対象施設となる「地方都市リノベーション事業」が創設されたことから、小出市街地に市民交流・憩い・創出のための地域交流センター及び図書館(教育文化施設)の複合施設の整備に向けて検討を始めた。 その後、平成26年に事業者が「都市再構築戦略計画の作成が採択要件に加わったため、平成30年度の事業採択を目指し、魚沼市適正化計画を平成29年3月に策定しましたが、策定直後に平成27年国勢調査の結果が公表され、本市内の人口集中地区が消滅したことが明らかとなり、同事業を活用しての図書館(複合施設)の整備構想は断念せざるを得なくなってしまいました。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	29	12.その他	一般市	佐伯市	法務省	B. 地方に対する規制緩和	登記情報提供サービス 電気通信回線による登記情報 の提供に関する法律第4条	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務 上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払 に係る義務付けの廃止	現行制度では、登記事項証明書等の公用請求が手数料を要しない(登記手数料第19条)のに対して、登記情報提供サービスの利用の場合は地方公共団体の職員による職務上の利用であっても指 定法を介して登記手数料の支払及び指定法への協会手数料の支払義務が生じる。地方公共団体の職員によると公用請求又は利権が、いずれも公益性を帯びるものであり、登記情報提供サービスの場合は個人の利権が主である。官公署が相互に協力関係にあることを踏まえると、本質的には両者に手数料負担の考え方について差はないものと思われるため、登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払に係る義務付けの廃止を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html		

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
6【総務省】 (8)住民基本台帳法(昭42法律81) 本人等の請求による住民票の写し等の交付については、個人番号を記載した住民票の写し等を成年後見人に対して窓口において交付することができるよう改めることで明確化するため、2018年中に住民基本台帳事務処理要領(昭42自治省)を改正する。 【措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局長通知)】	—	成年後見人等の法定代理人については、窓口において、個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付したとしても、適正な事務を担保することができると考えられ、このことを明確化するため、住民基本台帳事務処理要領の一部を改正し、周知した。	【総務省】住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(平成30年11月27日付け総行住第196号通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30hu_tsuchi.htm#h30_20	
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法律164) (1)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法律59)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「從うべき基準」については、現行の基準の内容を「參照すべき基準」とする。 なお、施行後3年目途として、その実行の状況を勘査し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	放課後児童クラブに係る「從うべき基準」を参照化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30hu_tsuchi.htm#h30_21	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法律50) (1)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 51【厚生労働省】 (53)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法律50) (v)臨床調査個人票(6条1項)については、難病の調査及び研究に必要な調査事項の精査を行い、専門家の意見を踏まえつつ、令和5年度中に記載事項(施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾患対策課長)の簡素化を図る。	指定難病データベースについて、指定医による臨床調査個人票(6条1項)のオンライン登録を可能とするシステム更改を令和5年度に実施し、令和6年4月1日より運用を開始した。 また、指定難病患者データベースの利用に関する医療機関向けの資料を各都道府県年に送付し、当該システムの利用方法について周知を行った。 【厚生労働省】指定難病に係る臨床調査個人票についての改正について(令和5年11月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)	【厚生労働省】指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースに関する医療機関向け周知 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuinitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hanbyou/index_00003.html	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30hu_tsuchi.htm#h30_23	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法律100) (1)投票所入場券の交付(施行令31条1項)については、選挙の期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選舉人に交付できるよう、市町村の取組事例を調査し、次回の参議院議員通常選挙の前を目途に通知する。	—	投票所入場券の交付については、選挙期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選舉人に公布できるよう通知した。	【総務省】投票所入場券の活用について(令和元年5月24日付け總行管第36号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30hu_tsuchi.htm#h30_24	総務省自治行政局選挙部選挙課
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (26)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の差出を廃止する。 また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度差出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に差出を行う。 【措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)】	—	医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱の毎年度の差出を廃止し、当該要綱と併せて発出している通知を可能な限り早期に発出するように措置した。	【厚生労働省】医療介護提供体制改革推進交付金の交付について(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知) 【厚生労働省】医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護支援体制支援臨時特例交付金の運営について(平成31年4月26日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知) 【厚生労働省】地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成31年度の取扱いに関する留意事項について(平成31年4月26日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局高齢者支援課長、医政局医療介護連携政策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30hu_tsuchi.htm#h30_26	厚生労働省保健局医療介護連携政策課
—	—	—	—	—	—
6【法務省】 (1)不動産登記法(平16法律123) 電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。	—	電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、令和2年1月から運用を開始した。	—	—	法務省民事局総務課 法務省民事局民事第二課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【内閣府】(9) 情報連携による世帯構成の確認方法について(平成30年11月27日付け事務連絡)	申請書等に記載された世帯構成の確認方法について、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所所轄で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 【措置済み(平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡)】	申請書等に記載された世帯構成の確認方法について、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所所轄で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化した。	【内閣府】情報連携による世帯構成の確認方法について(平成30年11月27日付け事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2018/h30fu_tsuchi.htm#h30_31	
6【国土交通省】(9) 鉄道事業者とバス事業者の事業報告書等に含まれる情報について(平成31年3月28日付け国鉄計第142号、国鉄事第383号、国自旅第298号)	鉄道事業者・バス事業者の事業報告書等に含まれる情報については、地方公共団体の求めに応じ、国土交通省から提供する仕組みを構築した。また、公共交通事業者に対し、地方公共団体の情報提供依頼に可能な限り協力する旨を通知した。併せて、地方公共団体と公共交通事業者が情報の共有・活用に取り組んでいる事例を周知した。	【国土交通省】一般乗合旅客自動車運送事業者・鉄道事業者に関する情報を地方公共団体に提供する仕組みの構築について(平成31年3月28日付け国鉄計第142号、国鉄事第383号、国自旅第298号)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2018/h30fu_tsuchi.htm#h30_32	国土交通省総合政策局交通政策課 国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室 国土交通省鉄道局鉄道事業課 国土交通省自動車局旅客課	
6【文部科学省】(13) 厚生労働省(13) 地域公共交通に係る施設及び実施のため必要とする公共交通事業者に係る情報について(平成31年3月28日付け国鉄計第142号、国鉄事第383号、国自旅第298号)	（1）地方公共団体が地域公共交通に係る施設及び実施のため必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律4条4項及び交通政策基本法10条、12条、27条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力する。 また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施設の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例についても、地方公共団体に2018年度中に周知する。				
6【内閣府】(5) 文部科学省(13) 厚生労働省(13) 教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18法律第47号)	教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18法律第47号)の改正措定(定ひも園における保育園の整備等のために関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24法律第56号)の附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することと、所要の措置を講ずる。	幼稚園教諭認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例については、5年間(令和6年度末まで)延長した。	【文部科学省】教育職員免許法(令和6年1月14日外法律第47号) 【文部科学省】厚生労働省(13) 教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和6年1月7日外法律第26号) 【内閣府】(13) 文部科学省(13) 厚生労働省(13) 教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和6年1月7日外法律第26号) 【内閣府】(13) 文部科学省(13) 厚生労働省(13) 教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律新田对照表(令和6年7月6日外法律第26号)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2018/h30fu_tsuchi.htm#h30_33	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課
6【厚生労働省】(3) 児童福祉法(昭22法164) (4) 社会福祉法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)	（3）児童福祉法(昭22法164) (4)社会福祉法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長い所管することを可能とする。	放課後等デイサービスの利用対象となる障害児に、専修学校等で就学している障害児のうち、その福祉の増進を図るために、授業の終了後又は休憩時ににおける支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。)が認めるものを作成する法律改正を行った。	【厚生労働省】児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知) (令和4年6月15日付け厚生労働省子ども家庭局・厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2018/h30fu_tsuchi.htm#h30_34	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
6【文部科学省】(6) 社会教育法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)	公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館等)については、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とした。	公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館等)については、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とした。	【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について(令和6年7月6日付け文部科学省総合教育政策局長通知)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2018/h30fu_tsuchi.htm#h30_35	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
6【総務省】(6) 地方公務員法(昭25法261)	（1）地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29法29)で新たに導入される会計年度任用職員(改正後の地方公務員法22条の2)に整えられるいわゆる「民間」が担う業務の取扱いについては、委託による対応等も含め、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルにおいて明確化し、地方公共団体に2018年中に周知を行う。 【措置済み(平成30年10月18日総務省自治行政局公務員部長通知)】		【総務省】会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について(通知)(平成30年10月18日付け總行公第135号、總行給第149号、總行安第48号)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2018/h30fu_tsuchi.htm#h30_36	
6【厚生労働省】(22) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100)	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続を簡素化する方向で検討し、2018年度中に検討の方針性を示した上で、2019年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 引当生労働省】(24) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求手続について、遺族の高齢化等を踏まえ、省令を改正し、簡素化する。 【措置済み(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令)(令和元年厚生労働省令第71号)】	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、省令を改正し、簡素化した。また、特別弔慰金に係る事務処理マニュアルを都道府県に配布した。	【厚生労働省】戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第71号) 【厚生労働省】戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局長通知) 【厚生労働省】第十一回特別弔慰金マニュアル(厚生労働省社会・援護局援護・業務課)	厚生労働省社会・援護局援護・業務課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

事項	申別 管理	分野	対象団体 の属性	地名 ・印体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	具体的な支援事例		
									求める措置の具体的な内容		
H30	38	03.医療・ 福祉	指定都市	京都市、滋賀 県、奈良県、兵庫 県、神戸市、鳥 取県、徳島県	内閣府、厚 生労働省	B 地方 に対する 規制緩 和	企業主導型保育事業費補助金 実施要綱 第3の2の4(1)	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて、「市町村子ども子育て支援事業計画に基づいての認可外保育施設の整備」が認可されているが、企業主導型保育事業の制度上認可外保育施設であり、この構築調整の対象とはならない。	企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市のへの住民手続きは事業開始後に開設届を提出するのみであり、事前に開設することが困難な制度設計となっていることから、「市町村・子ども子育て支援事業計画」において、保育の量の見込みがない、定員割れの箇が多数生じている区域においても地域条件を設けた企業主導型保育事業所が開設され、保育提供体制の供給過剰状態を助長する例が生じている。	
H30	39	09.土木・ 建築	都道府県	石川県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩 和	補助金等による事業の執行 の適正化に関する法律第22条 の適用、国土交通省管轄の 事業等に係る財産処分承認基 準等(国土交通省水管署・国土保 全局長通知)2(1)	水管管理・国土保全局長に係る財 産補助事業等に係る財 産処分承認基準における包括承認申請の拡充	【現行制度】 水管管理・国土保全局長所管補助事業等により取得した財産についての外用使用を行ふ場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならぬ。一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件で行財産処分については、地方整備局長より財産処分報告書の提出をもって承認があつたものとみなされる。(包括承認) 【支援事例】 平成30年1月11日から14日かけての大雪(金沢市では1年にぶりに60cm超の積雪を記録)により、市の内路雪落湯浴場の除雪が追いかけず、日雪が残ったままであったため、運搬排雪車両の凹凸な通行に支障をきたす。 これを受け翌15日、主要幹線道路に隣接し、広大な緩衝地帯を持つ犀川左岸(しがわさがん)浄化センターを新たな雪落湯浴場とすることが適当と判断し、財産処分承認申請書を北陸地方整備局に提出し、同局担当者へ一報の承認を得た後に同じ夜より雪落湯浴場としての使用を開始した。その後、毎日付で除雪がなされた。 (1)雪落湯浴場の開設準備、排雪運搬業者の連絡等の対応を行の中で、申請書類作成などの財産処分承認申請に係る事が発生したことから、迅速な道路除雪の実施に支障を来たした。 (2)申請から承認までの10時間は当該財産処分に係る根拠がない状態であり、法順守や事故時の責任關係の観点から、地方公共団体として不安定な立場に置かれた。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyukkeka.html	
H30	40	06.環境・ 衛生	都道府県	鹿児島県、兵庫 県、神戸市、和 歌山県、島根 県、愛媛県、高 知県	厚生労働 省、環境省	B 地方 に対する 規制緩 和	狂犬病予防法第4条 動物の受診及び管理に関する 規定第7条 の措置について (平成18年1月20日環境省告 示第23号)第4(2)イ	狂犬病予防法第4条 動物の受診及び管理に関する 規定第7条 の措置について (平成18年1月20日環境省告 示第23号)第4(2)イ	獣医士登録の徹底を図るため、市町村、AIPG(動物ID 普及推進会)の他、任意団体等が感冒などしている飼 主登録について一元化を行う。	獣医士登録が推進されるマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法による狂犬病登録、双方の登録の統合されば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のみで、それぞの窓口で登録する必要があり、それぞれ手数料を負担しており、申請者の業務負担・費用負担の観点から非効率である。 (参考)犬の登録料3,000円、狂犬病予防注射3,000円、マイクロチップのデータ登録料1,000円(チップ装着代は別) マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原本への記載にデータに新たに二つデータを保護することで対応できると考えられ、市町村側の負担も少ないと思われる。 登録窓口が一元化され、所有者明示狂犬病予防接種が推進されることで、例えば盗難された犬や迷子の大が保護された際、その大がマイクロチップの登録情報を狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の大が保護された場合、当該犬の所有者たるか、当該地域における連絡やかな予防措置に取り組むことができたりなど、県としての広域的な狂犬病予防対策にもつながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyukkeka.html
H30	41	07.産業振 興	都道府県	鹿児島県、京都 府、京都市、兵 庫県、神戸市、 和歌山県、愛媛 県、高知県	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩 和	一般高圧ガス保安規則関係 示基準	水素ステーション耐圧部品等材料の対象範囲拡 大	水素ステーションの整備促進の支援となっている水素 ステーション耐圧部品等材料の対象範囲を拡大し、地 球温暖化对策の推進と燃料電池自動車ユーザーの利 便性向上を図る。	一	
H30	42	07.産業振 興	都道府県	鹿児島県、京都 府、京都市、兵 庫県、神戸市、 和歌山県、愛媛 県、高知県	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩 和	高圧ガス保安法第35条	水素ステーションに係る都道府県知事等による保安検 査方法を緩和し、水素ステーションの維持管理コスト軽 減を図ることを求める。	【制度改正の内容】 水素ステーションの保安検査内容について、維持管理コストの軽減を図るために、既に学会その他の民間団体による設備の実態等に即した保安検査方法が指定されている、天然ガスタンクと同程度のものとして取り扱うこと。 【具体的な支援事例】 水素ステーションは年1回の保安検査で30日程度の休業が必要であり、FCVユーザーはその間、自動車を利用できないという極めて不便な状況に陥っている。また、検査費用もかかり、水素ステーションの維持管理コストを上げている。	一	
H30	43	01.土地利 用(農地除 く)	都道府県	鹿児島県、滋賀 県、京都府、京 都市、兵庫県、 愛媛県、高知県	農林水産省	A 地權 移譲	森林法第26条、第26条の2	保安林に関する事務の 権限譲譲	林野庁が所管しない国有保安林を解除する権限につ いて都道府県への移譲を行う。	国有林と民有林が混在する区域(河川の氾濫防止を目的とした水害防備保安林等)において、公共事業(豪堤等)の完了に伴い法第26条の2第1項に伴り保安林を解除しようとする場合、権限が農林水産大臣と都道府県知事へ重複することにより、事務が繁雑となる。 国造の新設や改良で保安林の解除が必要な理由(公益上の理由)、かつ県知事権限で解除可能なケースであっても、用地買収並びに分筆登記して國(国土交通省)の所有物となった後は、林野庁が管理する国有林で無いにもかかわらず、当該保安林の解除が農林水産大臣(林野庁)で難解である。 未だ権限委託をしていない、国土交通省が所有する国有保安林の解除によこうする場合、保安林の種類や重要流域にかかるむずかしい農林水産大臣の承認を必要とするため、権限譲譲により保安林解除事務の効率化及び透明化に寄与する。	一
H30	44	01.土地利 用(農地除 く)	都道府県	鹿児島県、滋賀 県、京都府、京 都市、兵庫県、 愛媛県、高知県	農林水産省	A 地權 移譲	森林法第26条、第26条の2	保安林に関する事務の 権限譲譲	公表した理由により必要が生じたときに保安林を解除 する権限について都道府県への移譲を行う。	道筋の開設・改良を行なうことを公的事業は各種法令等に則して行われ、保安林機能の維持・強化に資するこころに入れ開拓らず、重要な流域であるか否かによって解除の権限が農林水産大臣と都道府県知事に区別されており、行政の個々の慣習が残なされている。	一
H30	45	10.運輸・ 交通	知事会	九州地方知事 会、鹿児島県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩 和	道路運送法第78条 道路運送法施行規則第48条	自家用有償旅客運送の 実施主体の追加	市町村やNPO等による主運行も困難な地域において、 地域の公共交通会議で認められた場合には、地域 住民の移動手段のために公共交通的活動として輸 送サービスを行なう事業者や、観光バスの円滑な移動 のため輸送サービスを行なう事業者の民間事業者 等を自家用有償旅客運送の実施主体に加える。	【支援事例】 昨年、路線バスのドライバー不足は深刻であり、路線バス事業者による労働環境改善に向けたダイヤの見直し・運行本数の減便等が実施されているところ。また、路線バス事業者から利用者の減少による路線廃止の申し出があった地域において、地元自治体が赤字補填による路線維持を求めていたところ、ドライバー不足のため、断られた事例もある。このように、人材不足が顕在化する中で、地元自治体は、限られた人の・物的資源の有効活用を図るために、交通事業者等による輸送サービスの活用を検討する必要がある。その有効な手段として、「自家用有償旅客制度」が考えられるが、事業主体が施行規則48条に限定列挙されており、全般活用できない制度となっている。 【懸念の解消策】 国・県は、「自家用有償旅客制度は運送業が創立した地域において例外的に認められるものである」としているが、自家用有償運送の制度において、その対価は実費の範 囲で運送する場合に限り認められない。主に、法規の違い(利得・非利得)による運送料金の算定方法等による問題がある。 そこで、輸送サービスそのものの運送料金の算定方法とせよ、社会貢献活動としての位置づけで輸送サービスを行なう民間企業については、自家用有償運送の申請主体とすることを求めるもの。 なお、運送サービスそのものの運送料金の算定方法とせよ、社会貢献活動としての位置づけで輸送サービスを行なう民間企業については、当該民間企業の登録による公共交通会議等における合意を踏まえている。	一
H30	46	05.教育・ 文化	都道府県	鹿児島県、京都 府、兵庫県、和 歌山県、鳥取県、 高知県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩 和	学校教育法施行規則	地方と都市の学校を自 由に行き来できる「デュ アルスクール」制度の創 設	地方への一時的な移住や二地域居住する家庭の児童 が他の小学校で受けた授業を、当該児童の在学する小 学校において受けた当該小学校の教育	フレーバーを活用し、都市部と地方を行き来する新しい形態や二地域居住を行なう場合が増加しているが、その子の教育が制約となることがある。新たな働き方やライフスタイルに対応した「新しい学校のカタチ」の開拓は、徳島県が政策提言において要請する中、昨年、沖縄県等(伴い)域外就学制度を活用した短期間の学校間移動は承認を得られやすくなつたが、転入の度に除籍・指導監修の件数が伸びるなど、まだお、転校手続手続が教員の負担や二校間の連絡の事務の負担が生じている。	一
H30	47	03.医療・ 福祉	一般市	うら市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩 和	放課後児童健全育成事業の設 置及び運営に関する基準	放課後児童健全育成事業の資格要件に、沖縄県(鹿児島 県の基準)に準ずるデータの証明を有している認可外保 育施設2年以上勤務している場合であれば、美浜保 育園の運営する「放課後児童健全育成事業の運営の 定義が不明確なため、県の基準を満たしている認可外保 育所で從事している者が対象となるか判断できなか つて、新たに人材を確保して頂きたい。	沖縄県の実情として、戦後の福祉事業の運営は、学童クラブを含めた保育施設事業と民間事業所で実施してきた経緯があり、施設を新增設する民間事業所が増えてきているからも、学童クラブ のニーズの高まりに対するには、沖縄県独自の児童福利政策を踏まえた放課後児童対策を講じる必要があると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyukkeka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
6【国土交通省】 ⑩補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 国土交通省水管理・国土保全局所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年にわたる事前の財産処分承認申請を可能とし、その旨を関係団体等に2018年度中に周知する。	—	—	—	—	国土交通省水管理・国土保全局
6【厚生労働省(23)】 ⑥保健省(6) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬予防法(昭25法247)に基づき市町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化について、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップ化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 51【厚生労働省(42)】 ②保健省(6) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬予防法(昭25法247)に基づき市町村が行う犬の登録(同法4条)による改正後の39条の5及び39条の6)が令和4年6月に施行されるところ、当該規定による犬の登録(同法4条)に係る窓口事務については、狂犬予防法(昭25法247)に基づき市町村が行う犬の登録(同法4条)に係る窓口事務については、狂犬予防法(昭25法247)に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ)に対して、環境省令で定める内容(所有者情報等)を通知することとされおり、これにより、当該通知を狂犬病予防法に基づく犬の登録の申請とみなし、装着されているマイクロチップを從来市町村から交付されている鑑札とみなすこととしている。 令和3年6月には、指定登録機関として公益社団法人日本獣医師会を指定し、環境大臣の代わりに登録關係事務を行わせることとした。 令和3年9月には、動物の愛護及び管理に関する法律施行の一部を改正する政令(令和3年8月16日付)が公布され、狂犬予防法(昭25法247)に基づき市町村が行う犬の登録(同法4条)に係る窓口事務については、狂犬予防法(昭25法247)に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ)に対して、環境省令で定める内容(所有者情報等)を通知することとされおり、これにより、当該通知を狂犬病予防法に基づく犬の登録の申請とみなすことをとした。 令和4年4月には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年4月5日付け環境省令第16号)が公布され、マイクロチップの装着等の義務化に関する規定を定めた。 令和4年6月には、個人情報保護や情報セキュリティ等の課題を解消し、所有者情報の登録を行う情報登録システムの運用を開始した。	国土交通省】水管理・国土保全局所管補助事業等による財産処分承認基準の取扱いについて(周知)(平成31年1月7日付け)国土交通省水管理・国土保全局総務課長補佐事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/telanbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_39	国土交通省水管理・国土保全局総務課	
6【厚生労働省】 ⑨児童福祉法(昭22法164) (1)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども、子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参考すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘査し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参考化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け)外法律第46号) 厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/telanbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_47	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	事 業 管 理	分 野	提 案 出 來 の 属 性	提 案 方 向 性	提 案 方 向 性	提 案 事 項	求 め る 措 置 の 具 体 的 な 内 容	具 体 的 な 支 障 事 例	提 案 申 出 に お け る 終 了 期 限 基 準 (概 要 文)	
H30	48	02_農業・農地	都道府県 青森県	農林水産省	A_権限 移譲	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項及び第4項、第19条第2項	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「機械化法」)第18条第1項の農地利用配分計画認可の際から市町村への権限移譲及び継続期間の短縮又は廃止	[支障事例] 農地中間管理事業にかかる法律(以下、「農業経営基盤強化促進法」(以下、「基盤法」))による農地借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間に渡り、比較的短期間で手続が完了する。 一方、農地中間管理事業による貸借の場合は、基盤法による農地中間管理機構(以下、「機構」)への貸付手続(市町村長の4週間程度)に加え、機構と農地の受け手が貸借権等を設定する場合に必要となる配分計画は、知事が認可をすることから、審査、公告、2週間の継続期間(法定)などの段階搭の手続に約5週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。 このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 なお、平成26年度から配分計画を縮短してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukekka.html	
H30	49	03_医療・福祉	施行時特例市 所沢市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	介護保険法第24条の2第2項	介護保険法第24条の2第2項による調査業務の実施に係る市町村事務受託法人の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	これまで介護認定における新規申請分の訪問調査は、市職員が行っていたため、介護支援専門員でなくとも社会福祉士等の資格と、県及び市町で実施している研修受講により調査業務を実施可能としていた。指定市町村事務受託法人への委託に関しては、「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。」とあるが、埼玉県で確認したところ、これに該当する省令がないため、介護支援専門員でない限り調査はできない状況である。 このことから、介護支援専門員は介護保険法第7条第5項に、介護者等からの相談に応じ、適切なサービスを受けられるように市町村やサービス事業者との連絡調整を行う者であって専門的知識及び技術を有する者と記載されている。 実際、本来であれば、平成30年4月から新規申請の調査を合わせて月50件の調査を委託すれば、事務受託法人が介護支援専門員資格のある調査員を確保できないことにより、140件は市の調査員が行わなくてはならず負担がかかるといいる。このため、介護認定の申請から調査実施までに時間が掛かり、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出さなければならなくなることから、40日以上かかることがある。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukekka.html	
H30	50	03_医療・福祉	施行時特例市 所沢市	内閣府	B_地方に対する規制緩和 要綱	子ども・子育て支援交付金交付の円滑な事務の執行	子ども・子育て支援交付金について、交付を受けた市町村は、原則毎月に事業報告書を提出することによる交付額に応じて返還金が課され、その後の回から次の交付額の確定通知が遅く、交付金の返還金処理は翌年度の後半になってしまっている。 また同交付金に係る手続きについて、県からの確定通知は毎月1回、定期に差出されており、県と県の返還金手続きを同時に実施できるよう運用の改善を図れたい。	実績報告に基づき交付額を確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、年々、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度となり(おおよそ翌年度末)、そのため返還金を補正予算に計上している。補正を行う議決後でなければ返還の手続きに進めないと、事務手続きの負担となっている。 県と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukekka.html	
H30	51	12_その他	指定都市 さいたま市	総務省	B_地方に対する規制緩和	地方自治法第243条 地方自治法第158条	地方自治法施行令第158条(収入の徵収又は収納の委託)における歳入料の追加	公の施設に設置されている、市民が利用するための印刷機器について、指揮管理者が料金を徴収することを可能とする提案。	-	
H30	52	03_医療・福祉	指定都市 さいたま市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和 規制緩和 第3条第1条の4の2	障害者総合支援法第2条第3項、障害者総合支援法施行規則第1条の追加	重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和	常時介護が必要な重度障害者等を在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。	全身の筋力が低下する糖尿病(先天性筋肉萎縮症不均等症)により、ベットボトルを持ち上げること等の日常生活が困難な重度障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9時～10時の間に在宅でパソコン作業を行っている。 重度訪問介護の提供場所は住宅や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12時～13時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができる。 就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できることは、公平とはいえない。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukekka.html
H30	53	03_医療・福祉	指定都市 さいたま市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	平成29年12月21日付け子育て優先令第1号、厚生労働省子ども等に係る基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条の見直し	子育て安心プラン実施計画の採択を受けることで、保育所等整備交付金が嵩上げされるが、その嵩上げを見直すこと。	以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の運営が進んでいない。 いざれの施設も保育士確保に苦慮する中あって、代替保育を提供するための職員確保が困難。 本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。 卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いざれの認可保育施設も利用希望者が多い中、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるため枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。	-	
H30	54	03_医療・福祉	指定都市 さいたま市	内閣府、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	家庭的扶助事業等の設備及び運営に関する基準第6条の見直し	家庭的扶助事業等の設備及び運営に関する基準第6条の見直しについて、①保育職員交替勤務の確保を実現しないことを認める。②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営支援等を行っている認可保育施設を認める。③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間を延長する。	以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の運営が進んでいない。 いざれの施設も保育士確保に苦慮する中あって、代替保育を提供するための職員確保が困難。 本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。 水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していいる専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることがあわせて、教頭等が出席等で不在の際は、一時預かり事業を行えない状況である。 さらに、非常勤職員の中にも幼児教諭資格喪失者がいては資格を所有していた者を員員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukekka.html	
H30	55	03_医療・福祉	一般市 南房総市、水戸市	文部科学省、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上を義務とする必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していく者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行なう者及び行う予定の者も含めるようこれまでいた。	南房総市においては、4歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間で確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。 また、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していくなければ人材の確保が難しくなっていき、現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。 また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していいる専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることがあわせて、教頭等が出席等で不在の際は、一時預かり事業を行えない状況である。 さらに、非常勤職員の中にも幼児教諭資格喪失者がいては資格を所有していた者を員員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukekka.html	
H30	56	12_その他	都道府県 京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山县、鳥取県、島根県、徳島県	総務省	B_地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第143条第1項第4号	合併年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の見直し	昭和38年12月19日付け自治工行第93号行政課長通知において、地方自治法施行令第143条第1項第4号の「当該行為の履行があった日」は「履行実施の日」を指すとしている。しかし、警備等の行合せ義務は毎日継続して義務が行われることから、年度末の給付行為の完了は職員が最終日の深夜0時に行為があり、過重な事務負担や実務に即していない完了検査となっている。また、3月31日24時までの期間の観点から、翌年度への行為の完了を確認するににより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれるという解釈を示されている。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【農林水産省】 (7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i) 農用地利用配分計画の案の総覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii) 農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 51【農林水産省】 (7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i) 農用地利用配分計画の案の総覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii) 農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iii) 農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、農用地利用配分計画のみで賃借権の設定等を可能とすることにより、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。 (iv) 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)】 (v) 農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、農用地利用配分計画のみで賃借権の設定等を可能とすることにより、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。 (vi) 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)】	農用地利用配分計画の案の総覧については、廃止した。 また、農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、市町村の農用地利用配分計画のみで賃借権の設定等を可能とした。	—	—	農林水産省経営局農地政策課
6【厚生労働省】 (2) 介護保険法(平9法123) (i) 要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 51【厚生労働省】 (2) 介護保険法(平9法123) (i) 要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	指定期間市町村事務受託法人による要介護認定等の認定調査を行う者について、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者を追加し、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることができること等を含むる改正省令を公布した。	【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第4号) 【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年3月31付け厚生労働省老健局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunkun-suishin/teainbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_49	厚生労働省老健局老人保健課
6【内閣府】 (11) 子ども・子育て支援法(平24法65) (i) 子ども・子育て支援交付金については、交付金の返還に係る地方公共団体の円滑な事務の執行が可能となるよう、毎年度可能な限り早期に交付金額を確定する。	—	前年度より早期に子ども・子育て支援交付金の額の確定を行い、地方公共団体へ通知した。	【内閣府】H30子ども・子育て支援交付金確定通知依頼書(令和2年1月24日)	https://www.cao.go.jp/bunkun-suishin/teainbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_50	内閣府子ども・子育て本部
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (29)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭35 法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) ・重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策・公務員施策との役割分担と踏まえ、當時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 51【厚生労働省】 (29)障害者の雇用の促進等に関する法律(昭35 法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭35 法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) ・重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策・公務員施策との役割分担と踏まえ、當時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	重度障害者等に対する就労支援については、職場等における介助等の支援を実施するため、重度訪問介護サービス利用者等に対する障害者雇用納付金制度(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭35 法123)及び障害者の雇用の促進等に関する法律(平17法123))に基づく助成金を拡充するとともに、地域生活支援事業の実施等に対する助成金の額を引き上げる。また、地域生活支援事業の中、企業が当該助成金を活用しても雇用継続率が低くなる場合や重度障害者等が就労する場合に、支援を行う雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を創設する。 (ii) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭35 法123)及び障害者の雇用の促進等に関する法律(平17法123)の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等の雇用の促進等に対する助成金の額を定める件の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第205号)、令和2年3月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知】	【厚生労働省】障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(二十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者等の就労支援の額を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律(昭35 法123)及び障害者の雇用の促進等に関する法律(平17法123)に基づく助成金を拡充するとともに、地域生活支援事業の実施等に対する助成金の額を引き上げる)に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等の雇用の促進等に対する助成金の額を定める件の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第205号) 【厚生労働省】「地域生活支援事業等の実施について」の一部改正について(令和2年3月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunkun-suishin/teainbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_52	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
—	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (3) H30厚生労働省(7) (i) 保育福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii) 家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。 ・家庭の保育事業者が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携後、認定こども園の運営権を譲り受けた場合の連携施設の運営権の譲り受けの認定(同令6条3号)においては、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項)に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 51【内閣府】H30厚生労働省(7) (i) 保育福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii) 家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。 ・家庭の保育事業者が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携後、認定こども園の運営権を譲り受けた場合の連携施設の運営権の譲り受けの認定(同令6条3号)においては、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項)に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	連携施設を確保しないこととされる経過措置期間を5年間延長するとともに、連携項目のうち卒園後の受け皿については、企業主導型保育事業所や市町村が独自で認証している保育所等から確保することが可能となった。	【厚生労働省】家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準(平31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平31年3月29日付け厚生労働省令第49号)	https://www.cao.go.jp/bunkun-suishin/teainbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_54	厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
6【文部科学省】 (4) 教育職員免許法(昭24法147) (i) 教育職員免許状に係る免許状更新講習(9条の3第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園園形の一時預かり事業(児童福祉法昭22法164)6条の3第3項及び子ども・子育て支援法(平24法65)9条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に關して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 51【文部科学省】 (4) 教育職員免許法(昭24法147) (i) 教育職員免許状に係る免許状更新講習(9条の3第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園園形の一時預かり事業(児童福祉法昭22法164)6条の3第3項及び子ども・子育て支援法(平24法65)9条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に關して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	教育公務員条例及び教育職員免許法の改正により、教育免許更新制を発展的に解消することとなり、令和4年7月1日時点での有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認機関又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で妊娠状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許状の更新手続きの必要がなくなった。また、失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与と申請を行うことで、免許状更新講習の受講や更新手続きの必要がなくなった。	【文部科学省】教育公務員条例及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知) 【文部科学省】教育公務員条例及び教育職員免許法の一部を改正する法律(附)(令和4年法律第40号)	https://www.cao.go.jp/bunkun-suishin/teainbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_55	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管 理	分 野	提案 の属性	関係府県	提 案 主 業 域	提 案 主 業 域	提 案 事 項 重 要 性	提 案 事 項 重 要 性	具 体 的 な 事 例	提 案 申 出 る 概 要 的 な 規 制 基 準 (新規)
H30 57	12.その他	都道府県 京都府、滋賀 県、京都府、福 知山市、舞鶴 市、守口市、宇 治市、宮津市、 亀岡市、城陽 市、向日市、八 幡市、京田辺 市、京丹後市、 木津川市、大山 崎市、久御山 町、井手町、宇 治田原町、笠置 町、和束町、南 山城村、京丹波 町、伊根町、与 謝野町、大阪 府、堺市、兵庫 県、神戸市、和 歌山县、鳥取 県、徳島県	総務省	B 地方 に対する 規制級 和	地方公共団体の財政の健全化 に関する法律(平成十九年法律第 九十九号)、地方公共团 体の財政の健全化に関する法 律施行規則、地方自治法	財政健全化指標に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法律で規定され、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定・決算統計一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	例年、総務省が実施する普通交付税算定については、交付税算定業務支援システム(Lask)により、地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査(以下、「決算統計」という。)については、地方財政決算情報システムによる提出とされている一方、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告については、エクセル様式によるメール提出とされている。 また、都道府県市町村担当課においては、各市町村のデータを手動による貼り付けにより、総務省に報告することとしているため、これらについても事務ミスが発生する可能性を有する。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html
H30 58	07.産業振興	都道府県 京都府、滋賀 県、和歌山県、 鳥取県	経済産業省	B 地方 に対する 規制級 和	中小企業高度化資金償還管 理手引き(平成29年5月 期)、中小企業基盤整備機 構高度化事業部	高度化資金貸付金の進 金支払手続きに係る請求書 発行依頼の義務付けを廃止す ることにより、事務処理 期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られる ことを求める。	高度化資金貸付金に係る都道府県から(独法)中小企業基盤機構(以下、「機構」という。)への進金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られる ことを求める。	高度化資金貸付金に係る都道府県から(独法)中小企業基盤機構(以下、「機構」という。)への進金支払手続きに係る請求書発行依頼を元に請求書を発行されている。本提案では、都道府県から機構に対する請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られる ことを求める。 【制度改正の必要性】 進金合意は、機構が元金の償還状況等を踏まえて都道府県に対して請求すればよく、請求書発行依頼は不要な事務手続きと考えられる。 【具体的な支撑事例】 不要な事務手続きが義務付けられていることにより、事務処理期間の短縮が図られないとともに、都道府県に事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html
H30 59	07.産業振興	都道府県 京都府、滋賀 県、京都府、大 阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取 県、徳島県、關 西広域連合	警察庁、企 業庁、財務 省、厚生労 働省、経 済産業省、 国土交通省、 環境省	B 地方 に対する 規制級 和	中小企業等協同組合法 の暴力団排除のための 中小企业等協同組合法の改 正	中小企業等協同組合か らの暴力団排除のため の中小企业等協同組合 法の改正	【支撑】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでおり、中小企业等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成 27年) しかし、中小企业等協同組合法には暴力団排除規定が記載されておらず、認可処理では暴力団と関わるある組合の認可を拒否したが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難い。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全般で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記 されている。ついては、他法律(資金貸付や水産業協同組合法など)と同様に、中小企业等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30 60	02.農業・ 農地	都道府県 京都府、滋賀 県、京都府、大 阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取 県、徳島県、關 西広域連合	農林水産省	B 地方 に対する 規制級 和	農林水産施設災害復旧事業 費国庫補助の暫定措置に関する 法律施行令第3条第2項 第4号の農業用灌漑施設に開 かる法律施行規則第2条の規定 に基づき、農業用灌漑施設に 係る同条第3号の農林水產大臣 による定期的監査の実施を緩 めることの額の変更、同条第 4号の農林水產大臣が別に定 める範囲を超える設置基準 又は設置料金の変更及び同条第5 号の農林水產大臣が別に定 める範囲を超える設置基準 又は設置料金の変更を定め る変更を定めた件数(平成 12年3月30農林水産省告示 第450号)、平成25年8月 27日農林水産省告示第397号)	災害復旧事業において農林水產省との協議が必要となる重要変更事項の基準の緩和	【現状】 災害復旧事業において計画変更する際には、「増加し、又は減少する工事費の額(設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。)が、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する」その額が200万円を超える場合は、200万円。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るものうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものにあっては、その額が2千萬円を超える場合は、2千萬円)を超えるものである場合、あらじめ農林水產省(近畿農政局)に協議の同意を得る必要がある。 【文献】 災害復旧事業は、その実施から被災を取扱うことが多いが、近年、現場の状況で既存部分の確保が困難になっている。災害査定時に処分料金で決定しない場合、必要最低限の処分費用の計上しかできないが、その実施によっては、遠方へ搬入分が決して定めた場合、近隣の施設の変更による内容で重要な変更となるケースが増えている。 重要な変となる基準が決して定められ、災害が多発する状況下では、このよう簡易な内容であっても重要な変更となり協議に時間要している。 そのため、現行の基準より定められた件数(以上かつ農地500ha以上増減又は農地100ha以上増減又は設置2000ha以上の増減(3倍))とする等の緩和を行おうとする。 ※H26年災 重要変更協議件数 84件 本家の実現により軽微変更となる件数 30件 効果約35%件数減	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30 61	12.その他	都道府県 京都府、大阪 府、兵庫県、 和歌山県、鳥取 県、徳島県	農林水産省	B 地方 に対する 規制級 和	漁業法92条、93条	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公選選挙法上の他の選舉同様、例えば、その当選人の不足数と足りて2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	海区漁業調整委員会は15人(公選委員9人、専任選任委員6人)の海区委員で構成されており、農林水產大臣が指派する海区にあっては10人(公選委員6人、専任選任委員4人)の海区委員で構成されてい る。なお、京都府海浜漁業調整委員会の場合は、農林水產大臣が指定する海区にあたるの、計10人の海区委員で構成されている。 公選委員については、漁業法92条及び93条の規定により、1人でも欠員が生じたとき、直ちに選挙会を開き当選人を定めなければならないこととなっており、当選人を定めることができない場合、補欠選挙を行わね ばいけならないこととなっている。 海区漁業調整委員会の高公益性に鑑みて同規定が設けられていることは推察できるが、例えば、公選選挙法113条に規定されている各種議会議員選挙の補欠選挙に係る要件と比較しても、最も厳格なものだと理解している。 また、公選選挙に係る事務については、準備期間は約1ヶ月半にも渡り、説明会の開催や投票のための資材(投票用紙や不在者投票用票書類など、通常の議会議員選挙の資材約50種類)の準備など、多くの事務を負られた人員で行なればならず、事務的負担が大きい。特に、説明会の各種事務で沿岸市町村に出て向こ際は、京都市内の府選挙管理委員会事務局から沿岸市町村まで距離が離れていたり、移動が大変な負担の一因といつていい。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30 62	10.運輸・ 交通	都道府県 京都府、京都 市、兵庫県、 和歌山県、鳥取 県、徳島県	国土交通省	B 地方 に対する 規制級 和	道路運送法第4条 貨物自動車運送事業第3条 旅客運送事業の用に供する 自動車用に供する場合及び 貨物自動車運送事業者が貨物 自動車運送事業の用に供する 事業用自動車を用いて旅客自 動車運送事業を行う場合に おける取扱い及び運行管 理者の登録について(平成 19年7月1日 国土安全部第1号、國 自旅第128号、國自貨第64号)	道路運送法に基づく客運送・貨物運送の掛け持ちについて、人口3万人以下の過疎地域であらゆる事業者による貨物自動車運送やトラック運送事業者による旅客運送などが可能とされたところである。 京都府内では合併前は過疎地域であり、かつ人口3万人未満の過疎地域である間に位置する、タクシー事業者による貨物運送やタクシーカーによる旅客運送などが可能とされたところである。 京都府内では合併前は過疎地域であり、かつ人口3万人未満の過疎地域である間に位置する、タクシー事業者による貨物運送やタクシーカーによる旅客運送などが可能とされたところである。	【現状】 過疎運送法に基づく客運送・貨物運送の掛け持ちについては、国土交通大臣が許可基準が平成29年9月31日に公示され、平成29年9月1日以降は、許可の対象地域が、①過疎自立策特別措置法で定められた過疎地域とはみなし過疎地域であって、②人口3万人未満の過疎地域である間に位置するタクシー事業者による貨物運送やタクシーカーによる旅客運送などが可能とされたところである。 京都府内では合併前は過疎地域であり、かつ人口3万人未満の過疎地域である間に位置する、タクシー事業者による貨物運送やタクシーカーによる旅客運送などが可能とされたところである。	-	
H30 63	12.その他	都道府県 京都府、滋賀 県、京都府、大 阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取 県、徳島県	内閣府	B 地方 に対する 規制級 和	死亡事故救済事業に係 る手綱の改善(提出書 類の見直し)	死光事故救済事業に係る手綱の改善(功績調査及び履歴書の簡素化、手書き原本等の提出の電子化)を求める。	栄典事務に係る手綱の改善(功績調査及び履歴書の簡素化、手書き原本等の提出の電子化)を求めるもの。	-	
H30 64	06.環境・ 衛生	都道府県 京都府、滋 賀県、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、徳島県、 關西広域連合	内閣府、環 境省	B 地方 に対する 規制級 和	放射線監視等交付金交付規 則	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(た だし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る)の經 費算出に係る様式の統一などを事務手続の簡素化	①は平常時から原子力施設に対する環境放射線監視業務に係るもの、②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。 両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な効率的な事務が生じている。 ・土地の賃貸借料、電気代等の経費については各交付金毎に分算算出するよう求められており、膨大な事務量を有する懸念がある。(具体的には、目的外使用を避けるための用途制限や、契約等の分割、分割 できない場合は両交付金への費用按分(年度末の繁忙期に毎年必要)といった事務が想定される。) ・府県は両者合併する形で受け取る必要があり、自ら方針決定に当たる両省調整を要しているが非効率である。 また、緊急時用途と平常時用途で必要とされる機能が異なる部分はあるが、基本的に同様の機能を有した空間放射線量測定や放射能濃度測定等の機器を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両設 備に係る経費についても毎年算出せざる理由は乏しいと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (摘要年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【総務省】 ①地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法44) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 ①地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率の算定に活用可能なデータを自動転記する所定の様式及び自動転記マニュアルを作成し、令和元年度決算に基づく算定様式の提出から運用を開始した。	【総務省】健全化判断比率及び資金不足比率の提出等について(照会)(令和2年5月15日付け)総務省自治財政局財務調査課長・公営企業課長通知 https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_57	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_57	総務省自治財政局財務調査課・公営企業課
—	—	—	—	—	—
6【警察庁(1)】金融庁(1)】財務省(2)】厚生労働省(14) 【農林水産省(1)】経済産業省(1)】国土交通省(3)】環境省(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の暴力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	中小企業庁経営支援課
6【農林水産省】 ④農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) ⑤災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議をする金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 ③農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) ④災害復旧事業の変更(施行規則第23号)については、変更協議を要しない工事費の増減額の上限を200万円から1000万円に引き上げる。 【措置済み】農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件(令和元年農林水産省告示第480号)	災害復旧事業の変更については、変更協議を要しない工事費の増減額の上限を200万円から1,000万円に引き上げた。	【農林水産省】農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件(農林水産省告示第480号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_60	農林水産省農村振興局整備部防災課
6【農林水産省】 ③漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選舉については、廃止する。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(15)】環境省(10)】 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。	—	地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮とともに、事業の実施計画の変更や資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても対応した。	—	—	内閣府政策統括官(原子力防災担当) 原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案主体 の属性	関係府省	提案 事項 （題体）	規制 法等	規制級 別	提案事項 重要度	求める措置の具体的な内容	具体的な障壁事例	提案中における最終的な 審査結果（既定）
H30	65	12.その他	都道府県	京都府	内閣府	地方創生推進交付金交付要綱	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行なう場合、現状の交付手続きでは十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。	地方自治体の補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を査定し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業等について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。 例えば、中小企業の生産性向上のための設備導入等への補助事業において、企業が受注済の商品等の製造・納品後に設備の入れ替えに着手し、導入完了が年度末ぎりぎりになるケースが多いため、補助事業の活動を断念せざるを得なくなるなど、地方創生の推進に大きな支障となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html
H30	66	03.医療・福祉	町	祇部町、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条児童福祉施設運営要綱	B 地方に対する規制緩和	小型児童館における運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条児童館運営要綱	児童館について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条により、保育士や社会福祉士の「児童の遊びを指導する者」を配置することとしている。 また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」の名前を記載するところとして、男の子の名前を記載する者と女性の資格を有する放課後児童支援員の基準においても、2名のうち1名が補助員の代替（放課後児童館全育事業所の設備及び運営に関する基準）平成20年厚生労働省令第63号第10条）となったことから児童館と並んで、本規定について、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者1名+補助員（無資格者）又は子育て支援員修修了者等）の体制で運営が可能としていただきたい。	現在、本町において、子ども・子育て環境の充実のため、保育園、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの整備を進めた結果、児童館に配属すべき児童の遊びを指導する者と共に共にする有資格者を持つ方が必要となる場が増加したこと。 その結果、「児童の遊びを指導する者」の資格を持つ者が不足する事態が発生し、現在児童館に勤めている方が退職した後に職員の応募を行っても、勤務希望者がない等、職員が確保できず、児童館の運営に支障をきたしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html
H30	67	03.医療・福祉	町	祇部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに一括（広域化）で申請を受理及び指定できるよう求めるもの	B 地方に対する規制緩和	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに一括（広域化）で申請を受理及び指定できるよう求めるもの	介護保険制度の改正により、本町においても平成29年度から総合事業を開始している。事業所は、本町の住民に対してサービス提供を行う場合、事前に本町へ指定を受ける必要があり、複数の市町村にまたがってサービス提供を行う事業所は、当該市町村に対する必要があるため、事業所及び市町村の事務が煩雑になり効率が悪く、間取りも多くなっている。 現状、約50事業所の町内外の事務所が申請をしてきているが、この申請は、今後も増加すると見込まれ、事業所や市町村の負担が増加し、他の事務に支障を来すことが懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	68	08.消防・防災・安全	施行特例市	茅ヶ崎市	内閣府、総務省	灾害対策基本法第86条の8	B 地方に対する規制緩和	灾害対策基本法第86条の8第3項の改正。	市町村の地域内で火災が発生し、被災住民の生命若しくは身体を保護するため、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、市町村に対し避難場所の「避難（広域一時滞在）を協議するところが最も適切と判断された時に、市町村の避難場所のみとなっており、既に「避難場所」も追加する。	東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。 また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考える。 現状、災害対策基本法第86条の8とは、同法第49条の7で想定される避難生活を送るために「避難所」について、第86条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については記述がないため、避難場所の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html
H30	69	06.環境・衛生	一般市	笠間市	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条	本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条でいう自らの責任による適正処理を行な事業者として、同法第4条及び同法第6条の2でいう市町村の責務と明確に分離する必要があると考えられるところから、市町村が自ら排出される一般廃棄物の収集運搬と家庭から排出される一般廃棄物を分離して収集運搬を行っている。 これにより、事務所管部署、予算措置、収集運搬委託料執行行為等が、実際の収集運搬作業に至るまで、両者をまったく分離することとなるため、家庭ごみ・公共ごみ共に同種作業（収集運搬処理業務委託）ではあるが、市町村が支出が多かつてになり、財政負担が大きくなることから、財政負担が生じる。 しかしながら、市町村の場合、事業者の事業活動と言ても、住民サービス果たす結果であり、財源は、家庭から排出され一般廃棄物の収集運搬と同じく自家一般財源により賄われる所以、責務を明確に分離せずとも、両者それぞれの責務は果たされ、えって、混在した形で果たすことになり、経費財源の縮減とともに、効率的な行政活動の確保に繋がるのではないかと考えられる。 また、一般家庭・公共施設双方で一番多く排出されることが問題の性質のものが多く、分けて収集運搬する意義も大きいと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	70	03.医療・福祉	一般市	守口市	文部科学省、厚生労働省	認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金についての改定	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。	現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金について、内示式に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支援となつてはいない。 平成29年度においては、認定こども園施設整備交付金の内示が遅延、幼稚園部分の実施設計費について事業者が負担することになった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を丁寧しない場合には、内示式にて整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。 また、整備の規模によると、実施設計に3ヶ月程度、本体工事に少なくとも7～8ヶ月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では半年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定期等から逆算で実施しなければならない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	71	02.農業・農地	都道府県	新潟県	農林水産省	農地法施行規則第30条第4号、第57条の2第2項第1号	B 地方に対する規制緩和	農地転用許可申請に係付する必要な資力及び信用があることを証する書面について、許可権者の裁量で必要な添付書類を定められるようにする。	農地転用許可申請 農地転用許可申請については、農地法施行規則により「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」について、申請者が必須であるため、現在は国の指導により申請者に金融機関の証明書類（融資證明や残高証明書等）や通帳の写しの提出を求めている。 しかし、金融機関の証明書類等は、事業費が少額で実施に必要な資力に疑いのない場合であっても一律に添付が必要があり、申請者の負担（手数料負担等）となっている。 なお、許可申請に当たっては申請者から事前相談がある場合、多く、事前相談を通じて申請者の状況を把握していることや、申請について疑義がある場合は必要に応じて関係者への確認を行うことか、一律に金融機関の証明書類等を求めるのではなく、許可権者の裁量で必要な資力及び信用があることを証する書面を定めては適切な転用許可は可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	72	08.消防・防災・安全	都道府県	愛知県	總務省	防災法第102条の2から第10条の5、電波法関係審査基準第40条及び第41条	B 地方に対する規制緩和	防災行政無線の「伝播障害防止区域」の指定を受けることによる「電波伝播規範の中心部の寸又45m以上であること。」を見直し	防災行政無線 防災行政無線について、全ての電波が強度が弱くなる内町内町村等と結び、各種防災情報システムの通信機能をもつていている防災行政用無線回路が、名古屋市内に建設された高層建築物（地上高99m）による電波遮蔽のため、平成28年8月頃から一部通信が途切れてしまった。そのため、平成29年6月補正予算に156,493千円を計上し、迂回ルートを構築するための改修工事を実施された。	—	
H30	73	01.土地利用（農地除外）	都道府県	愛知県	国土交通省	国土利用計画法第23条第1項、国土利用計画法施行規則第20条第1項及び第2項	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法に基づく「土地売買等の届出」及び「土地売買等の届出に係付する義務付け廃止」	国土利用計画法 国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を終結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることとなっています。 当該届出に係る事務に関しては、条例による事務処理特例制度（地方自治法第52条の17の2）により、権限移譲を受けている市町村に係る土地売買等届出については、副本の提出の義務付けを廃止する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	74	03.医療・福祉	都道府県	愛知県	消費者庁	健康増進法第26条第2項	B 地方に対する規制緩和	食品の特別用途表示の許可申請による特別用途表示の許可申請について、都道府県の所在地の都道府県の経由事務の廃止	健康増進法 健康増進法における特別用途表示の許可申請について、都道府県の所在地の都道府県の経由事務を廃止し、申請者から直接、内閣總理大臣（消費者庁）へ申請すること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (iv)児童館(40条)における児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)38条2項)の員数については、児童の遊びを指導する者1名とそれ以外の者1名とすることが可能であることを2018年度中に明確化する。	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (v)介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定(115条の45の5)に係る事務については、地方自治法(昭22法67)に基づく協議会(同法252条の2の2)、事務の委託(同法252条の14)、事務の代替執行(同法252条の16の2)、一部事務組合(同法286条)、広域連合(同法291条の2)等の仕組みを活用して活で行うことが可能であること及び活用事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	総合事業の事業者の指定については、地方自治法の仕組みが活用できることや活用事例を周知した。	厚生労働省】全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(平成31年3月19日厚生労働省老健局) https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_67	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課	
6【内閣府(6)】【總務省(7)】 災害対策基本法(昭36法23) (ii)指定緊急避難場所の指定(49条の4第1項)については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。	—	近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所(指定緊急避難場所)を指定することが可能であることを周知した。	内閣府】【總務省】指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の促進等について(平成31年1月24日付け府政第60号、消防災第21号、国地応處第70号) https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_68	内閣府政策統括官(防災担当)付 参考事務(總括担当) 總務省消防厅国民保護・防災部防災課	
6【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定ごとも園施設整備交付金 (i)認定ごとも園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするために、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行つとともに、その遵守に努める。	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) 資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、「農地法関係事務処理要領の制定について」(平21農林水産省経営局、農村振興局)で例示されているものに限らず、資金計画を客観的に裏付けるものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟な運用が可能であることを明確化するため、2018年度中に年間要領を改正する。	—	資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、通知を改正し、柔軟な運用が可能であることを明確化した。	農林水産省】農地法関係事務処理要領の制定についての一部改正について(平成31年3月29日付け経営第3129号、30農振第4001号) https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_71	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課	
6【国土交通省】 (17)国土利用計画法(昭49法92) 土地充質等の事後届出(28条1項)の受理に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、当該事務を処理する権限を移譲している市町村(特別区を含む)においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	事務処理特例制度に基づき土地充質等の事後届出の受理事務を行っている市町村においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、届出の副本の提出を不要とし、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に通知した。	国土交通省】条例により事後届出に係る権限の移譲がなされている場合の国土利用計画法施行規則第20条第1項の運用について(平成31年3月8日付け国土企第81号) https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_73	国土交通省土地・建設産業局企画課	
6【消費者庁】 (1)健康増進法(平14法103) 申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務(26条2項)については、廃止する。	—	申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務については、廃止した。	【消費者庁】新旧対照表抜粋 第9次地方分権一括法 【消費者庁】特定保健用食品の表示許可等についての一部改正について(令和元年6月7日付け消費表第61号) 【消費者庁】特別用途食品の表示許可等についての一部改正について(令和元年6月7日付け消費表第68号) 【消費者庁】特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正について(令和元年6月7日付け消費表第93号) 【消費者庁】特別用途食品に関する質疑応答集の一部改正について(令和元年6月7日付け消費表第90号) 【消費者庁】概要]特別用途表示の許可に係る都道府県経由事務の廃止について https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_74	消費者庁食品表示企画課	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	事 業 分 野	対象団体 の属性	地 域 団 体	関係府省	提 交 区 分	根 據 法 令等	提 案 事 項 (項目名)	求 め る 措 置 の 具 體 的 内 容	具体的な支障事例		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
									申請手順	申請手続の問題		
H30 75	10.運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保改善事業費補助金交付要綱第7条第1項	地域公共交通系統確保改善事業費補助金(以下「補助金」という)のうち、地方公共交通改修事業費補助金に係る生活交通確保改善事業費の記載事項の簡素化	地域公共交通系統確保改善事業費補助金(以下「補助金」という)のうち、地方公共交通改修事業費補助金に係る生活交通確保改善事業費の記載事項の簡素化	補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。この計画による補助の対象期間は1年のみであるが、計画には、「向こう3年の維持事業に要する額を記載しなければならない」。地方公共交通改修事業費の記載事項に要する費用の総額、負担者及びその負担割合(以下「維持事業に要する費用の総額」といふ)、2-3年目分については、前年度から運行形態(運行距離、運行回数等)に変更がないと予測される場合は記載を不要とする。	補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。この計画による補助の対象期間は1年のみであるが、計画には、「向こう3年の維持事業に要する額を記載しなければならない」。地方公共交通改修事業費の記載事項に要する費用の総額、負担者及びその負担割合(以下「維持事業に要する費用の総額」といふ)、2-3年目分については、前年度から運行形態(運行距離、運行回数等)に変更がないと予測される場合は記載を不要とする。		
H30 76	10.運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保改善事業費補助金交付要綱第9条第1項、同第25条	地域公共交通系統確保改善事業費補助金(以下「補助金」という)のうち、地方公共交通改修事業費に係る金融費用に係る金利変動率を適用した場合の対応の柔軟化	地域公共交通系統確保改善事業費補助金(以下「補助金」という)のうち、地方公共交通改修事業費に係る金融費用に係る金利変動率を適用した場合の対応の柔軟化	地域公共交通系統確保改善事業費補助金(以下「補助金」という)のうち、地方公共交通改修事業費に係る金融費用に係る金利変動率を適用した場合の対応の柔軟化	補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。補助金には複数の補助対象事業者が用意されているが、このうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に際して、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保改善事業費計画(以下「計画」といふ)に記載する補助対象事業費について、過去一定期間の平均利変動率と金利の平均といった根拠をもとに、安全を見込んだ数字(上限見込み額)を記載する」とあります。しかし、本県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となっておらず(借入先の決まり等に基づく)、申請に係る手続(協議会の開催などを除く)と申請期限までに変更申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない事態が生じる。また、金利の変動の度に、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を交えた議論を踏まて申請を行うことは、大きな事務負担となる。	補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。補助金には複数の補助対象事業者が用意されているが、このうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に際して、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保改善事業費計画(以下「計画」といふ)に記載する補助対象事業費について、過去一定期間の平均利変動率と金利の平均といった根拠をもとに、安全を見込んだ数字(上限見込み額)を記載する」とあります。しかし、本県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となっておらず(借入先の決まり等に基づく)、申請に係る手続(協議会の開催などを除く)と申請期限までに変更申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない事態が生じる。また、金利の変動の度に、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を交えた議論を踏まて申請を行うことは、大きな事務負担となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html
H30 77	12.その他	村	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南都留町、河口村、伊香町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、中山湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	経済産業省	B. 地方に対する規制緩和	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法電力発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン	太陽光発電施設の撤去に関する方針の明確化	太陽光発電施設の撤去に関する方針の明確化				
H30 78	08.消防・防災・安全	村	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南都留町、河口村、伊香町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、中山湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	警察庁、総務省、防衛省	B. 地方に対する規制緩和	道路交通事故防止対策実行令ほか、いじこり創生統合戦略消防学校の教育訓練の基準消防法第100条の2、自衛隊法施行令第126条の2	消防団員等の消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を受講するための特例制度の創設	消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を受講するための特例制度の創設	平成29年3月12日に改正道路交通事故法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 道路に駐む若手人材や高齢者に困った若人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の持者については、車両総重量3.5トン以下の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初動活動において支障を生むことになる。 そこで、消防団員等が実施する活動の特殊性及び地域防災の要としての重要性を考慮し、新制度普通免許を取得する消防団員等が、消防団所有的ポンプ車の運転に必要な免許を取得しやすくなるような制度改定の検討が求められる。	(1)各都道府県において設置する消防学校又は消防学校が委託する自動車駆習所において、一定の適正が認められる消防団員等が消防車両の運転に係る技能教習を受講することを可能とすること。 (2)教育訓練の実施に関する地方公共団体の委託に基づき、自衛隊の任務遂行に支障がない限りにおいて、自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすること。 (1)、(2)の技能教習を受けた消防団員等が、消防車両の運転に必要な運転免許受験資格を得られるようになりますことで、消防団員等の確保に資すると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30 79	12.その他	都道府県	神奈川県、さいたま市、鎌ヶ谷市、川崎市、横浜市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、湯河原町、山梨県	総務省	B. 地方に対する規制緩和	地方公務員法第17条、第18条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)	国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度を、地方公務員において実施することを目的として、「地方公務員団体と民間企業との間の人事交流の仕組みを構築する法律(仮称)」の制定を求める。	現在、民間人材の活用の方法としては、地方公共団体の一般職の任用職員の採用に関する法律に基づく任用職員としての採用によって対応しているところであるが、平成26年度以降に実施している任期付の採用選考においては、7月の選考で、応募者・選考官とも少ない理由により、最終的な採用に至らずになっていた。 このつながりで、民間人材の活用を団体が行う場合、民間人材の雇用形態や雇用条件等が複数ある場合など、同じ法に基づく採用する場合と、同法第2条第4項に規定される一定の条件で採用する場合に限られており、そのため身分保障は不確定となるを得ない。 また、本県では、基本的には研修修了の場所による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の問題から交換の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分をしない研修修了の場所に限定された職務の範囲に留まざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。 こうした点から、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同様の制度の制定を求めるものである。				
H30 80	12.その他	都道府県	神奈川県	総務省	B. 地方に対する規制緩和	総務省通知(平成27年8月28日付)経営第29号「地方行政サービス改革の推進に関する調査について」、地方公团体の負担の少ない方法に見直しを求める。	地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査について、地方公团体の負担の少ない方法に見直しを求める。	【調査項目について】 調査の目的は業務改革を推進することであるが、既に民間委託や指定管理制度の導入が100%となっている業務や施設についても毎年調査しており、不要な作業となっている。(例えば民間委託の実施状況は、全ての都道府県で100%を達成している項目がほとんど)(3項目中1項目)であるが、毎年変わらず調査が行われている。) 【総務省でのアピールについて】 全国の都道府県、政令指定都市については、本調査回答後に総務省でヒアリングを行うが、その内容は電話やメールで回答できる程度であり、移動時間や日程の調整等の負担を考えると費用対効果は低いものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html			
H30 81	06.環境・衛生	都道府県	神奈川県	経済産業省、環境省	B. 地方に対する規制緩和	PCB廃棄物等の処分について、期限が定められており、自治体はその処理に向け事業者に対する指導を行う限りが原則としている。しかし、PCB含有、非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がいため、PCB廃棄物や使用製品の適正化処理に向けた指導が困難な状況である。 また、PCB含有の濃度基準として、PCB含有率のPCB含有率として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。そのため、分析事業者や分析方法において設定される定量下限値によって、検出される場合をさることより、適切な指導ができる。 高濃度PCB使用製品の廃棄・処分については、電気事業法及びPCB特措法等に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がないそのため、明確な根拠に基づき、低濃度の低濃度PCB使用製品については、電気事業法及びPCB特措法等に沿うように難航する。 上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。なお、PCB廃棄物等の処分についても、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にするべきものではなく、地方独自の基準や制度を設けることはない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html					
H30 82	01.土地利用(農地除く)	都道府県	神奈川県、千葉県、大阪府	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	林木・木材産業改善資金制度の運用について(平成15年6月11付け林野厅長官通知)の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産省が定め日(10月末)までに林野厅長官に報告をすることとなっているが、2ヵ月間で全事業者の調査(現地調査含む)を実施し完了まで完了するとは、事業者の繁忙期に重なっていることより、日程調整が難しくなる。 本県としては、これまで当該貸付金に係る正確な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みを行っており、償還における延滞が発生した事例は見られない。また、林野厅長官への報告を受ける事業者を新規貸付事業や不良債権化している事業者に限定して、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金を適正に管理する。	林木・木材産業改善資金制度の運用について(平成15年6月11付け林野厅長官通知)の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産省が定め日(10月末)までに林野厅長官に報告をすることとなっているが、2ヵ月間で全事業者の調査(現地調査含む)を実施し完了まで完了するとは、事業者の繁忙期に重なっていることより、日程調整が難しくなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html				

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【国土交通省】 (19) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域間幹線系統に対する補助の中特に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請について、地域公共交通を確保及び維持するための定量的な目標及び効果等が適切に計画されているかを判断する上で必要性が低いと判断できる場合には省略が可能となるよう見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (21) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 「(ii) 地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」(平23年国土交通省)で定められた当該計画に記載する補助対象年度以下の費用等の記載様式を改正し、補助対象年度の計画と比較して、変動が軽微な場合には、その旨を記載することで足りるものとする。 【措置済み】(平成31年4月24日付け国土交通省総合政策局長・自動車局長通知】	補助の申請時に策定する計画については、様式を改正し、軽微な変動の記載省略可能にした。	【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係) (平成31年3月29日付け自動車局旅客事業課連絡) 【国土交通省】地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_75	国土交通省自動車局旅客課
6【国土交通省】 (19) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1) 生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生じた場合の計画の変更時期等については、原則1か月前に変更申請を行な用意しているが、やむを得ない場合は、1か月前でなくとも申請を受け付けること、都道府県の協議会等において2018年度中に周知する。	—	補助申請に係る計画に変更事由が生じた場合の申請時期を周知した。	【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係) (平成31年3月29日付け自動車局旅客事業課連絡)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_76	国土交通省自動車局旅客課
—	—	—	—	—	—
6【警察庁】 (4) 消防団員の準中型自動車免許に対する助成事業 消防団員が消防車両を運転するに必要な準中型自動車免許(以下この事項において「準中型免許」といいます。)の取得等については、普通自動車免許を有していないでも準中型免許を取得することができるとして地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。	<令2> 5【総務省】 (21) 消防団員の準中型自動車免許取得の促進に関する事務 「(ii) 普通自動車免許を有していないでも準中型免許の取得が可能であること及び準中型免許を取得するために必要な準中型自動車免許の取得については、自動車の運転に関する技能の教習を受けやすくなるための地方公共団体等の取組を促すため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどのモデル事業を実施し、その結果等を地方公共団体等に令和3年度中に周知する。」 ・消防団員の準中型免許取得費用に於ける、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に2018年度中に周知する。 ・普通自動車免許を有していないでも準中型免許を取得することができるとして、地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。 ・上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	準中型自動車免許の取得費用に対する助成事業を実施する市町村の先行事例等を周知した。【警務省】 ・普通自動車免許を有していないでも準中型免許の取得が可能であること及び準中型免許を取得するために必要な準中型自動車免許の取得については、自動車の運転に関する技能の教習を受けやすくなるための地方公共団体等の取組を促すため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどのモデル事業を実施し、その結果等を地方公共団体等に令和3年度中に周知した。【総務省】	【警察庁】10. 準中型自動車免許の取得に係る事項の周知徹底に関する協力について(依頼)(令和元年10月23日付け警察庁丁連発第136号) 【警務省】1. 別紙資料(別紙資料)について(依頼)(令和元年10月23日付け警察庁丁連発第136号) 【総務省】1. 準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度について(依頼)(令和元年3月27日付け消防庁国民保護・防災部地域防災室長事務連絡)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_78	警察庁交通局運転免許課 総務省消防庁国民保護・防災部防災地域防災室
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (18) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調査票の確認ではなく意見交換を重視したものとするとともに、負担軽減のためWEB会議方式の導入等を行う方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 「(ii) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減のため、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を行う。 【措置済み】(令和元年6月12日付け総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長通知)	地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を行った。	—	—	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室
6【経済産業省】 (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) 低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への適切な処理の基準の算定の問題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)附則5条に基づき、同法施行後5年内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県」という)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 6【経済産業省】(7) 【環境省】(14) 低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知) (平成31年3月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長規制規第1903283号・環施第1903281号) 環境省から本通知が発出。低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準や、当該汚染物の該当性判断の推進に関する特別措置法(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県」という)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(平成31年3月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長規制規第1903283号・環施第1903281号) 環境省から本通知が発出。低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準や、当該汚染物の該当性判断の推進に関する特別措置法(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県」という)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【環境省】「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(平成31年3月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長規制規第1903283号・環施第1903281号) 【環境省】「(ii) 塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(令和元年10月11日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長規制規第1910112号・環施第1910111号) 前通知では、一部細小下限値の設定等について検討事項としているところ、技術的検討の結果「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」を取りまとめに至ったため、前通知を廃止し、環境省から本通知を発出した。 その他の低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題と対応方針について、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理・推進に関する特別措置法の施行後5年内に行うことの見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県」という)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_81	経済産業省産業保安グループ電力安全課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
6【環境省】 (8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) (ii) 低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への適切な処理の基準の算定の問題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県」という)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	株式・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、通知を改正し、調査の実施時期及び調査結果報告の時期を見直した。	【農林水産省】「林業・木材産業改善資金制度の運営について」の一部改正について(平成31年3月20日付け30政策企第120号)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_82	林野庁林政企画課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平成12年) (3)介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえて検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。	—	基盤省令(指定住宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号))について、省令案を複数回(令和2年12月、令和3年1月6日、14日)情報提供し、令和3年1月25日に公示した。 厚生労働省【指定住宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)】の送付について(令和2年12月10日付け厚生労働省老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定住宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案に係るパブリックコメントの開始について(令和2年12月10日付け厚生労働省老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定住宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和2年12月23日付け厚生労働省老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定住宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和3年1月6日付け厚生労働省老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定住宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和3年1月14日付け厚生労働省老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定住宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和3年1月25日付け厚生労働省令第9号)	—	https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_83	厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地政介護推進課
6【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。	—	令和2年12月15日に地方公共団体に対して省令案の情報提供を実施。その後、前回よりも回数を増やして省令案の情報提供をさらに3回(令和3年1月7日、同月14日及び同月20日)実施し、令和3年1月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和3年1月25日厚生労働省令第10号)の公布を行った。	厚生労働省【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)】の送付について(令和2年1月14日付け厚生労働省老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定住宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和3年1月14日付け厚生労働省老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定住宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和3年1月25日付け厚生労働省令第9号)	https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30u_tsuchi.html#h30_84	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)自立支援医療による支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)自立支援医療(5条24項)に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等について、省令等を改正し、性別の記載を削除した。	自立支援医療に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等について、省令等を改正し、性別の記載を削除した。	厚生労働省【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)】の送付について(令和2年3月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】自立支援医療費の支給認定についての一部改正について(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】自立支援医療費の支給認定について(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_85	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。 ・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、氏名の記載を不要とする。	—	公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、省令を改正し、氏名の記載を不要とした。	厚生労働省【雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号)】 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)	https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30u_tsuchi.html#h30_86	厚生労働省職業安定局雇用保険課
6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。	—	公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、省令を改正し、位置付けを明確化した。	厚生労働省【雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号)】 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)	https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30u_tsuchi.html#h30_87	厚生労働省職業安定局雇用保険課
6【厚生労働省】 (2)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。 ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る最終目的のみを証明すればよい旨を明確化する。	—	公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項の証明については、省令を改正し、受講した訓練に係る最終目的のみを証明すればよい旨を明確化した。	厚生労働省【雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号)】 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)	https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30u_tsuchi.html#h30_88	厚生労働省職業安定局雇用保険課
6【総務省】 (4)放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出ができるところを、都道府県に2018年度中に通知する。	—	小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出ができるところを、都道府県に2018年度中に通知した。	総務省【小規模施設特定有線一般放送にかかる手続の届出方法について(通知)(平成31年3月27日付け総情第31号総務省情報流通行政局通知)】	https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30u_tsuchi.html#h30_89	情報流通行政局衛星・地域放送課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【農林水産省】 (13)食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行った上で、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 引農林水産省】 (16)食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み(平成31年2月1日付け農林水産省食料産業食文化・市場開拓課事務連絡)】	地域での食育の推進事業に係る対象経費の判断基準や積算の簡素化の事例を地方農政局及び地方公共団体に通知した。	【農林水産省】平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進)に関する対応について(平成31年2月1日付け食料産業局食文化・市場開拓課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_93	農林水産省農・安全局消費者行政・食育課
6【農林水産省】 (9)土地改良事業関係補助金 土地改良事業に対する補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当該補助金の交付決定については、工事の早期着手に資するため、毎年可能な限り早期に行う。	<令元> 引農林水産省】 (9)土地改良事業関係補助金 土地改良事業に対する経費に対する補助事業への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み(令和元年11月1日付け農林水産省農村振興局通知)】	土地改良事業に要する経費に対する補助事業への補助金の交付について、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入した。	【農林水産省】七土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(令和元年11月1日付け元農振第1992号)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_94	農林水産省農村振興局整備部設計課
6【農林水産省】 (11)農地耕作条件改善事業交付金 農地耕作条件改善事業交付金の実績報告書に添付する書類のうち、契約書の写しについては、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、2017年度の実績報告書の提出状況及び交付金の執行状況を踏まえ、簡素化する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<—>	都道府県又は市町村を通じて農地中间管理機構、土地改良区等の交付対象事業者へ交付する場合は、契約書の写し添付は要しないこととした。	【農林水産省】農地耕作条件改善事業交付金交付手続(平成31年3月29日付け30農振第4024号)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_95	農林水産省農村振興局農地資源課
6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (1)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。	<—>	地方公共団体による使用料等の徴収について、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体に通知した。	【総務省】電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日付け総行第102号)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_96	総務省自治行政局行政課
—	<—>	—	—	—	—
—	<—>	—	—	—	—
—	<—>	—	—	—	—
—	<—>	—	—	—	—
—	<—>	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律54条に基づく精神通院医療の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市区町村が当該事務を処理する場合の効果・課題等を整理し、地方公共団体に2019年中に周知する。	<—>	精神通院医療の支給認定に係る所得区分審査を事務処理特例制度により市区町村が行う場合の効果・課題等を周知した。	【厚生労働省】事務処理特例条例による効果及び課題(令和元年7月17日付け厚生労働省社会・接護局精神保健福祉部精神・障害保健課事務連絡別添)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_101	厚生労働省社会・接護局精神・障害保健課
6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中间管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用分配計画の案の継続(農地中间管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 引農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中间管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用分配計画の案の継続について、廃止する。 【措置済み(農地中间管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))】	農用地利用分配計画の案の継続を廃止した。	—	—	農林水産省経営局農地政策課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年:おけいのり)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
【農林水産省】 (1)農業経営基盤強化促進法(昭56法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (2)農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めることを令和元年9月に地方公共団体に周知することを明確化するため、2019年内に地方公共団体に周知する。	—	農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めることを令和元年9月に地方農政局及び地方公共団体に周知した。	—	—	農林水産省経営局農地政策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
4【経済産業省】 (3)電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令(27条)については、電気工事に起因する波及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者等に対する監査分の実績の実態把握並びに都道府県の意向調査を行った上で、都道府県へ併行権限付等、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、2019年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5[経済産業省] (3)電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 登録電気工事業者等に対する監査について、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、2019年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	国と地方との情報共有・連携強化策として、電気事業者情報を共有するための新たな仕組みを構築することとし、国・都道府県との協議会を設置(令和2年9月24日)。情報共有の方法や内容等について議論し、情報共有の新たな仕組みに係る基本事項について国と都道府県で合意した後、詳細な調整を行ひ令和3年8月から情報共有システムの試験運用を開始。その後結果を踏まえ、令和3年11月から当該システムの本格運用を開始した。	—	—	経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課
6【環境省】 (11)地域環境保全対策費補助金 地域環境保全基金については、都道府県及び指定都市での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、都道府県や指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市に2018年度中に周知する。	—	地域環境保全基金について、都道府県や指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市の収益による取扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市に周知した。	—	—	環境省大臣官房環境計画課
6【国土交通省(5)】【環境省(3)】 建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限(51条)については、都市計画決定の状況及び同条件書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実態を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5[国土交通省(6)(ii)]【環境省(2)】 建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限については、都市計画決定の状況及び同条件書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実態を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設の位置に対する制限について、許可に係る取組事例を地方公共団体に通知した。	[国土交通省]廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(技術的助言)(令和元年12月23日付け住建第125号) [国土交通省]平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成30年12月25日閣議決定)、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(令和元年12月23日閣議決定) [国土交通省]別紙3)廃プラスチック類破砕施設の建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(令和元年12月23日付け住建第125号) [国土交通省]別紙3)廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(令和元年12月23日付け住建第92号) [国土交通省]別紙5)廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(令和元年12月23日付け住建第92号) [国土交通省]別紙6)廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(令和元年12月23日付け住建第92号) [環境省]廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(令和元年12月23日付け環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡)	https://www.cho.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.htm#h30_108	国土交通省住宅局市街地建築課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法67) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方公共団体における事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)における旅券給付手数料等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度(地方自治法52条の17の2)に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に際し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令外務省> 6[外務省] 1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法67) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方公共団体における事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)における旅券給付手数料等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度(地方自治法52条の17の2)に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に際し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み(令和2年1月26日付け外務省領事局旅券課長事務連絡】	総務省と外務省との協議により、「都道府県が事務処理特例制度に基づき市町村が手数料の徴収又は収納の事務の私人への委託について、原則として、東京法上、市町村は私人にその徴収又は収納を委託することができる」との整理がされたため、その解釈の周知を図るために通知を発出した。 以下この事項において同じ。」にその徴収又は収納の事務を行わせる場合には、市町村が当該事務を私人に委託できることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和2年1月26日付け外務省領事局旅券課長事務連絡】	[外務省]一般旅券に係る手数料の徴収又は収納の事務の私人への委託について(令和2年1月26日付け外務省領事局旅券課長事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.htm#h30_109	外務省領事局旅券課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案用 件の属性	提案用 件の属性	関係府県	提案 用件	提案 用件	提案方等	提案事項 重要度	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案用 件における最終的な 審査結果(結果)
H30	111	03.医療・福祉	都道府県 大坂府、京都 市、守口市、兵 庫県、滋賀県、 福井県、岐阜県、 愛知県、静岡 県、三重県、奈 良県、大阪府、關 西広域連合	厚生労働省 B 地方 に対する 規制緩 和	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律	幼保連携型以外の認定こどもの園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型以外の認定こどもの園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定こどもの園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならず、認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/telanbosyu_kekka.html		
H30	112	03.医療・ 福祉	都道府県 大阪府、京都 市、守口市、兵 庫県、滋賀県、 福井県、岐阜県、 愛知県、静岡 県、三重県、奈 良県、大阪府、關 西広域連合	厚生労働省 B 地方 に対する 規制緩 和	補助金等による予算執行の 適正化に関する法律第22条 厚生労働省令第一般 第2章第1節の規定 による財政区分につい て(平成20年4月17日厚生労 働省令発第0417001号)	保育所から幼保連携型認定こどもの園へ移行する際の財 産処分手続に係る添付書類の 簡素化	保育所から幼保連携型認定こどもの園へ移行する際の財 産処分手續に係る添付書類を簡素化する	保育所から幼保連携型認定こどもの園へ移行する際の財 産処分手續に係る添付書類を簡素化する	大阪府では「子ども育て新制度実行時(平成27年4月1日時点)で保育所数が1,101園に対し、認定こども園数が287園(うち幼保連携型259園)」であったが、平成29年4月1日現在で、保育所数984園に対し、認定こども園数が1,016園(うち幼保連携型259園)とされた。そのため、当該建物の補助金の交付を受けており、かつ、専分制限期間内であれば財産処分の手続をさか必要がない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/telanbosyu_kekka.html		
H30	113	03.医療・ 福祉	都道府県 大阪府、滋賀 県、兵庫県、 和歌山県、鳥 取県、島根県、 奈良県、大阪府、關 西広域連合	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省 A 厚規 移譲	施設型給付費等による処遇改 善等加算について(平成20年4 月27日付厚生労働省令第75号、 文科第215号、雇児第0427 第8号)	処遇改善等加算の認定 規制の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うことと される処遇改善等加算の認定に係る権限を、各 市町村へ移譲する。	都道府県知事、指定都市及び中核市においては、都道府県知事が、指定都市及び中核市の長が行うこととされている。 しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金等実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるが、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対する認定を行う主体とされ、実績の報告をする主体と異なり、事業の一元管理ができるない状況である。 また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請の提出があつたものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へ通知することとなり、都道府県との連携もあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。	更には、本規制の認定を行われれば、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5ヶ月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、戻金が確定せず、運営が不安定ともなることから、市町村への申請の提出から認定までより早く進行していくものもある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/telanbosyu_kekka.html		
H30	114	03.医療・ 福祉	都道府県 大阪府、滋賀 県、京都府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取県、 島根県、奈良 県、大阪府、關 西広域連合	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省 B 地方 に対する 規制緩 和	保育士等キャリアアップ研修 の実施について(平成29年4 月1日付厚生労働省令第4号、 厚生家庭局保育課長通知)	保育士等キャリアアップ 研修の実施方法を含め 在の方への見直し	保育士等が困難な状況にあり、研修の受講が困難であるこ とを鑑み、実施方法について通信制やラーニング、ビデ オ学習による方法を認めることを図る。	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間におよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修員1,480名に対し、修了者は80名である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html			
H30	115	03.医療・ 福祉	都道府県 群馬県、茨城 県、栃木県、 福井県、伊勢崎 市、新潟県	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省 B 地方 に対する 規制緩 和	認定こども園整備交付金等 交付要綱、保育所等整備交付 金交付要綱	認定こども園整備に係る交付金制度について、内閣府 による一元化	認定こども園整備に係る交付金制度について、内閣府 による一元化を促す。	認定こども園整備は、一つの施設として、一体的に契約、仕事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になつており、事業は非常に煩雑である。そ のうえ、どの省の本省組織した財源を活用したまゝ、どちらの省の本省「事故発生」として扱った事例もあり、縦越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内 閣府による一元化が必須。	-	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html		
H30	116	02.農業・ 農地	都道府県 群馬県、福島 県、栃木県、新 潟県	農林水産省 B 地方 に対する 規制緩 和	農地中间管理事業の推進に おける農用地利用分配計 画による絶対期間の 推進について	農地中间管理事業において知事が行う農用地利用分配 計画による絶対期間について、農地中间管理事業の 推進にかかる法律第18条第3項の規定により、絶対期 間が2箇間とされているが、絶対を廃止する。	農地中间管理事業において知事が行う農用地利用分配 計画による絶対期間について、農地中间管理事業の 推進にかかる法律第18条第3項の規定により、絶対期 間が2箇間とされているが、絶対を廃止する。	これまで同様の提案が地方自治体から提出され、「平成29年3月の提案等における対応方針(平成29年12月26日開闢決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示等の措置がなされたことなど、抜本的に絶対の解消が図られている。	-	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html		
H30	117	02.農業・ 農地	都道府県 群馬県、福島 県、新潟県	農林水産省 B 地方 に対する 規制緩 和	花きの振興に関する法律 地域活性化総合対策事業の うち、国産花きバイマーケット 推進事業の要件	国産花きバイマーケット 推進事業における実施 要件の見直し	国産花きバイマーケット 推進事業における実施 要件の見直し	15年間の需要予測について、「公募面積の変更」が 行われ、「需要拡大メニュー」を取り組む場合は「生産・供給体制の強化メニュー」を取り組むことが必須とされたため、必要性が低い事業の実施を強いる べきで、「需要拡大メニュー」に取組みにくく状況になっていた。	本件についても、群馬県農芸協会、群馬県生花商組合から要望が出されているところ。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/telanbosyu_kekka.html		
H30	118	01.土地利 用(農地除 く)	都道府県 群馬県、茨城 県、栃木県、新 潟県	国土交通省 B 地方 に対する 規制緩 和	都市計画法第21条第2項 都市計画法施行令第14条第2 号 都市計画法施行規則第13条	都市計画に係る国土交 通大臣の同意、協議が 不要となる軽易な変更の 範囲の見直し	一般国道の交差部における構切りを廃止する場合な ど、道路の区城を一部縮減する場合についても軽易な 変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすること ができるよう軽易な変更の範囲の見直し	道路に関する都市計画の変更に係る国土交通大臣の同意協議が不要となる軽易な変更の範囲について、都市計画法施行規則第13条第3号において、道路の拡幅による位置又は区域の変更は含まれているが、道路の縮減による位置又は区域の変更は含まれていない。本県では、平成24年度に県内の都市計画区域で市決定都市計画道路を廃止したが、これに伴い当該道路に交差する一般国道の構切り部分も廃止するため国土交通大臣の同意を要するところとなり、国土の下協議が含まれると5ヶ月程度追加処理日数を要した。	現在、本県では、下記の「農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配し整備するための配計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ」(現計画)に対する統合を計画。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html		
H30	119	06.環境・ 衛生	都道府県 群馬県、福島 県、栃木県	内閣府、農 林水産省、國 土交通省、環 境省	B 地方 に対する 規制緩 和	汚水処理施設の底層合 成の廃止に係る 規制緩和 (平成20年5月27日府会第393 号)	汚水処理施設の底層合 成の廃止に係る 規制緩和 の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設 の底層合構成の廃止に係る規制緩和の承認手続き等につ いて	現在、本県では、下記の「農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配し整備するための配計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ」(現計画)に対する統合を計画。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html		
H30	120	09.土木・ 建築	都道府県 群馬県、茨城 県、栃木県	国土交通省	建築工事の規 制緩和 B 地方 に対する 規制緩 和	建築工事の委員任 期の条例委任	建築工事の委員任 期の条例委任	建築工事の委員任期について、現在は建築工事の より2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に 対応できるよう、条例に委任すること。	建築工事の委員任期について、現在は建築工事法第30条第1項により全国一律に2年と定められている。しかし、実際には、2年を超えて再任される委員が多く、当県では過去25年で、27人中25人が2年を超えて再任されている状況である。一方で、職員の人数不足で他業務に圧迫されているなか、短期的に改進手続が発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html		

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省庁・お問い合わせ)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府】 文部科学省(10)【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する法律(平成77) (i) 幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。					
6【厚生労働省】 (39)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省告示一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20厚生労働省雇用等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。					
5【内閣府(1)】文部科学省(1)【厚生労働省(2)】 (7)農業扶助事業等に係る施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(9) (ii)】文部科学省(8)(i)【厚生労働省(34) (ii)】 (ii) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の間で協議が整った場合に、当該市町村において実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)】	都道府県と協議が整った市町村については権限を移譲することができることを明確化した。	内閣府【文部科学省】厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算I 及び処遇改善等加算IIについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/telainbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_113	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府(12)】文部科学省(13)【厚生労働省(31)】 (7)農業扶助事業等に係る施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の間で協議が整った場合に、当該市町村において実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。	—	保育士等キャリアアップ研修について、eラーニング等による実施が可能であることを明確にし、実施方法等をとりまとめ、研修実施主体である都道府県に通知した。	厚生労働省】保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法について(平成31年4月15日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/telainbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_114	厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用分配計画の案の総覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用分配計画の案の総覧については、廃止する。 【措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))】	農用地利用分配計画の案の総覧を廃止した。	—	—	農林水産省経営局農地政策課
6【農林水産省】 (10)国産花きイノベーション推進事業 国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直しについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (17)次世代国産花き産業確立推進事業 次世代国産花き産業確立推進事業については、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が、花きの品目の特徴に対応した生産供給体制の強化、流通の効率化・高度化、需要の拡大等の取組内容を自ら選択できるようにする。 【措置済み(平成31年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)】	国産花きイノベーション推進事業の次期対策事業である次世代国産花き産業確立推進事業について、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が、花きの品目の特徴に対応した生産供給体制の強化、流通の効率化・高度化、需要の拡大等の取組内容を自ら選択できるようにした。	農林水産省】持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について(平成31年4月1日付け30年度2038号農林水産事務次官依命通知) 農林水産省】持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について(平成31年4月1日付け30年度2038号農林水産事務次官依命通知)別紙3	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/telainbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_117	農林水産省生産局園芸作物課
6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (ii)都道府県が都市計画の変更を行う場合における轻易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隣切りの廃止を含みよ、2019年度中に省令を改正する。	—	都市計画の軽易な変更とされる事項について、省令を改正し、「他の道路の廃止又は位置若しくは区域の変更に伴う隣切りの縮小又は廃止による位置又は区域の変更」を追加した。	国土交通省】官報・都市計画法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通省)都市計画法施行規則の一部改正について(情報提供)(令和元年4月14日付け国土交通省都市局都市計画課事務連絡) 【国土交通省】2019年度の地方からの提案等に対する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)(抜粋) 【国土交通省】都市計画法施行規則の一部を改正する省令	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/telainbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_118	国土交通省都市局都市計画課
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (7)建築士法(昭25法202) 都道府県建築士審査会の委員の任期(30条1項)については、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能とする。	—	都道府県建築士審査会の委員の任期について、都道府県が条例で2年を超える3年以下の任期を設定することを可能とした。	—	—	国土交通省住宅局建築指導課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【農林水産省】 (1)土地改良法(昭24法律195) 土地改良事業実施中の受益地の変更については、要件や手続等の明確化を図るため、以下に掲げる事項について、関係団体等に2018年内に周知する。 ・受益地からの除外手続に関する手順並びに事業計画の変更手続に関する手順及びそれに要する期間の目安 ・国営事業実施中の受益地の変更に当たっては、受益地からの除外を希望する者と市町村、土地改良区等との間で調整を行い、その調整が完了した場合には、遅滞なく当該農地を受益地から除外する旨を国に報告し、国はその報告を受けたことをもって当該農地を受益地から除外したものと整理すること。 ・補助金返還を要する場合に係る考え方 【措置済み(平成30年10月24日付け農林水産省農村振興局整備部長通知)】	—	—	【農林水産省】国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について(平成30年10月24日付け)30農振第2103号	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_122	—
6【国土交通省】 (1)道路運送法(昭26法律183) 自家用有償旅客運送(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・町村及び開港性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検討しつつ、引き続き検討する。	—	自家用有償旅客運送者による少額貨物に係る許可については、地域公共交通会議等で協議が調えられ許可に際し関係者の意見の聴取が不要な旨を通知した。	【国土交通省】自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少額貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについての一部改正について(平成31年3月29日付け)30自管第304号、同自管第156号	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_129	国土交通省物流・自動車局貨物支局
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法律164) (iv)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。	児童養護施設等の児童指導員の資格要件について、幼稚園教諭の免許状を有する者を加えた。	児童養護施設等の児童指導員の資格要件について、幼稚園教諭の免許状を有する者を加えた。	【厚生労働省】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第15号)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_130	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管 理	分野 の属性	提案 団体	関係府省	提 交 事 項	提 交 方 法	具 体 的 な 支 援 事 例	提案中における最終的な 調査結果(照会等)		
							年 度 別 事 項	具 体 的 な 支 援 事 例	
H30 131	03.医療・福祉	都道府県 鳥取県、中国地方知事会	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○指定地域密着型サービスの事業者、設備及び運営に関する基準第65条、第92条、第173条の2 ○指定地域密着型介護予防サービスの事業者の要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直し	従うべき基準になつてない指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直し この基準については参酌基準し自治体の判断に委ねるべきである。	指定地域密着型サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)に基づき、「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者、特別養護老人ホーム、老人介護サービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共生生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従事者、訪問介護員等として認知症でおられる者の介護に従事した経験を有する者は又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければなりません。」と規定されており、運営法人の代表者の要件が規定されている。 なお、本提案は、平成29年の提案募集において提出したが、対応方針においては、代表者交代時の研修修了に一定の経過措置(6ヶ月間の猶予期間)が設けられることとなつたのみであり、当県の求めた「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に対する対応としては不十分として、改めて従うべき基準の見直しを求めるもの。	-	
H30 132	03.医療・福祉	都道府県 鳥取県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○「教養施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第5条	救護施設等に配置する職員の資格要件の「参酌すべき基準」への見直し	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のよう支障が生じる可能性がある。 ○施設長に経営能力が長い者を採用したいが、現行基準の採用できぬ場合。 ○生活指導員などといふ者、資格を得てない者や、やる気があり、施設側としても職員を確保するために採用したい場合。	-	
H30 133	03.医療・福祉	都道府県 鳥取県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○「教養施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第10条第1号及び同条第5項第1号	救護施設の設備の基準の緩和	新規施設の設備の基準については参考基準し自治体の判断に委ねるべきである。	-	
H30 134	03.医療・福祉	都道府県 鳥取県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○「教養施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第11条	救護施設等の職員の配置の基準の緩和	新規施設の設備等を検討するにあたり、次のよう支障が生じる可能性がある。 ○救護施設等の配置職員の数別におおむね2人以上が基準により定められているが、生活指導員の募集を行っても、人が集まらず、採用が0人であった場合。 ○特に、中山間地域の建設は人の確保に支障を来す。 この基準には「生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。」とあるが、生活指導員から准看護師まで複数の職種を通じて配置すればよい規定だし、また参考基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	-	
H30 135	03.医療・福祉	都道府県 鳥取県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○指定居宅介護サービスの事業の助成のための要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直し	新規施設の設備等を検討するにあたり、次のよう支障が生じる可能性がある。 ○救護施設を建てるにあたって確保できた土地が、想定の収容(受け入れ人数)と比べ小さく、確保できた土地に合わせて施設全体を小さくするためには係る基準が規定となる。	-		
H30 136	03.医療・福祉	都道府県 鳥取県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○指定地域密着型サービスの事業の助成のための要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直し	新規施設の設備等を検討するにあたり、次のよう支障が生じる可能性がある。 ○救護施設等の配置職員の数別におおむね2人以上が基準により定められているが、生活指導員の募集を行っても、人が集まらず、採用が0人であった場合。 ○特に、中山間地域の建設は人の確保に支障を来す。 この基準には「生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。」とあるが、生活指導員から准看護師まで複数の職種を通じて配置すればよい規定だし、また参考基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	-		
H30 137	03.医療・福祉	都道府県 鳥取県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○指定地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護、看護(訪問看護サービス(一休))による人員、設備及び運営に関する基準第3条第4項第4号	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護、看護(訪問看護サービス(一休))による人員、設備及び運営に関する基準第3条第4項第4号	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護、看護(訪問看護サービス(一休))による人員、設備及び運営に関する基準第3条第4項第4号	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護、看護(訪問看護サービス(一休))による人員、設備及び運営に関する基準第3条第4項第4号	
H30 138	03.医療・福祉	都道府県 鳥取県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○指定地域密着型サービスの事業の助成のための要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直し	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護、看護(訪問看護サービス(一休))による人員、設備及び運営に関する基準第3条第4項第4号	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護、看護(訪問看護サービス(一休))による人員、設備及び運営に関する基準第3条第4項第4号	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護、看護(訪問看護サービス(一休))による人員、設備及び運営に関する基準第3条第4項第4号	
H30 139	03.医療・福祉	都道府県 鳥取県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○指定地域密着型サービスの事業の助成のための要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直し	認知症対応型通所介護(共用型)による利用定員基準「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	認知症対応型通所介護(共用型)による利用定員基準「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	認知症対応型通所介護(共用型)による利用定員基準「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	
H30 140	03.医療・福祉	都道府県 鳥取県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項	児童福祉施設に配慮するための要件(「参酌すべき基準」)への見直し	児童福祉施設に配慮するための要件(「参酌すべき基準」)への見直し	児童福祉施設に配慮するための要件(「参酌すべき基準」)への見直し	
H30 141	03.医療・福祉	都道府県 鳥取県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○児童福祉法第45条第2項第2号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号	児童福祉施設に配慮するための要件(「参酌すべき基準」)への見直し	児童福祉施設に配慮するための要件(「参酌すべき基準」)への見直し	児童福祉施設に配慮するための要件(「参酌すべき基準」)への見直し	
H30 142	03.医療・福祉	都道府県 鳥取県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○児童福祉法第45条第2項第2号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号及び第3号	児童福祉施設に配慮するための要件(「参酌すべき基準」)への見直し	児童福祉施設に配慮するための要件(「参酌すべき基準」)への見直し	児童福祉施設に配慮するための要件(「参酌すべき基準」)への見直し	
H30 143	09.土木・建築	都道府県 鳥取県	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	○統計法第16条及び統計法施行令第4条	法人社地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	法人社地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	法人社地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	
H30 144	12.その他	都道府県 奈良県	總務省	B. 地方に対する規制緩和	○地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第1項	損害賠償金徵収事務の委託のための地方自治法施行令の改正	地方公共団体が私人に徵収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項に「損害賠償金」を対象とするよう改正。	県営住宅の使用料について、「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金額を徴収することができる」(奈良県営住宅条例第3条第2項及び第4項)と定めている。本規定は、公営住宅管理条例第32条に基づき、「公営住宅管理条例(案)」について(平成8年10月14日住発第153号)を参考に定めて「近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額以下で、規則で定める額の金額について、知事が指定する期日もあって明渡しと請求(賃貸契約の解除)していることから、損害賠償金である。当県においては、県営住宅の退去者の賃料を支拂う一方、損害賠償金に對しては、私に委託できないことから、現在職員で回収している。退去者のうち、済納家賃と損害賠償金の両方を納付している者も一定程度いるが、済納家賃は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債務回収業務が非常に多くなっている。なお、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」の範囲決定に伴い、延滞金及び遅延損害金が追加されたことであるが、地方公共団体が結ぶ契約において、損害賠償金もこれらの遅延金に付随して発生する蓋然性が高いものであるから同様に規定されるべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	事 業 管 理	分 野	提 案 團 体 の 属 性	提 案 團 体 固 体	关 系 省 府	提 案 方 式	提 案 事 項 (重複可)	提 案 方 式 の 具 体 的 な 特 徴	提 案 事 項 (重複可)	求 め る 措 施 の 具 体 的 な 内 容	具 体 的 な 支 障 事 例	提 案 中 に お け る 終 了 期 限 結果 (無 要 等)			
H30	145	03.医療・福祉	都道府県	奈良県	厚生労働省	A 地方に対する規制緩和	基幹者の医療の確保に関する法律第14条及び第14条第2項、第13条及び第14条	地域別診療報酬の活用のための条件整備	地城別診療報酬の特例)について、その権利が活用されている。診療報酬の特例)について、その権利が活用される。都道府県の判断に資する具体的メニューを早期に示す。都道府県の判断に資する具体的メニューを早期に示す。(たとえば、都道府県の判断に資する具体的メニューを早期に示す。	高齢者の医療の確保に関する法律第14条に規定されている「診療報酬の特例」について、その権利が活用される。都道府県の判断に資する具体的メニューを早期に示す。(たとえば、都道府県の判断に資する具体的メニューを早期に示す。	高齢者の医療の確保に関する法律第14条に規定されている「診療報酬の特例」について、その権利が活用される。都道府県の判断に資する具体的メニューを早期に示す。(たとえば、都道府県の判断に資する具体的メニューを早期に示す。	平成30年度からの国民健康保険都道府県単位化に伴い、都道府県は、受益(医療費)と負担(国民保険料)の両方の責任主体となり、それらを総合的にマネジメントする立場となった。本県においては、平成30年度から「第3期奈良県医療費適正化計画」において設定した医療費目標を達成するため、医療費適正化計画を実行するための取組を進めている。当該医療費目標が達成されない場合には、国保保険料の負担引き上げを回避し得る水準まで「診療報酬の特例」による地域別診療報酬を活用することについても検討を行う必要がある。現在実現段階では、医療費適正化計画の期間終了翌年度に県が実績評価を行い、厚生労働大臣に意見を提出し、これに基づいて「診療報酬の特例」についての判断を行こととされており、医療費適正化計画期間中に医療費が増加した場合の対応、適切な対応ができない。	—		
H30	146	12.その他	都道府県	奈良県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条第1項、同条第15条第1項、第2項、第3項及び第13条第2項、地域再生基本方針及び第53条第1項(及第53条第2項)、まち・ひと・しごと創生寄附金事業に法人が寄附を行った場合に適用される「創生寄附金制度の適用要件について、「まち・ひと・しごと創生寄附金事業」以外の事業にも拡充することを求めるもの。	地方創生応援税制適用のための要件の緩和	内閣府規制緩和のための要件の緩和	内閣府規制緩和のための要件の緩和	内閣府規制緩和のための要件の緩和	内閣府規制緩和のための要件の緩和	内閣府規制緩和のための要件の緩和	—	
H30	147	03.医療・福祉	都道府県	奈良県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第70条、社会福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条、児童福祉法第46条及び第85条、児童扶養手当法第44条、児童扶養手当法第38条、社会福祉法人指導監査基準要綱の制定について、「老人福祉施設等に係る指導監査について(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査の実施について(通知)」、「社会福祉法第44条の2に規定する教育、保健育児の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼稚園型認定こども園に対する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	社会福祉法人が運営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周辺の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)(実施の周囲について)社会福祉法人への法人監査(定期的監査)の実施について(通知)、社会福祉法第44条の2に規定する教育、保健育児の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼稚園型認定こども園に対する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	社会福祉法人が運営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、原則として毎年1回は実地に行うこととされています。(前年度における一般監査の結果、適正運営が確保されていると認められた場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設について一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められています。	社会福祉法人が運営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきましたが、法人監査(一般監査)と法人監査についてはともに2年に1回に見直すよう求められました。社会福祉法人指導監査(一般監査)と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査(一般監査)と法人監査では、法人の応対者は同一人物であることが多いことから、同日に実施することが効率的である。特別養護老人ホームや保育園等における施設監査については、翌年度も実地による施設監査を行っています。	社会福祉法人が運営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、原則として毎年1回は実地に行うこととされています。(前年度における一般監査の結果、適正運営が確保されていると認められた場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設について一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められています。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukekka.html		
H30	148	05.教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第3条の2	特別非常勤講師の教授可能範囲の拡大	小学校の教科「外国语(英語等)」については、特別非常勤講師の教授可能範囲を「教科の領域のすべて」とする。	新学習指導要領により、2020年度から小学校において英語が教科化されることとなっている。当該授業は原則として学級担任が行うこととされているが、英語力と指導力を兼ね備えた教員が不足しているだけではなく、英語研究や教材研究等による教員の多忙化さらに増大することが予想される。	また、本県では単級の山間地小規模校が多く、全小学校への英語の専科教員の配置が困難である。	そこで、英会話講師や海外在住親睦者等、教員免許持ちはしていないものの専門的な知識やスキルを持った地域人材を特別非常勤講師として活用したいが、教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、時間を通じて教科のすべての分野の授業を行ことができない。	このため、英語力・指導力不足と多忙化が問題視されている教員の抜本的な負担軽減につながる。	—	
H30	149	05.教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	教員免許状旧形免許状と新形免許状との交換取得した場合の自動延長	旧免許状持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期間の取扱いと同様、申請ごとでも自動的に更新講習修了確認期限を延長する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくなれば平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。	また、新免許状持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、有効期間は追加取得した免許状も含めて最も長いものに自動的に統一されるが、旧免許状持者が教員免許状を追加取得しても自動延長されず、都道府県教育委員会に対して更新講習修了確認期限の延期申請が必須となる。	この違いが他の間で誤解を招きやすいので、制度を認めた教員の免許状失効の事例が発生を防ぐために、制度を認めた教員の免許状失効の事例が発生を防ぐために、H29.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち2018名失効。H29.1~6の間、公立学校で名が公表(各県HP公表)。	また、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukekka.html	
H30	150	05.教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	個人が所持する教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記	個人が所持するすべての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくなれば平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。	旧免許状は免許状に更新講習修了確認期限が明記されていない。	また、新免許状を複数所持する場合、1枚の免許状だけでは有効期間の把握が困難である。	さらに、既・新免許状所有者とともに、一度更新講習を受講した後は、更新講習修了確認期限証明書又は有効期間更新証明書がないと、次の更新時期の確認ができない。	教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukekka.html

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	提案 団体 の属性	関係府省	提案 事項 （申請書）	規制 法等	規制 法等	提案事項 （申請書）	求める措置の具体的な内容	具体的な箇所例	提案中における最終的な 調査結果（照会等）
H30	151	05.教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	B. 地方に対する規制緩和	教員免許失効後の一定期間における教習措置	教員免許失効後の一定期間における教習措置	運転免許証と同様、免許失効後の一定期間を教習措置期間とする。	教員免許更新制の取扱いは、大きさは平成24年4月以降に初めて免許状を取得した者（新免許者）とそれ以外（旧免許者）の者に区分できる。 しかし、免許状の有効期間や延長申請の扱いに大きな違いがあるなど、制度が複雑ため間違する者が多く、混乱を招いており、免許失効者が全国的に後を絶たない。（H29.3末全国現職教員の更新状況（文部科学省統計）対象91,987名、うち20名失効、H29.6~7の間、公立学校で7名が失効（各県HP公表））	-
H30	152	05.教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	B. 地方に対する規制緩和	一定の教員実務経験がある60歳以上の者は教員免許更新制の適用除外	一定の教員実務経験がある60歳以上の者は教員免許更新制の適用除外	一定の教員実務経験がある60歳以上の者は教員免許更新制の適用除外	現職教員が育児休等を取得する際、代替教員の確保が必要となるが、好景気のため、若年層の教員免許状所有者を確保することは極めて困難な状況にある。 そのため、定年退職した元教員、近頃では70歳以上の者にも、代替教員を依頼することがあるが、これら者の中に、退職時に今後の勤務を見込みないとして、免許の更新手続きを行わない者もおり、免許状の修了期限よりも超過している場合がある。	-
H30	153	08.消防・防災・安全	都道府県	長野県	国土交通省	・公共土木施設災害復旧事業に対する規制緩和 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20条	B. 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業に於ける設計変更に当り、主務大臣との協議を要しない（既往の変更）の範囲拡大	公共土木施設災害復旧事業に於ける設計変更に当り、主務大臣との協議を要しない（既往の変更）	公共土木施設災害復旧事業に於ける設計変更に当り、主務大臣との協議を要しない（既往の変更）	【制度概要】 道路や砂防設備、河川など公共土木施設に於ける災害復旧事業で地方公共団体が実施するものについて、国はその事業費の一部を負担する。 【申請手続】 費用負担を申請するときは香川県災害復旧事業の資料を添付して主務大臣に申請しないければならない。また、設計の変更があるときは、「軽微な変更」を除き、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければいけない。 ※県（本庁所管課）と申請者（県（建設事務所）、市町村）の事前協議：1ヶ月 国（本省）と県（本庁所管課）の協議：2ヶ月	https://www.cao.go.jp/bunkenshien/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html
H30	154	12.その他	都道府県	長野県	内閣府、農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	地方創生道整備推進交付金要綱、地方創生道整備推進交付金要綱	地方創生道整備推進交付金要綱における交付金交付決定前の着手	地方創生道整備推進交付金要綱における交付金交付決定前の着手	【支障事例】 事業費が高額になる工事においては、事業費がわずか1～2%変動しただけで変更額が1,000万円以上となる。 そのため、河川護岸（ブロック積工）の事務官長の延伸という単純な工法であっても、事業費が高額になる場合は、変更協議が必要となる。 また、変更協議にあっては12種類の様式、合計30～40枚程度の資料を添付する必要があり地方自治体に寄り切る負担が生じるほか、国協議等に約3ヶ月※を要するため着工が遅れる。 ※県（本庁所管課）と申請者（県（建設事務所）、市町村）の事前協議：1ヶ月 国（本省）と県（本庁所管課）の協議：2ヶ月	https://www.cao.go.jp/bunkenshien/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	
H30	155	05.教育・文化	都道府県	長野県、日本再生のための将未来世代応援知事同盟	文部科学省	教育法第124条から第126条、他規則の規定の学校から大学への編入学について、第108条第7条、第124条、第132条等、平成26年9月1日付で26文科学局長通知	B. 地方に対する規制緩和	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法第124条から第126条、他の法律に特別の規定があるものを除くかま、職業能力開発短期大学校を除外し、修了者の大学への編入学を可能とする。	学校教育法第124条から第126条、他の法律に特別の規定があるものを除くかま、職業能力開発短期大学校を除外し、修了者の大学への編入学を可能とする。	【支障事例】 学校教育法第124条から第126条、他の法律に特別の規定があるものを除くかま、職業能力開発短期大学校を除外し、修了者の大学への編入学を可能とする。	-
H30	156	12.その他	中核市	郡山市	内閣府、金融庁、財務省	B. 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第12条及び第12条の3、住民基本台帳業務処理要領第2-4-(1)-(1)～(4)及び第2-4-(3)～(4)	住民基本台帳業務の住民の登録の手続等の交付に係る請求者の規定の明確化	死者者のマイナンバー入り住民票の発行について、別途登録の直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。	死者者のマイナンバー入り住民票の発行について、別途登録の直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。 また、死亡保険料の相続処理に関連して、保険会社に提出する届出書等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。	死者者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらぬこと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同様の手続きを知り得ることがない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。	https://www.cao.go.jp/bunkenshien/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html
H30	157	03.医療・福祉	中核市	郡山市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	○生活保護法第29条及び第29条第2項の規定による生活保護受給者高齢者等の年金調査は、日本年金機構等からセイカ一式による照会、回答が必要であり、その文書や取り扱い時間を要し、年金受給者に係る不正受給行為が疑っている。	生活保護法第29条に基づく、年金事務所に付与する年金の権限について	現行の生活保護法第29条に基づく年金調査は、日本年金機構等からセイカ一式による照会、回答が必要であり、その文書や取り扱い時間を要し、年金受給者に係る不正受給行為が疑っている。	当市において生活保護受給者は高齢者等や障害者等が約7割を占めている。年金受給できるのかどうかも自己判断ができず、福祉事務所の調査によって判断することが多いが、生活保護法第29条に規定されている日本年金機構への調査は、実際、厚生労働省が認識かの通知により、日本年金機構中央金セイカ（香川県松島市）へ照会し回答事が集約されており、回答が届くまで時間を使い大変不便をきたしている。また、毎年1月1日付で受給者年金額が再計算の結果、今まで見落してなかった受給者数が多かった。それに開通し、生活保護受給者に係る年金調査が実施される。	https://www.cao.go.jp/bunkenshien/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	
H30	158	08.消防・防災・安全	一般市	三豈市	環境省	B. 地方に対する規制緩和	自然公園法第20条第3項、同条第4項及び自然公園法施行規則における第二種特別地域での行為の許可基準の規定	自然公園法第20条第3項、同条第4項及び自然公園法施行規則における第二種特別地域での行為の許可基準の規定	自然公園法第20条第3項により、国立公園において一般建築物の新築を行う場合には環境省で定める基準に適合しない場合には許可をしてはならないこととなっている。	【現状】 本年度は、防災行政無線設備の整備事業としてアンテナの設置を検討しているが、本市の地盤の特性、地形は南北に長く、半島及び島嶼地帯もあるために基地局（中継局）を標高の高い場所に設置し、カーブ路地帯等には設けられ市内全地域を覆することができず、市内では第二種特別地域意外に適当な建設予定期がなく、自然公園法第20条第3項により、環境大臣の許可が必要となるが、その許可基準では建築物の地上部分の最高部が13m以下と定められているため、周辺の地形等を考慮した有効なアンテナ設置位置を判断したことできかねないために、令台の基準内である13m以内に計画変更。計画変更により、今回は代替地の標高が当初予定期より高い場所であったために問題はなかったが、低い場合は通信機能に障害が生じる恐れがある。	-	
H30	159	09.土木・建築	指定都市	神戸市	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	道路法第92条第1項、道路法施行令第38条による不用物件の管理規則の運用弾力化	才でに道路としての機能・形態を失っている里道（道路認定有り）、道路を構成する敷地等が供用停止又は区域変更により不都合となった場合の管理期間について、沿道住民等の利害関係者に対する廃道の同意取得が完了している場合	才でに道路としての機能・形態を失っている里道（道路認定有り）、道路を構成する敷地等が供用停止又は区域変更により不都合となった場合の管理期間について、沿道住民等の利害関係者に対する廃道の同意取得が完了している場合	【現状】 本市では、里道も市道として認定しているが、過去に田畠等一至る道路（車両通行可能な幅員は無り）として機能していたものの、開発や区画整理、道路整備事業により車両の通行が可能な別の道路ができたため難しく通行になり、道路としての機能・形態がなくなってしまった里道である。 こうした里道にて払下げの要望があった場合、元々里道が不道路敷と考へられ、他の行政目的でも使用する予定がない場合には、沿道住民等利害関係者に対する廃道の同意取得を条件に払下げが可能な旨を回答している。その後、廃道の同意取得が確認できた後に市議会で廃道の議論を経て告示を行い、告示から2ヶ月間の管理期間（道路法施行令第38条）経過後に払下げを行っている。	https://www.cao.go.jp/bunkenshien/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	
H30	160	12.その他	指定都市	神戸市	総務省	B. 地方に対する規制緩和	地方公務員法第7条第1項	指定都市について人事委員会又は公平委員会を設立するにあたり、適切な人事行政を行っていく必要がある。人事配置については任命権者の権限をいかにして行っているが、採用試験は人事委員会の権限であるため、履歴者の権限をいかにして行っているが、採用試験は人事委員会の権限であるため、人事委員会が行うべきである。	本巣市をはじめ大都市では、社会経済情勢の急激な変化の中、様々なニーズに対応するため、適切な人事行政を行っていく必要があります。人事配置については、常に人事委員会に満足を待つことできない、各任命権者では、人事委員会が行うべきである。	○現行は、各任命権者から必要な人材像等を人事委員会に示し、人事委員会において採用試験を実施し、採用試験に合格したものを基本的に各任命権者で採用している（採用実績者を除く）。 ○人事委員会の権限である採用試験の結果を評価する評議会で評議会決定や最終合格者の決定については、常に人事委員会に満足を待つことできない、各任命権者では、人事委員会が行うべきである。 ○人事委員会規則によると、委任は可能である。本巣市は一部が格闘している。 ○採用試験の権限を全部任命権者に委託することについては、総務省の見解は「法の制度上可能であるが、地方公務員法の主旨を踏まえて、人事委員会とよく話し合ったのでないため、任命権者だけが採用試験を行えること比べると、機動的な採用活動を行えることができる」。 ○採用試験の権限を全部任命権者に委託することについては、明確な回答を得ることは出来なかつた。また、あくまで権限の委任であり、人事委員会からの委任が必要であり、任命権者が主体的に行えるものではない。 ○社会経済情勢の急激な変化の中、持続可能な大都市経営を実現する必要があると感じており、そのために自治体経営そのものに直結する職員の採用を任命権者が主体的・機動的に実施する事が不可欠である。	https://www.cao.go.jp/bunkenshien/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国・担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (8)公共土木施設災害復旧事業費國庫負担法(昭26法97) 災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可能とするよう、2019年中に事務手続の簡素化や研修等の充実の措置を講ずる。	—	設計変更協議について、変更内容に応じて郵送やメールによる協議を可能とする等手続を簡素化し、その旨を周知した。	【国土交通省】災害復旧事業の設計変更協議手続簡素化 【国土交通省】全国都市計画主管課長会議	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_153	国土交通省水管・国土保全局水政課
6【内閣府(16)】 (12)林野水産省(12) 地方創生整備推進交付金 林道に係る事業に対する地方創生整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。	—	林道に係る地方創生整備推進交付金について、やむを得ない事情により必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、その旨を通知した。	【林野水産省】林道に係る地方創生整備推進交付金の実施について(平成31年3月28日付け)30林野整備第1176号林野庁長官通(1)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_154	林野庁森林整備部整備課
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(7)】 (2)【財務省(4)】 所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出(所得税法225条)については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 内閣府(9) II金融庁(1) II財務省(3) 所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出(所得税法225条) 4号文書に記載する保険契約者の個人番号については、支払調書に記載が必要になるため、契約時など保険契約者の生存中連絡に、その旨を保険契約者に対し周知するとともに、これを収集し適切に管理する態勢を整えることなど、生前に収集するために必要な対応をすべきことを、生命保険会社に要請する。 【措置済み】令和元年6月20日金融庁と生命保険協会の意見交換会	生命保険会社に対し、保険契約者の個人番号を生前に収集するために必要な対応をすべきことを要請した。 また、申請に基づく行政手続における死者の個人番号の必要性やその取扱いについて、個人番号利用事務等実施者が死亡者本人の個人番号を収集するために考えられる具体的な方法について整理し、都道府県に通知した。	金融庁】業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点(生命保険協会(令和元年9月20日)) 内閣府】申請に基づく行政手続における死者の個人番号の取扱い等について(令和2年3月12日付け内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_156	内閣府大臣官房番号制度担当室 金融庁監督局保険課 国税庁課税部税総括課
6【内閣府(7)】 (ii)申請に基づく行政手続における死者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 内閣府 (i)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)申請に基づく行政手続における死者の個人番号の必要性やその取扱いについては、本人からの個人番号の提供は本人の生存中に行われる必要がありますことを踏まえ、個人番号利用事務等実施者(12条)が死亡者本人の個人番号を収集するために考えられる具体的な方法について整理し、都道府県に通知する。 【措置済み】令和2年3月12日付け内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡】	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (1)生活保護法(昭25法144) (前)実施機関による日本年金機構に対する年金開通情報の照会(29条1項)については、日本年金機構における人員体制等を工夫し、回答処理期間を概ね10日以内とするよう努める。 また、緊急に回答が必要な場合については、各年金事務所に対して照会が可能である旨を、2018年度中に日本年金機構及び地方公共団体に通知する。	—	年金機構から自治体への照会について、回答処理期間を概ね10日以内とするよう努めることとした。 緊急に回答が必要な場合には、年金機構から各年金事務所への照会が可能である旨を通知した。	厚生労働省】生活保護法に基づく日本年金機構への照会について(平成31年3月29日付け)厚生労働省年金局事業企画課事務連絡)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_157	厚生労働省年金局事業企画課
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (13)道路法(昭27法180) (1)不動物件の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、地方公共団体における道路管理の実態等について把握した上で、その在り方にについて検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 国土交通省 (13)道路法(昭27法180) 不動物件の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、路線廃止後の円滑な土地利用に資するよう、管理期間の運用に係る解釈を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	道路の路線の廃止に伴う不動物件の管理期間の取扱いについて(令和2年3月31日付け)国土交通省道路局路政企画専門官事務連絡)により、供用されている地方公共団体の管理する都道府県道又は市町村道のうち既に機能・形態を失ったものについて、路線の廃止又は変更を行う場合、一定の条件を満たせば路線の廃止又は変更に先立って道路の供用を廃止し、不動物件の管理期間を経過することとして差し支えないことを明確化した。	【国土交通省】道路の路線の廃止に伴う不動物件の管理期間の取扱いについて(令和2年3月31日付け)国土交通省道路局路政企画専門官事務連絡)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_159	国土交通省道路局路政課
6【総務省】 (6)地方公務員法(昭25法261) (i)人事委員会と任命権者間の連携については、必要に応じた権限の委任や運用面での調整等の取組状況について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に情報提供を行う。 また、人事委員会及び公平委員会制度の在り方については、今後、同制度又は他の関連した制度を議論する場を設ける際に併せて検討を行う。	—	令和2年3月13日、地方公共団体の取組状況に関する調査で得られた事例等を取りまとめ、各地方公共団体宛に通知した。	【総務省】平成30年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査】及び「任命権者と人事委員会間の連携等に関する調査(勤務条件等に関する附帯調査)」の結果等について(通知)(令和2年3月13日付け)総務省自治行政局公務員部公務員課長通知)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_160	総務省自治行政局公務員部公務員課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【環境省】 (8)ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(平13法65) (1)都道府県市が実施する、管内における未処理のPCB廃棄物等を網羅的に把握するための調査のうち、PCB使用安定器の調査について(「(i)都道府県市が実施するPCB使用安定器の調査について」(「(ii)上記PCB使用安定器の調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に提供した。」)) は、「(i)B施設のリスト(第5版)」「(ii)A施設のリスト(第5版)」「(iii)PCB廃棄物の特性を参考にしつつ、同調査において使用する各種規制のリストがあり、入手手順も都道府県市に異なることを踏まえ、使用する情報を選択する必要があることを、関係者連絡会を通じて都道府県市に2018年度中に周知する。 【権限済み】(平成30年8月29日付け環境省環境再生・資源循環局ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知) (i)都道府県市において上記情報源の入手又は活用ができない場合があることなどを踏まえ、調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に2019年1月までに提供する。	—	(i)都道府県市が実施するPCB使用安定器の調査について、「PCB廃棄物等の拂り起し調査マニュアル(第5版)等について(「(i)都道府県市が実施するPCB廃棄物等を網羅的に把握するための調査のうち、PCB使用安定器の調査について」(「(ii)上記PCB使用安定器の調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に提供した。」)) は、「(i)B施設のリスト(第5版)」「(ii)A施設のリスト(第5版)」「(iii)PCB廃棄物の特性を参考にしつつ、同調査において使用する各種規制のリストがあり、入手手順も都道府県市に異なることを踏まえ、使用する情報を選択する必要があることを、関係者連絡会を通じて都道府県市に2018年度中に周知する。 【権限済み】(平成30年8月29日付け環境省環境再生・資源循環局ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知) (i)都道府県市において上記情報源の入手又は活用ができない場合があることなどを踏まえ、調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に2019年1月までに提供する。	【環境省】PCB廃棄物等の拂り起し調査マニュアル(第5版)等について(「(i)都道府県市が実施するPCB廃棄物等を網羅的に把握するための調査のうち、PCB使用安定器の調査について」(「(ii)上記PCB使用安定器の調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に提供した。」)) は、「(i)B施設のリスト(第5版)」「(ii)A施設のリスト(第5版)」「(iii)PCB廃棄物の特性を参考にしつつ、同調査において使用する各種規制のリストがあり、入手手順も都道府県市に異なることを踏まえ、使用する情報を選択する必要があることを、関係者連絡会を通じて都道府県市に2018年度中に周知する。 【権限済み】(平成30年8月29日付け環境省環境再生・資源循環局ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知) (i)都道府県市において上記情報源の入手又は活用ができない場合があることなどを踏まえ、調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に2019年1月までに提供する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_162	環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室
6【警察庁】 (3)道路交通法(昭35法105) 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験については、国際運転免許証又は外国運転免許証(107条の2)で運転することができる場合を明確化し、都道府県警察を通じて同実験の実施主体に2018年度中に周知する。	—	搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ等)の公道実証実験について、国際運転免許証等で運転することができる場合を明確化した。	【警察庁】小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許証等について(通達)(平成31年2月21日付け警察庁丁連第34号、丁交企第32号、丁交指第18号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_163	警察庁交通局運転免許課、交通企画課、交通指導課
6【環境省】 (4)自然公園法(昭2法161) 国土公園事業取扱要領(平成環境省自然環境局)第10の1(7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同各3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舎事業として認めらるる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行。その後に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。	—	企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舎事業として認めらるる具体的な要件を明確化し、都道府県に通知した。	【環境省】自然公園法施行規則の一部を改正する省令(令和元年9月30日環境省令第7号) 【環境省】国立公園事業取扱要領(令和元年9月30日付け環自国第1909302号) 【環境省】宿舎に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて(令和元年9月30日付け環自国第1909303号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_166	環境省自然環境局国立公園課
6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した。移住希望者の空き家物件への短期居住等による旅館業法の運用について(平28厚生労働省医療・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年度中に周知する。	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (27)介護代院法(平9法123) (iv)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例外対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年度中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	【厚生労働省】平成30年地方分権改革に関する地方からの提案への対応について(「(i)介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続について」)(周知)(平成30年12月5日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_169	厚生労働省老健局介護保険計画課
6【厚生労働省】(10)厚生労働省(18)社会福祉法(昭46法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に設置小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えること、地方公共団体に2018年度中に周知する。 ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付について、対象施設の追加等を通知した。	【厚生労働省】介護施設整備に係る国有地の有効活用について(及び「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付をする場合の合意義務について」)(一部改正について)(平成31年3月29日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【財務省】介護施設整備に係る国有地の有効活用について(平成27年12月21日付け財理第4997号、平成31年3月29日付け財理第1190号改正) 【財務省】国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付をする場合の取扱いについて(昭和48年12月26日付け財理第5722号、平成31年3月29日付け財理第1190号改正)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_170	財務省理財局国有財産企画課 厚生労働省老健局老人保健課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案件におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
④【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者の職務代理者(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【今元】 (5)総務省 (i)公職選挙法(昭25法100) (1)地方公共団体の議会の議員及び長の選舉において選任される投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者(施行令24条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの当該選舉の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和する。 【指置済み】(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律)(令和元年法律第1号)、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号)】	選挙期日における投票管理者及び同職務代理者の選任要件について、当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和した。	【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(通知)(令和元年5月15日付け)総行選第3号、総行管第1号) 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律新旧対照表文 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)(令和元年5月15日総行選第19号) 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令_新旧対照表(抜粋)	https://www.ao.go.jp/bunkenshishin/teienbosyu/2018/h30h_tsuchi.html#h30_178	総務省自治行政局選挙部選挙課
⑤【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iv)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【今元】 (5)総務省 (i)公職選挙法(昭25法100) (1)地方公共団体の議会の議員及び長の選舉において選任される投票立会人(38条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの各投票区における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和する。 【指置済み】(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律)(令和元年法律第1号)、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号)】	選挙期日における投票立会人の選任要件について、各投票所における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和した。	【総務省】新旧対照表抜粋_国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律について 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(通知)(令和元年5月15日付け)総行選第3号、総行管第1号)	https://www.ao.go.jp/bunkenshishin/teienbosyu/2018/h30h_tsuchi.html#h30_179	総務省自治行政局選挙部選挙課
⑥【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【今元】 (5)厚生労働省 (i)厚生労働制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付等が可能であることを明確化するため、「療育手帳制度について」(平成48厚生労働省次官通知)を改正し、地方公共団体に通知する。 【指置済み】(平成31年3月29日付け厚生労働省次官通知)】	児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付等が可能であることを明確化した。	【厚生労働省】療育手帳制度要綱「療育手帳制度について」(昭和48年9月7日厚生省令第156号厚生省令次官通知別紙) - 新旧対照表 【厚生労働省】療育手帳制度について(平成31年3月29日付け厚生労働省発障0329第15号) 【厚生労働省】療育手帳制度について(平成31年3月29日付け厚生労働省発障0329第15号)	https://www.ao.go.jp/bunkenshishin/teienbosyu/2018/h30h_tsuchi.html#h30_180	厚生労働省社会・接障局障害者保健福祉企画課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年:におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
4【農林水産省】 (1)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (i)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認を不要とする。 【措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))】	農地中間管理機構が行う業務のうち、農用地の管理等の単純な業務について、知事があらかじめ指定する者に対して委託する場合には、知事承認を不要とした。	-	-	農林水産省経営局農地政策課
-	-	-	-	-	-
6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 【措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)】	-	-	【総務省】認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例の適用について(通知)(平成30年11月27日付け総行住第198号) https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianboseki/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_183	-	-
6【法務省】 (2)人権啓発活動地方委託事業 人権啓発活動地方委託事業については、2019年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込まれるとともに費用の大額な超過を生じない場合には、上限数を超える開催通知資料の作成を認めることとし、その旨を都道府県及び市町村に2018年度中に周知する。	-	人権啓発活動地方委託事業の実施計画に関する法務局によるアドバイス等を通じて、都道府県及び市町村に対し、平成31年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込まれるとともに費用の大額な超過を生じない場合には、講演会等開催通知資料の作成上限を緩和することとした旨を周知した。	-	-	法務省人権擁護局人権啓発課
6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保改善事業費補助金 ①地域開幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保改善計画については、早期の計画認定に資するよう、必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、自動計算が可能な様式の配布や提出先である運輸支局等との連携方法を見直すなど、必要な方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (i)地域公共交通確保改善事業費補助金 (i)地域開幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保改善計画については、早期の計画認定に資するよう、必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、自動計算が可能な様式の配布や提出先である運輸支局等との連携方法を見直すなど、必要な方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み(平成31年3月29日付け国土交通省自動車局旅客課通知)】	補助の申請時に策定する計画について、記載等誤り防止のため自動計算可能な様式を提供した。	【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡) 【国土交通省】自動計算様式 https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianboseki/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_185	-	国土交通省自動車局旅客課
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (ii)法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないといふ理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	都市計画の条項ずれに係る形式的な修正について、これを直ちに行わないといふ理由のみによって、都市計画の効力に影響を及ぼすものでないことを通知した。	【国土交通省】法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正について(技術的助言)(平成31年3月28日付け国土交通省都市局都市計画課長補佐事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_190	国土交通省都市局都市計画課
6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)マイナーポータル(個人向け行政ポータルサイト)における「お知らせ機能」について、「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」平28内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長に掲げる事務に限らず、地方公共団体が行う個人番号利用事務(9条1項及び2項)であれば利用可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	マイナーポータルにおける「お知らせ機能」について、子育て分野に限らず、個人番号利用事務について利用可能であることを通知した。	【内閣府】マイナーポータルにおける「お知らせ機能」の活用分野について(平成31年3月25日付け内閣官房番号制度推進室、内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_192	内閣府大臣官房番号制度担当室
6【内閣府(5)】文部科学省(5)】厚生労働省(13)】 (9)教育手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経験措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則第6条)の期間について、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。	—	幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。	【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】文部科学省「厚生労働省による保育士に対する幼稚園教諭免許の取得の特例(令和1年6月7日)」外法律第26号 【内閣府】文部科学省「厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日)」外法律第26号	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_194	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材教科課 厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府】 (9)災害弔慰金の貸付け(10条)については、以下のこととりとする。 ・被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることを、地方公共団体へ~2019年度中に周知する。 ・災害援護資金の貸付けに係る保証人(施行令8条)については、政令を改正し、保証人を立てることを要しないこととすることを、2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。	—	災害援護資金の貸付けについて、市町村の判断により、被災者の返済能力に応じた貸付額とすることが可能であることを通知した。また、市町村の判断により、保証人を立てることを要しないとすることを可能にした。	【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年1月30日付け府政防第81号) 【内閣府】災害援護資金の貸付けに係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(令和2年6月5日付け府政防第1238号)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_196	内閣府政策統括(防災担当)付 事務官(避難生活担当)
6【内閣府(11)】文部科学省(12)】厚生労働省(30)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育等に係る費用の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 6【内閣府(9)】文部科学省(8)】(ii)】厚生労働省(34)】(iv)】 (ii)】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育等に係る費用の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	災遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分ルールを緩和した。	【内閣府】文部科学省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省子ども家庭局長通知)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_198	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (イ)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	地方公共団体による使用料等の徴収について、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体に通知した。	【総務省】電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日付け総行第102号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_200	総務省自治行政局行政課
6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (イ)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 51厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (イ)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)係る臨床調査個人票(6条1項)については、難病の調査及び研究に必要な調査事項の精査を行い、専門家の意見を踏まえつつ、令和5年度中に記載事項(施行規則14条及び平26厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)の簡素化を図る。	指定難病データベースについて、指定医による臨床調査個人票(6条1項)のオンライン登録を可能とするシステム更改を令和5年度に実施し、令和6年4月1日より運用を開始した。 また、指定難病患者データベースの利用に関する医療機関向けの資料を各都道府県宛に送付し、当該システムの利用方法について周知を行った。 【厚生労働省】指定難病に係る臨床調査個人票についての改正について(令和5年11月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)を各都道府県へ通知をした。	【厚生労働省】指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースに関する医療機関向け周知 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/nanbyou/index_00003.html 【厚生労働省】指定難病に係る臨床調査個人票についての改正について(令和5年11月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_201	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
6【国土交通省】 (11)公営住宅法(昭26法193) 家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の請求等(34条)の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調査し、地方公共団体に2019年中に周知する。	—	公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例調査の結果をまとめ、地方公共団体へ通知した。	【国土交通省】公営住宅における家賃の滞納が生じている者への対応について(令和元年12月23日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡) 【国土交通省】(別添1)公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例調査とりまとめ結果 【国土交通省】(別添2)退去済みの家賃滞納者に対する取組事例 【国土交通省】(別添3)別紙①～⑤	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_203	国土交通省住宅局住宅総合整備課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (31)厚生労働省(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等	—	被保険者証等の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができる場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】介護保険最新情報vol.741(令和元年9月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_207	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省老健局介護保険計画課
6【内閣府】 (31)厚生労働省(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平19厚生労働省令129)に規定する被保険者証(同令19条)等	—	被保険者証等の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができる場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(令和元年9月30日付け老癡0930第1号、保癡0930第9号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_208	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課
6【内閣府】 (31)厚生労働省(32) 精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができる場合は、申請書への個人番号の記載を不要とした。 51内閣府(6)厚生労働省(12) (イ)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令13)に規定する障害福祉サービス受給者証(同令23条1項)、地域相談支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令65条1項)並びに療養介護医療受給者証(同令25厚生省令15)等について、令和元年度中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令13)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条)等について、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 51内閣府(6)厚生労働省(12) (イ)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令13)に規定する障害福祉サービス受給者証(同令23条1項)、地域相談支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令65条1項)並びに療養介護医療受給者証(同令25厚生省令15)等について、令和元年度中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令13)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条)等について、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができる場合は、申請書への個人番号の記載を不要とした。 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令について(通知)(令和元年6月28日付け障陳癡0628第1号、障精神の628第1号) 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月28日付け厚生労働省令第21号) 【厚生労働省】身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令(令和2年3月27日付け厚生労働省令第48号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_209	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、精神・障害保健課	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	関係省府	提案 申請	提案 法規	規制 法等	提案事項 審査基準	求める措置の具体的な内容	具体的な施策事例	提案中における最終的な 審査結果(確定)
H30	210	03.医療・福祉	指定都市 大阪市、京都 市、堺市、第百 市、兵庫県、神 戸市、和歌山 県、鳥取県、徳 島県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制級 和	雇用保険法第61条の4、雇用 保険施行規則第101条の11 の2の3第1号、育児休業・介護 休業法第5条第3項第2号、育 児休業・介護休業法施行規則 第6条第1項	育児休業等の期間延長 にかかる要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長 にかかる要件緩和	現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長できる。要件は、厚生労働省令において保育所等における保育の利用を旨し、申込みを行っている。(省略)当該その実施が行われない場合」とされ、実務上はこの要件の確認資料として、届出主やハローワークが保護者に市町村の発行する入所保留通知書の提出を求めており、当面復職の意思がない育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間について、育児休業・介護休業法及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるとされた。法令の要件を満たす場合には最大2歳まで延長できる。要件の要件は、厚生労働省令において保育所等における保育の利用を旨し、申込みを行っている。(省略)当該その実施が行われない場合」とされ、実務上はこの要件の確認資料として、届出主やハローワークが保護者に市町村の発行する入所保留通知書の提出を求めており、当面復職の意思がない育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多数生じている。 本市のように利用保留児童が生じている自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できるため、厚生労働省令の要件の定めにかかわらず、事業上無条件で育児休業等の延長が認められているのが現状である。 また、保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者も自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できなかったり児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。 さらに、申込児童数を利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっており、待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を垂める懼れがある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html
H30	211	03.医療・福祉	指定都市 大阪市、兵庫 県、神戸市、和 歌山県、鳥取 県、徳島県	内閣府、厚 生労働省	B 地方 に対する 規制級 和	待機児童解消に向けて緊急 的に対応する施策について」の 対応方針について ・特定教育・保育等に関する費 用額の算定に関する基準等 の改正に伴う実務上の留意事 項について ・児童福祉施設の設備及び運 営に関する基準 ・幼児園施設なども園の学 校の編制、人員、設備及び運 営に関する基準	共同保育の実施可能な 適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用して児童を受け入れて保育を行な共同保育について、現状実施が認められている。曜日日に加え、同様に利用児童の少ないお金、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。	現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された施設外で保育を提供することは認められていない。 例えば2つの施設で共同保育を行な場合、本来は各施設最2名×3施設=6名の職員が必要であるが、共同保育を行うことで最低2名で可能となり、このことで保育士の負担軽減・離職防止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同じく保育ニーズが少ないお金、年末年始等は、共同保育が認められていないため、上記の例では最低5名の職員が必要となり、保育士不足の効率的な配置ができない。また、お盆、年末年始等も一定数いることから、保育士材確保の支援等がなされている。 また、保育所等は基本的に月曜日から土曜日まで開所する必要があるが、保育ニーズが少ないお金、年末年始等において、保護者の同意の上で保育協力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合は、当然保育所等は預かる必要があるが、保護者が保育所等に気を遣って休暇を取れない例もある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	212	08.消防・防災・安全	指定都市 熊本市	内閣府	B 地方 に対する 規制級 和	災害弔慰金の支給等に関する 法律施行令第7条第3項	災害援護貸付金の月賦 償還の採用	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援 護資金」の返済方法について、見直しを提案するもの。	災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還が原則となっている。とともに所得の少ない世帯への貸付けが多い中、年賦・半年賦償還では、1回あたりの償還額が大きい(1回の償還あたり10万円～60万円が想定)ため、貸付金の滞納のリスクが非常に高い。 なお、改めて分納の誓約・手続処理を経て月賦での償還を行うことは可能だが、債務者からは、分納の誓約を行なうに最初から月賦での支払いを選択したいとの意見が多い。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	213	08.消防・防災・安全	指定都市 熊本市	内閣府	B 地方 に対する 規制級 和	災害弔慰金の支給等に関する 法律施行令第7条第2項	災害援護貸付金の償還期間及び償還期間の延長	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援 護資金」の償還期間について、見直しを提案するもの。	災害援護資金は、借りてから3年までの償還期間の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多い中で、低所得者を対象とした当面の償還資金を借りてから7年まで生活を送ることには困難である。 また、償還期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、償還期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.yosan.html	
H30	214	06.環境・衛生	指定都市 熊本市	環境省	B 地方 に対する 規制級 和	廃棄物の処理及び清掃に關する 法律(第15条の2の5) ・廃棄物の処理及び清掃に關する 法律施行規則(第12条の7 の16)	廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設に係る 廃棄物処理施設で実施する 廃棄物の種類等の規制級和	廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。特に、震石膏ボード(ガラスくず)については他の民間の中間処理施設で処理するのを検討したものの、規定が適用されず、再資源化が可能な状態であっても最終処せざるを得なかった。 そもそも、石膏ボードの破砕施設は、家庭解体あるいは新築に伴う発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。 加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害に由り生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家庭が倒壊する當然性が高いため、石膏ボード一々木立は特に多量に発生することが予想される。 また、石膏ボードを最終処分する場合、条例によっては確定水素が発生することがある点から、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。 なお、本來的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての産業廃棄物許可対象以外の処理施設が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支援を感じた廃棄物について提案するものである。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html		
H30	215	08.消防・防災・安全	指定都市 熊本市	内閣府	B 地方 に対する 規制級 和	災害救助法による救助の実施 について(昭和40年5月11日付 け社説第99号)	災害救助法の事務処理 に必要な書類の統一化 及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要 に必要な書類の統一化 及び記載内容の簡素化	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。 「みなし仮設」は、災害救助法による救助の実施に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化について見直しを提案するもの。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	216	08.消防・防災・安全	指定都市 熊本市	内閣府	B 地方 に対する 規制級 和	灾害救助法第4条	災害救助法の民間賃貸住宅の借上型応急仮設住宅(以 下、「みなし仮設」といふ)に居住するために支払う家賃の一部を負担する制度を設けるとともに、「みなし 仮設」の三者契約における契約関係の選択肢を設け、「みなし仮設」での災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	(1)「みなし仮設」家賃一部の負担の標準度の準 ・足りない被災者が、エレベーターの無いアパートの2階に入居した。 ・公共交通機関のみが移動手段である高齢者が、移動可能範囲に公共交通機関が無い物 件に入居した。 ・児童・生徒が転校を余儀なくされた。 被災者の「みなし仮設」の家賃一部の負担が原則になれば、家賃上限を若干上回る空き物件であれば「みなし仮設」として利用できるようになる。 このため、「みなし仮設」の入居期間が住宅地に通常必要な期間を逸脱しないよう、被災者の所有や資産等の資力に応じ、被災者が現行の光熱水料に加え、生活再建に支障のない範囲内で「みなし仮設」の一部を原則負担することにより負担額が増加する仕組みの導入が必要であると考えられる。 (2)「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢を設ける。 「みなし仮設」の賃貸借契約は賃主・都道府県・都道府県の民間賃貸住宅の三者契約であるが、被災者が「みなし仮設」の民間賃貸住宅に居住する場合、賃貸借契約の実質的履行を要する可能性があり、多くの労力と時間をおこす見込まれる。 このため、現行の都道府県は併上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みに加え、都道府県が現物給付の実施を確実に把握することを前提として、賃主と被災者に「みなし仮設」を現物給付し、都道府県と賃主に対する金銭支給・仕組みを構成し、地域の実情に応じ、選択できるようとする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html		
H30	217	08.消防・防災・安全	指定都市 熊本市	内閣府	B 地方 に対する 規制級 和	内閣府告示第228号第4条	災害救助法における生 活必需品の支給基準の見直し	災害救助法による生活必需品の支給基準を、現行 の「罹災区分」に依らない別のものに見直しを 提案するもの。	災害救助法による生活必需品の支給基準について、支給対象となる被災者は、内閣府告示第228号第4条及び災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付け社説第99号)の様式に記載がある ように、家庭被災が半壊又は全壊等と認められた者に限られるよう形となっている。 また、災害救助法の現物給付の原則により、被災者が入居するための賃貸借契約の実質的履行を要する場合、被災者が「みなし仮設」の民間賃貸住宅に居住する場合、賃貸借契約の実質的履行を要する場合、都道府県が現物給付の実施を確実に把握することを前提として、賃主と被災者に「みなし仮設」を現物給付し、都道府県と賃主に対する金銭支給・仕組みを構成し、地域の実情に応じ、選択できるようとする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.yosan.html	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	半別	分野	要事項の属性	地元	関係府省	地元区分	概要法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案半別別の枝葉的な調査結果(概要)			
											本	支		
H30	218	05.教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B.地方に対する規制緩和	教育職員免許法第3条の2、第5条第7項	特別非常勤講師の任用による授与権者への届出義務の見直し	教育職員免許法第3条の2第2項に規定している「特別非常勤講師の任用による授与権者への届出義務」の見直しを提案するもの。	教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、特別非常勤講師(使用的な知識経験等を有する者が非常勤職員として雇用するもの)を任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第3条第7項で定める受託者等(都道府県教育委員会)に届け出なければならない」となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html			
H30	219	02.農業・農地	指定都市	熊本市	農林水産省	B.地方に対する規制緩和	○農林水産事業者による補助金申請書類の簡素化	農林水産事業者による補助金申請書類の簡素化	農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための欄があり、資料の作成に苦慮している。	農林水産等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための欄があり、資料の作成に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html			
H30	220	06.環境・衛生	指定都市	熊本市	経済産業省、環境省	B.地方に対する規制緩和	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業と商品化促進等に関する法律第6条・第10条	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業と商品化促進等に関する法律第6条・第10条の省略	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律第6条及び第10条に基づき市町村が分別収集の一環として選別作業を行とともに、再商品化事業者も再商品化工程の中重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用削減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律第6条及び第10条に基づき市町村が分別収集の一環として選別作業を行とともに、再商品化事業者も再商品化工程の中重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用削減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html			
H30	221	03.医療・福祉	都道府県	宮城県、三重県、広島県、日本創生のための特別支援金受付窓口	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	児童福祉施設の実地検査に係る効率的・効率的な運用の見直し	児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効率的・効率的に行うために、児童福祉施設の質の向いていっては、地政課や実務に応じた実地検査の実施が必要であると考えます。そこで、当該の検査において指導が行き届かない施設や、施設状況の把握、施設の運営に大きな問題がない優良施設と認められる場合等には、都道府県の判断・判断力的に施設を実施できるよう、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図りたい。	実地検査を行なべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は容易ではなく、1施設あたりの監査に充てることができる時間・労力を削減せざるを得ない状況となりつつある。そのため、安全対策、処遇、会計処理の状況等を適切に検査することが難しくなる恐れがある。	実地検査を行なるべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は容易ではなく、1施設あたりの監査に充てができる時間が労力を削減せざるを得ない状況となりつつある。そのため、安全対策、処遇、会計処理の状況等を適切に検査することが難しくなる恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html			
H30	222	06.環境・衛生	都道府県	宮城県、三重県	環境省	B.地方に対する規制緩和	自然公園法施行規則第13条	国定公園特別保護地区内外の外来生物である植物の駆除による許可を不要とすること	国定公園特別保護地区内外において、自然景観や在来植物等の生態系の健全の維持に於ける外の外来生物である植物を駆除する行為について、許可を要しない旨を定めて頂きて下さい	近年、国定公園内で、フランギキ・セイヨウタボなどの外来植物が増加しており、自然景観や在来植物等の生態系に大きな影響を及ぼしている。	近年、国定公園内で、フランギキ・セイヨウタボなどの外来植物が増加しており、自然景観や在来植物等の生態系に大きな影響を及ぼしている。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html		
H30	223	05.教育・文化	都道府県	高知県、愛媛県	文部科学省	B.地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第86条	高等学校の選抜教育において、不登校や放課後等の長期間通勤等が困難な生徒に個別的かつ認めているオーディマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校における選抜教育において、不登校や放課後等の長期間通勤等が困難な生徒に個別的かつ認めているオーディマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校における選抜教育において、不登校や放課後等の長期間通勤等が困難な生徒に個別的かつ認めているオーディマンド型授業を実施する場合でも、単位認定が認められていないことになり、生徒の負担が大きい。	高等学校における選抜教育において、不登校や放課後等の長期間通勤等が困難な生徒に個別的かつ認めているオーディマンド型授業を実施する場合でも、単位認定が認められていないことになり、生徒の負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html		
H30	224	06.環境・衛生	町	滋賀町、三重県	環境省	B.地方に対する規制緩和	自然公園法第20条第3項・第6項	国定公園の指定日前から存在する建築物についての許可基準の緩和	国定公園の山の温泉街は、国定公園に指定される前から温泉街等が形成されており、当時存在していた建築物は自然公園法による制限が外れ、改築、建替え等の基準は、既存の建築物の規模を超えないものとされています。	滋賀町の山の温泉街は、国定公園に指定される前から温泉街等が形成されており、当時存在していた建築物は自然公園法による制限が外れ、改築、建替え等の基準は、既存の建築物の規模を超えないものとされています。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html			
H30	225	09.土木・建築	都道府県	栃木県、福島県、群馬県	国土交通省	B.地方に対する規制緩和	統計法第16条・統計法施行令第4条	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国土交通省による「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の範囲や手順、調査する法人の立場を考慮しながら、各都道府県が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本提案については、都道府県への法定受託事務としている「経営費及び事務手続の面での標準率」である。	本提案については、都道府県への法定受託事務としている「経営費及び事務手続の面での標準率」である。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html		
H30	226	05.教育・文化	都道府県	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	文部科学省	B.地方に対する規制緩和	宗教法人法第49条の3	宗教法人の解消に伴う清算手続における公告について「少なくとも三回の」を削除し、1回の公告で明記すること。	宗教法人法第49条の3第1項に定める清算手続における公告について「少なくとも三回の」を削除し、1回の公告で明記すること。	法人が受取人として都道府県知事は宗教法人の認定を受け、その内容を業者に再提出することになる。	法人が受取人として都道府県知事は宗教法人の認定を受け、その内容を業者に再提出することになる。	都道府県は、国に於て対応の確認をしており、国の指針がない調査が実行しない。	(都道府県業務) 都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備、先方不明法人の住所等の調査、調査票の受付整理(システム入力)等	
H30	227	02.農業・農地	都道府県	栃木県、新潟県	農林水産省	B.地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条	(1)農地利用配分計画の継続廃止 (2)農地利用配分計画の知事認可廃止 (現行制度)	(1)農地利用配分計画の継続廃止 (2)農地利用配分計画の知事認可廃止 (現行制度)	農地利用配分計画の継続廃止 (現行制度)	(1)農地利用配分計画の継続廃止 (2)農地利用配分計画の知事認可廃止 (現行制度)	農地利用配分計画の継続廃止 (現行制度)	農地中間管理機構は農地中間管理権を有する農用地等について貸借権等の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 都道府県は、上記認可の申請があったときはその旨公告し、同計画の二週間に公衆の聴聞に供しなければならない。 都道府県は、上記認可の申請があったときはその旨公告し、同計画の二週間に公衆の聴聞に供しなければならない。 手続が煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (i)特別非常勤講師の任用に係る届出(3条の2第2項)については、学校等の事務負担軽減の観点から、届出に係る提出書類の簡素化が可能であることを、都道府県教育委員会に2018年中に周知する。 【措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)】	—	—	【文部科学省】特別非常勤講師の任用に係る提出書類への届出について(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/telanbousyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_218	
6【農林水産省】 (4)農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (i)農地と農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書(施行規則7条)の様式については、補助対象外経費の記載を要しないことし、2018年度中に告示を改正す。	—	告示を改正し、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書等の様式を、補助対象外経費の記載を要しない様式へ改正した。	【農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書等の様式を定める等の件の一部を改正する件(農林水産省告示第559号)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/telanbousyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_219	農林水産省農村振興局整備部防災課
6【経済産業省】 (5)【環境省】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村リサイクル事業者の行う選別作業について、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要な見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策について上記選別作業の一體化に関して検討を行った。また、令和3年4月に制定した「プラスチック資源循環推進法」の一部を改正する法律(令和3年3月公布)についても踏まえて、令和3年6月4日に成立、同月11日に公布された。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環推進小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会リサイクルワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政府令・告示案を審議いただき、令和3年9月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環推進小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会リサイクルワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政府令・告示案を審議いただいた上でとりまとめ、政府令・告示が令和4年1月19日に公表され、同年1月1日に施行された。	令2> 5【経済産業省】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村リサイクル事業者の行う選別作業について、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策について上記選別作業の一體化に関して検討を行った。また、令和3年4月に制定した「プラスチック資源循環推進法」の一部を改正する法律(令和3年3月公布)についても踏まえて、令和3年6月4日に成立、同月11日に公布された。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環推進小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会リサイクルワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政府令・告示案を審議いただき、令和3年9月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環推進小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会リサイクルワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政府令・告示案を審議いただいた上でとりまとめ、政府令・告示が令和4年1月19日に公表され、同年1月1日に施行された。	【経済産業省】 【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年6月第60号) 【経済産業省】 【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け政令第25号) 【経済産業省】 【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省環境省令第1号)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/telanbousyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_220	経済産業省産業技術環境局資源循環経済課容器包装リサイクル担当 環境省環境再生・資源循環局統務課リサイクル推進室	
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に検討を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 児童福祉法(昭22法164) (i)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、監査事務の効率化に図る優良な取組事例を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)】	指導監査の効率的に実施している自治体の取組や、指導監査の効率化の取組を検討するに当たっての留意点等を自治体に周知した。	【厚生労働省】 【保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書】について(周知等)(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/telanbousyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_221	厚生労働省子ども家庭局保育課
6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委員会等に2018年中に通知する。 【措置済み(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局、文部科学省初等中等教育局通知)】	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性(いわゆる統計法(平19法53)の規定による統計の綱領)農地中間管理事業の推進に関する法律(昭3条)に基づいて、当該事務の在り方にについて検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【国土交通省】 統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年4月実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 【措置済み(令和4年予備調査において実施)】 ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に令を改正し、令和5年から国が処理する。	国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を実施。「統計法施行令の改正(令和5年3月8日公布、4月1日施行)及び「法人土地・建物基本調査規則」の改正(令和5年3月11日公布、4月1日施行)により、当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、国が処理することとした。	【国土交通省】 【統計法施行令の一部を改正する政令】(令和5年政令第46号) 【国土交通省】 【法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令】(令和5年国土交通省令第17号)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/telanbousyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_223	国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室
6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用配分計画の綱領(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。 【措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等一部を改正する法律(令和元年法律第12号))】	<令元> 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用配分計画の綱領については、廃止する。 【措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等一部を改正する法律(令和元年法律第12号))】 (ii)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、市町村の農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とすることにより、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。 【措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等一部を改正する法律(令和元年法律第12号))】	農用地利用配分計画の案の綱領を廃止した。 また、農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、市町村の農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とした。	【国土交通省】 【統計法施行令の一部を改正する政令】(令和5年政令第46号) 【国土交通省】 【法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令】(令和5年国土交通省令第17号)	—	農林水産省経営局農地政策課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	事 業 管 理	分 野	提案団体 の属性	提 案 種 類	関 係 府 県	提 交 期 間	提 交 方 式	提 交 地 域	提 交 事 項 重 要 事 項	求 め る 措 置 の 具 体 的 な 内 容	具 体 的 な 支 障 事 例	提 交 申 出 に お け る 概 要 計 算 (概 要)
H30	228	03.医療・福祉	一般市	沖縄市	内閣府、厚生労働省	B. 地方に対する規制級別	児童福祉法等の変更についての意見を聞き取るための規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所の運営が困難な場合、事業所内保育所(利用定員が20人以上の)のうら規制緩和により、3歳児以下の子どもにおいて、集団による教育・保育の提供が可能。 ○現在特ににおいて、特区で規模保育事業(81)を実施しているが、保育所事業所の保育事業においても同様に、3~5歳児の受け入れが可能とする。 ※1. 国家戦略特区法の第29条(規制緩和)(1)に沿った規制緩和が行われる。3歳以上児童認定子どもへの入院が可能な限り、地域型保育所での対応が可能となる。 ○上記に記載の保育所などと同様に卒園後の受け皿も担われるため、保育所事業所内保育事業においては、連携施設の確保を図る。	事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所については、現行制度では3~5歳児は受け入れられない。本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html	
H30	229	03.医療・福祉	都道府県	三重県、宮城県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B. 地方に対する規制級別	児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園は、学校及び幼稚園施設としての法的定位を持つ唯一施設(いじゅく、指導、監督・財政措置の一本化)が図られたところである。 一方、その施設整備に係る補助制度は、保育所部分は「保育所等整備交付金(保育労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」とかかっている。 この二つの法律に基づき单一の施設を整備する際の補助制度であることを、これら2つの補助制度の所管及び子算を一元化すること。	施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、同一施設であるにも関わらず共用部分は接しで積算する必要があるなど、非効率的な事務作業が生じている。 また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増額した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。	-
H30	230	03.医療・福祉	一般市	館山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B. 地方に対する規制級別	保育教諭の経過措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	幼保連携型認定こども園は、保育士か幼稚園教諭のいずれの資格を有する必要があるか、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要な保育士と幼稚園教諭の資格と取得する上向ききかけているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な人材がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくななり、子どもを預かってもらえない状況が生じることが想定される。	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/teianbosyukokka.html		
H30	231	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A. 働雇移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の移譲	国土全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく組みを整えることが不可欠である。 しかししながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合として意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていたいたい部分はあるものの、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合は正式に提案権は付与されなかった。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめとする政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を具体的に策定できる能力を有している。 また、関西広域連合は市町村との意見交換会を開催しており、構成府県県民のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るために、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲すべきである。	-	
H30	232	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B. 地方に対する規制級別	国土形成計画法第11条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与を求める。	日本全国の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく組みを整えることが不可欠である。 しかししながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合に意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていたいたい部分はあるものの、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式に提案権は付与されなかった。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめとする政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を具体的に策定できる能力を有している。 また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県など対象区域に含まれているが、岡県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県県民のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るために、一義的に国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲すべきであるが、これが困難である場合、近畿圏広域地方計画協議会への意見交換会を開催する、あるいは、現在協議会のメンバーではない計画協議会の登録を関西広域連合に付与すべきである。	-	
H30	233	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B. 地方に対する規制級別	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備区画の決定権限、各区域の指定権限、近郊整備区域建設権限、近郊整備区域建設権限の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近畿圏整備区画等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限、各区域の指定権限の移譲を求めるところとし、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	日本全国の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく組みを整えることが不可欠である。 しかししながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たって関西広域連合の意見照会は行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を見述べたもの、十分に考慮されなかつたことから、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式に提案権は付与されなかつた。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめとする政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を具体的に策定できる能力を有している。 また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県など対象区域に含まれているが、岡県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県県民のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るために、一義的に近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画の決定権限、各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化を図るために同意を賜り受け取るべきである。	-	
H30	234	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B. 地方に対する規制級別	近畿圏整備法第9条、第10条	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与を求める。	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与を求める。	日本全国の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく組みを整えることが不可欠である。 しかししながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たって関西広域連合の意見照会は行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を見述べたもの、十分に考慮されなかつたことから、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式に提案権は付与されなかつた。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめとする政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を具体的に策定できる能力を有している。 また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県など対象区域に含まれているが、岡県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県県民のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るために、一義的に近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限、各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化を図るために同意を賜り受け取るべきである。	-	
H30	235	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A. 働雇移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	日本全国の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく組みを整えることが不可欠である。 都市計画区域の指定については、現在、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっており、これまでの実際には、一体的に発展していく。 本來一体である地域が区域指定によって分離されることを望ましくないことは言うまでもないところ、設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめとする政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきていている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立ってそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。 したがって、複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限を関西広域連合に移譲すべきである。	-	
H30	236	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	農林水産省	A. 働雇移譲	森林法第25条、第26条	重要流域内の民有林の保育林の指定・解除権限の移譲等	重要流域内の民有林の保育林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものについては、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣(林野庁)が申請書を受理してから一定の期間(3ヶ月以内)標準処理期間が定められているものの、進捗から一定の期間(1年6箇月)を要している事例もあり、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースが多発されている。 この点について、設立から7年が経過し、森林水産部が含む7つの分野事務などを扱うる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねていている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。	-	
H30	237	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A. 働雇移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7・9項、第23条第3項第1号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	法定委託し府県を経由して地方環境事務所長権限を有する場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を使っている。 この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などを扱うる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねていている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。	-		

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管理	分野 の属性	提案団体 の属性	関係府省	提案 区分	掲載方法等	提案事項 （審査名）	求める措置の具体的な内容	具体的な障壁事例	提案中における最終的な 調整結果（細部等）	
									固 定 公 園 に 關 する 公 園 計 劃 の 決 定 等 權 限 の 移 譲	固 定 公 園 に 關 する 公 園 計 劃 の 決 定 等 權 限 の 移 譲
H30 238	06.環境・衛生 その他	関西広域連合	環境省	A.権限 移譲	自然公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	固定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	固定公園の役割・活用をめぐる議論が複数化や二派には急速に変化しており、地域の環境政策の責任を負っている地方自治体のイニシアチブなしには実現した管理運営は望めない状況にある。しかしながら、現行の制度では、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することによっており、地方自治体の自主性・主体性が發揮していくものとなっている。また、例えば平成18年に兵庫県が米ナ山後山都岐山国有公園について温帯・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う緊急的な計画変更を行おうとしたところ、事前協議から環境大臣への申诉(平成17年8月19日)から決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要したほか、現地状況の説明のために詳細な資料作成、調査等が必要とされたように、軽微な公園計画の見直しを躊躇せざるを得ない状況にあり、機動的な対応ができるといい。	-		
H30 239	07.産業振興 その他	関西広域連合	農林水産省、経済産業省、国土交通省	A.権限 移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律による法第7条第2項、第8条第2項	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律による法第7条第2項、第8条第2項	この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。	-		
H30 240	07.産業振興 その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限 移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律による法第4条第1項、第5条第1・3項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律による法第4条第1項、第5条第1・3項	なお、自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性ではなく、公園計画を作成する必要性ではなく、公園計画を指定することに変わりなく、一定の範囲を有する権限があるのであれば、同意を要しない協議などに対応できると考える。	-		
H30 241	07.産業振興 その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限 移譲	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	また、関西広域連合は、府県の権限によって、関西広域連合への権限の移譲を求める。	-		
H30 242	07.産業振興 その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限 移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による法第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による法第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項等	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に固に権限が保留されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。	-		
H30 243	08.消防・防災・安全 その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限 移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による法第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による法第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項等	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に固に権限が保留されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。	-		
H30 244	08.消防・防災・安全 その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限 移譲	電気工業事業の業務の適正化に関する法律による法第7条第2～6条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2～10項、第21～第23条、第25～第28条、第30～第33条	電気工業事業の業務の適正化に関する法律による法第7条第2～6条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2～10項、第21～第23条、第25～第28条、第30～第33条	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に固に権限が保留されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。	-		
H30 245	08.消防・防災・安全 その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限 移譲	高圧ガス保安法第20条第1項等、書第2条第1項等、第3項、第58条第24～27・29～30・32条、第34～36条、第37条第1～3項、第53条第1～5項等	高圧ガス保安法第20条第1項等、書第2条第1項等、第3項、第58条第24～27・29～30・32条、第34～36条、第37条第1～3項、第53条第1～5項等	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に固に権限が保留されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。	-		
H30 246	08.消防・防災・安全 その他	関西広域連合	経済産業省	A.権限 移譲	火薬類取扱法第15条第1項等、書第55条第1項第1～3項、第25条第2～5項等	火薬類取扱法第15条第1項等、書第55条第1項第1～3項、第25条第2～5項等	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に固に権限が保留されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。	-		
H30 247	09.土木・建築 その他	関西広域連合	国土交通省	A.権限 移譲	建設業法第3条第1～3項、第11条第1～5項、第12条、第13、第15等	建設業法第3条第1～3項、第11条第1～5項、第12条、第13、第15等	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に固に権限が保留されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。	-		
H30 248	09.土木・建築 その他	関西広域連合	国土交通省	A.権限 移譲	宅地建物取引法第1条第1～3項、第3条第2～5項、第1～5項、第6条、第7条第1～2項、第1～2項、第9条第1～3項、第11条第1～3項、第25条第6～7項等	宅地建物取引法第1条第1～3項、第3条第2～5項、第1～5項、第6条、第7条第1～2項、第1～2項、第9条第1～3項、第11条第1～3項、第25条第6～7項等	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に固に権限が保留されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。	-		
H30 249	09.土木・建築 その他	関西広域連合	国土交通省	A.権限 移譲	不動産の鑑定強化に関する法律による法第7条第1～3項、第26条第1～3項、第27条第1～2項等	不動産の鑑定強化に関する法律による法第7条第1～3項、第26条第1～3項、第27条第1～2項等	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に固に権限が保留されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。	-		
H30 250	01.土地利用(農地除外) その他	関西広域連合	国土交通省	A.権限 移譲	土地取用法による法第18条第1項、第19条第1～2項、第20条、第21条第1～2項、第22条、第23条第1～2項、第24条第1～3項、第25条第1～2項、第26条第1～2項等	土地取用法による法第18条第1項、第19条第1～2項、第20条、第21条第1～2項、第22条、第23条第1～2項、第24条第1～3項、第25条第1～2項、第26条第1～2項等	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に固に権限が保留されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。	-		
H30 251	09.土木・建築 その他	関西広域連合	国土交通省	A.権限 移譲	建築基準法による法第1～3項、第37条第1～3項、第36条第3項、第37条第1～3項、第43条、第54条第1～5項、第56条第1～5項等	建築基準法による法第1～3項、第37条第1～3項、第36条第3項、第37条第1～3項、第43条、第54条第1～5項、第56条第1～5項等	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に固に権限が保留されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。	-		
H30 252	01.土地利用(農地除外) その他	関西広域連合	国土交通省	A.権限 移譲	大深度地下の公共的利用に関する特別措置法第1条第1～3項、第14条第1～3項、第15条、第17条、第18条第1～3項、第19～21条等	大深度地下の公共的利用に関する特別措置法第1条第1～3項、第14条第1～3項、第15条、第17条、第18条第1～3項、第19～21条等	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に固に権限が保留されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。	-		
H30 253	06.環境・衛生 その他	関西広域連合	環境省	A.権限 移譲	土壤汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1～3項、第43条、第54条第1～5項、第56条第1～5項等	土壤汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1～3項、第43条、第54条第1～5項、第56条第1～5項等	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に固に権限が保留されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。	-		

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (4)通訳案内士法(昭24法210) 通訳案内士登録申請時の添付書類(施行規則16条2項)については、申請者の負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5月国土交通省】 ⑮通訳案内士法(昭24法210) 通訳案内士の登録申請時の添付書類(施行規則16条2項)については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す。 【措置済み(通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令(平成31年国土交通省令第33号))】	通訳案内士の登録申請時の添付書類について、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す。	【国土交通省】通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令(国土交通省令第33号) 【国土交通省】全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」の一部改正について(平成31年4月10日付け根参考第36号) 【国土交通省】通訳案内士法第4条各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書について(平成31年4月10日付け観光庁参事官(観光人材政策担当)事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_257	観光庁観光産業政策課観光人材政策室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (iii)国勢調査(5条2項)調査員事務の外部委託については、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意した上で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	4【総務省】 (22)統計法(平19法53) (i)国勢調査(5条2項)については、調査員の負担軽減及び扱い手数を確保並びに情報漏えいリスクの軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・令和7年に実施予定の次回調査に向けて、日本郵便株式会社に対して、令和7年国勢調査にかかる国勢調査員の募集に係る周知等について、協力を依頼した。 ※なお、対応方針のうち本件に関係するのは、郵便局員の調査員への登用についての協力要請にかかる部分のみ。	日本郵政株式会社に対して、令和7年国勢調査にかかる国勢調査員の募集に係る周知等について、協力を依頼した。 ※なお、対応方針のうち本件に関係するのは、郵便局員の調査員への登用についての協力要請にかかる部分のみ。	【総務省】令和7年国勢調査への協力について(依頼)(令和6年12月10日付け総務省統計局長通知)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_264	総務省統計局統計調査部国勢統計課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	半別	分野	要事項の属性	地名・団体	関係府省	概要・法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調査結果(概要)	
H30	265	09.土木・建築	都道府県	岩手県、二戸市、岩手町	国土交通省	B.地方に対する規制緩和	宅地建物取引業法施行規則第14条の10、第14条の11	宅地建物取引士における住姓使用について 宅地建物取引士における住姓の改姓によるキャリアの分断が懸念される。他の多くの国家資格(建築士、弁護士等)において、住姓の使用が認められていない状況で、宅地建物取引士として活動する方(特に女性の方)の改姓によるキャリアの分断が懸念される。他の多くの国家資格(建築士、弁護士等)において、住姓の使用が認められていない状況を鑑みると、宅地建物取引士における住姓の改姓によるキャリアの分断が懸念される。	本県としては、男女共同参画の推進と女性の活躍支援を行っていく立場であるが、都道府県が登録や交付等の事務を行っている宅地建物取引士においては、旧姓の使用が認められていない状況で、宅地建物取引士として活動する方(特に女性の方)の改姓によるキャリアの分断が懸念される。他の多くの国家資格(建築士、弁護士等)において、住姓の使用が認められていない状況を鑑みると、宅地建物取引士における住姓の改姓によるキャリアの分断が懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbos_jekekka.html	
H30	266	12.その他	都道府県	岩手県、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、陸前高田市、二戸市、平泉町、岩手町、紫波町、奥州市、浪江町、岩手町、平泉町、平泉町、住田町、大槌町、一戸町	総務省	B.地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 個人番号カード交付事業費補助金・事務費補助金に係る運用改善	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、以下の改善を求める。 (1)定期の交付実績(4月～9月末までの上半期実績を基に、毎月10月に定期的に交付決定する) (2)定期的監査報告書の提出(定期監査報告書をとりまとめたもの)の実績報告(定期監査報告書の提出期間) (3)定期的監査報告書の提出(定期監査報告書をとりまとめたもの)の実績報告(定期監査報告書の提出期間) (4)定期的監査報告書の提出(定期監査報告書をとりまとめたもの)の実績報告(定期監査報告書の提出期間) (5)定期的監査報告書の提出(定期監査報告書をとりまとめたもの)の実績報告(定期監査報告書の提出期間)	(1)当該補助金は年度末ぎりに交付決定されるため、事務処理期間が非常に短く、対応に苦慮している。 (平成29年度の場合は) ○3月29日(木)交付決定受理(この後、第一回町村にて通知、併せて所要を記載依頼。 ○3月30日(金)所要を記載依頼(所要調査の期限(市町村報告をとりまとめたもの)の報告、※土日を扶むため、実質3日程度の事務処理日程) ○4月10日(金)監査報告書の提出(定期監査報告書の提出期間) ○4月10日(金)監査報告書の提出(定期監査報告書の提出期間) (2)交付に係る申請書・報告書等に記載すべき總務省からの指令(決定文書が複数ある中、どれか書けば良いのかが分かりづらく各都道府県担当者によって記載の仕方がそれぞれ異なっているようである。 なお、総務省からの文書を基に、県から市町村に通知しているが、総務省からの文書を特定できれば、県の文書番号も特定される。 (3)年度末市町村が所要見込額を実施し、その後交付申請を経て総務省から交付決定される。その後年度末から翌年度当初にかけて再度市町村が所要額調査を行つたうえで実績報告を行つ事務処理となっているが、これら手続が非常に煩雑で、かつ期間が短いため、市町村から多くの苦情が寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbos_jekekka.html	
H30	267	03.医療・福祉	中核市	青森県	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	生活困窮者自立支援法第5条、生活困窮者自立支援法付金の支給事務の手引き、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル」、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答(問7-5)」	住居確保給付金の再支給要件の緩和	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、傷病等(主に)就職活動ができないまま当初支給期間を終了した者が、その後の就職活動を開始し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることを求める。 生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答(問7-5)」	(1)住居確保給付金の再支給については、生活困窮者自立支援法施行規則第16条により、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く)その他の事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合に限り認められている。 ○住居確保給付金の受給開始後、疾患により就職活動ができないまま当初支給期間(3ヶ月)が終了した者について、その後に疾患の治癒により就職活動を行うことが可能となり、かつ、就職を容易にするため住居を確保するための必要があると認められる場合であっても、再支給することができない。 ○当市(青島市)における有効人口倍率は全国平均を下回り、また、保護率も全国平均を大きく上回っている。生活保護の受給開始後に経済的に自立する事例は多くなく、生活保護の受給前に生活困窮者に対して自立を促進していくことが重要である。 ○住居確保給付金は高い常用就職率があり、生活困窮者の自立支援策として有効である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbos_jekekka.html
H30	268	03.医療・福祉	一般市	松原市	総務省、厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第29条	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求について、議会に認問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に認問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に認問するのを請求します。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。 当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあっては、公の施設の使用料決定処分という形で格付をするのであるとされています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度におけるおおむね実現度FPA(別刷)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があらわです。 そして、行政利用者負担額に不服ある者が、行政不服審査会に基づいて不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者の場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しないで済ます。 一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者の場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることなり、また、不服申立ての対象とはならないものと考えられます。 以上のように公立・私立の違いをもつて、利用者負担額認定処分に対する訴訟手続に構造が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にヒントで理解しやすく、また、合理的な説明が困難と考えております。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbos_jekekka.html
H30	269	01.土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A.権限移譲	都市計画法第15条第1項において次に掲げる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において次に掲げる都市計画区域は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画と規定されているが、区域区分に関する都市計画と規定されているが、区域区分の定めた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	都市計画法第15条第1項において次に掲げる都市計画区域は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画と規定されているが、区域区分の定めた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbos_jekekka.html
H30	270	06.環境・衛生	都道府県	山形県	経済産業省	B.地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(第33条の4!岩石採取計画)認可基準の改正	岩石採取によって、自治体や地域の環境に応じて判断される水資源等をはじめとする地域の多様な環境を保護する方針へ移譲することによる出来るる。岩石採取計画認可においては、水資源、景観、環境の保護、環境の配慮等の項目がある。 (もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可を設定する権限を付与すると(都道府県が事例によると)岩石採取許可申請(第H28.12)したが、業者は処分取消を求めて抗議する場合に、県は岩石採取許可申請(第H28.11)に対する認可を拒否する)。	山形県佐藤町では、採石場の実施を巡り、業者と水資源の保全を訴える町民が対立している。 遊佐町においては、佐藤町の建設的な水循環を保全するための条例において、上記業者の採石場による「規制対象事業」に認定したが、業者は認可取消及び条例の無効を訴え争っている。 また、山形県は、業者の「岩石採取許可申請(第H28.11)に対する認可を拒否する」規制対象事業に該当しない旨の通知がないを理由に拒否処分(第H28.12)したが、業者は処分取消を求めて抗議する場合に、県は岩石採取許可申請(第H28.11)に対する認可を拒否する。 一方で、採石場の認可基準には、水資源、景観、環境保護に配慮する規定が公、自治体は環境に重きを置く判断ができない。 環境保護会等に開てる条例によつて採石業を規制する場合でも、司法が無効な条件と判断した場合には、規制することは出来ず、業者に着手されてしまう。一度損傷した水資源等を修復することは極めて困難であり、貴重な自然環境を保全するためには、岩石採取計画を審査する处分庁が、地域の自然環境を考慮した判断を行える仕組みが必要であり、根本となる採石法の改正が求められる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbos_jekekka.html
H30	271	02.農業・農地	都道府県	山形県	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	平成17年7月21日付け厚生労働省通知「農林漁家民宿等による飲食業者実験林宿施設の取扱いについて」	農林漁家民宿等による飲食の食品安全確保は、ビジネスとして運営していくため、宿泊客の安全確保はもとより、宿泊客以外の観光客等に対しても、宿泊料を中心とした食事を提供することによる安定収益が重要である。 実際、規制緩和を実用して開業した事業者からは、宿泊料を伴わない利用(休憩と食事のみなど)に関する問合せが増えており、宿泊者以外にも食事提供が可能であれば、年間利用客も増え、収入増や所得向上へ向かうといふ要望があつている。 また、農山漁村には、飲食店が少ないと、風景や自然景観を楽しみながら地域の郷土料理を食べることができないなど、観光客のニーズへの対応不足が交流人口拡大の阻害要因の一つとなっている。 現在、農林漁家民宿の宿泊者は飲食店當座業許可の規制緩和の特例により、食事を提供することが可能であるが、宿泊者以外にも食事提供する場合には、当該許可施設を使用する必要がある。しかし、この場合、施設整備に対する負担が大きいため、整備を緩和するケースが多くなっている。 また、宿泊者等による飲食サービスを認めて明確に示すことで、飲食店民宿許可の更なる規制緩和が求められる。	農林漁家民宿が、ビジネスとして運営していくため、宿泊客の安全確保はもとより、宿泊料を中心とした食事を提供することによる安定収益が重要である。 実際、規制緩和を実用して開業した事業者からは、宿泊料を伴わない利用(休憩と食事のみなど)に関する問合せが増えており、宿泊者以外にも食事提供が可能であれば、年間利用客も増え、収入増や所得向上へ向かうといふ要望があつている。 また、農山漁村には、飲食店が少ないと、風景や自然景観を楽しみながら地域の郷土料理を食べることができないなど、観光客のニーズへの対応不足が交流人口拡大の阻害要因の一つとなっている。 現在、農林漁家民宿の宿泊者は飲食店當座業許可の規制緩和の特例により、食事を提供することが可能であるが、宿泊者以外にも食事提供する場合には、当該許可施設を使用する必要がある。しかし、この場合、施設整備に対する負担が大きいため、整備を緩和するケースが多くなっている。 また、宿泊者等による飲食サービスを認めて明確に示すことで、飲食店民宿許可の更なる規制緩和が求められる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbos_jekekka.html	
H30	272	09.土木・建築	市区長会	国土交通省	B.地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同規制令第3項	国土交通省基準「積載料を求める、現行の基礎料では、貸付等による利息がある場合、積載料に算入する」としては、被積載者の譲渡料等の積載料の特例によるものである。 同規制料等に算入する場合、被積載料の特例によるものである。 同規制料等に算入する場合、被積載料の特例によるものである。	同規制料等に算入する場合、被積載料の特例によるものである。	同規制料等に算入する場合、被積載料の特例によるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbos_jekekka.html	
H30	273	12.その他	市区長会	財務省	B.地方に対する規制緩和	租税特別措置法第33条の4 課税所得等による課税の特例の適用に関する法律 課税所得等による課税の特例の適用に関する法律 第52条第1項第2号	租税特別措置法第33条の4 課税所得等による課税の特例の適用に関する法律 第52条第1項第2号	租税特別措置法第33条の4 課税所得等による課税の特例の適用に関する法律 第52条第1項第2号	租税特別措置法第33条の4 課税所得等による課税の特例の適用に関する法律 第52条第1項第2号	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbos_jekekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聽いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、当該宅地建物取引士が希望する場合には、宅地建物取引士証に旧姓を併記することを可能とする旨を都道府県に対して周知する。 【措置済み】令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事県会議】	宅地建物取引士証に旧姓を使用することが可能であること、その記載方法は旧姓の併記とする旨、都道府県を対象とした会議にて周知した。 宅地建物取引士証に旧姓を併記することが可能である旨を都道府県に対して通知した。 宅地建物取引士証に旧姓を併記することを可能とする旨を都道府県に対して周知する。	【国土交通省】令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事県会議 (1) 【国土交通省】令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事県会議 (2) 【国土交通省】宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて(令和2年3月18日付け国土第133号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_265	国土交通省土地・建設産業局不動産課
6【総務省】 (17)個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金については、2018年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行なうとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図る。	—	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、平成30年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行なうとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図った。	—	—	総務省自治行政局住民制度課
6【厚生労働省】 (34)生活困窮者自立支援法(平25法105) (1)生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、傷病により求職活動を行うことができなくなった者が、当該傷病の治療を終え求職活動を再開した場合の、当該給付金の支給の必要性や運用方法等について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (35)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、令和元年度各省令を改正し、傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができるよう各省令を改正した。	傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができるよう各省令を改正した。	【厚生労働省】生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第22号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_267	厚生労働省社会・接護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (9)食品安全法(昭22法233) 農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に2015年度中に周知する。	—	農林漁業体験民宿における食事の提供について、都道府県等において営業施設の許可要件を定め、許可すること等を改めて周知した。	【厚生労働省】農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて(平成31年3月29日付け)畜生食監第0329第3号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_271	厚生労働省医療・生活衛生局食品安全課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	関係府省	提案 内容	根拠法等	提案事項 (審査基準)	求める措置の具体的な内容	具体的な支撑事例	提案中における既終了の 競争性評議会(既終了)	
H30	274	03.医療・ 福祉	市区長会	特別区長会 内閣府、厚生労働省	児童福祉法第34条の16第1項 および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業者等による連携施設の充実	1. 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ① 積極保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2. 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。	1 現在、連携施設の対象として「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認可保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保がむしろと見られる。また、改訂版では、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成30年4月27日付)により、『連携施設の確保の例外』として、一定の要件を満たすときは、事業実施場所で代替保育者が提供する場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業へ型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取り扱いを具体的かつ明確に示すことで、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保制度の例外規定の適切な運用ができる。 現状、区市町村では、「小規模保育事業へ型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取り扱いを具体的かつ明確に示すことで、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保制度の例外規定の適切な運用ができる。 ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の助教要員 ② 職員の病気、休暇等に備え、小規模保育および保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/telanbosukekka.html	
H30	275	03.医療・ 福祉	市区長会	特別区長会 内閣府、厚生労働省	児童福祉法第34条の16第1項 および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間の延長	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定」にかかる連携協力を実施する(以下「連携施設」という)。 本規定については、平成32年3月1日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の施行通知の考へ方を踏まえつつ、積極的に段階、調整を図っているところである。 しかし、特に、「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整による影響が大きい。 3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それと併せて保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れもあり、経過措置の延長が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html		
H30	276	03.医療・ 福祉	知事会	九州地方知事会 内閣府、文部科学省、厚生労働省	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月15日法律第77号)	B 地方に対する規制緩和	幼保連携認定子ども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併存要件(経過措置)の見直し	子ども、子育て支援新制度において、幼保連携認定子ども園の保育教諭の幼稚園教諭免許が必須となるため、免許を更新していくなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない場合は、保育教諭免許と保育士資格の併存要件(経過措置)の見直し	平成24年度以降は幼保連携認定子ども園の保育教諭の幼稚園教諭免許が必須となるため、免許を更新していくなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない場合は、保育教諭免許と保育士資格の併存要件(経過措置)の見直し	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html	
H30	277	03.医療・ 福祉	知事会	九州地方知事会 厚生労働省	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	B 地方に対する規制緩和	放課後児童支援員認定資格修得での資格取得の制度の維持	放課後児童支援員認定資格修得での資格取得にいなれば、放課後児童支援員の個人不足が深刻化し、研修自体をやめられ質の確保が難しくなるため、現行の制度の継続を求めるもの。	放課後児童支援員認定資格修得での資格取得にいなれば、放課後児童支援員の個人不足が深刻化し、研修自体をやめられ質の確保が難しくなるため、現行の制度の継続を求めるもの。	—	
H30	278	03.医療・ 福祉	知事会	九州地方知事会 厚生労働省	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定められたる放課後児童支援員の資格要件に係る実務実習等の実習期間の短縮	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定められたる放課後児童支援員の資格要件に係る実務実習等の実習期間の短縮	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html	
H30	279	03.医療・ 福祉	知事会	九州地方知事会 厚生労働省	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)記1(3)(4)	B 地方に対する規制緩和	要保護状態にある外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)記1(3)(4)	要保護状態にある外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)記1(3)(4)	要保護状態にある外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)記1(3)(4)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html	
H30	280	03.医療・ 福祉	知事会	九州地方知事会、日本財團のための将来世代応援知事同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法による児童入所費支給費等負担金について(平成11年4月30日厚生省令第86号)	児童福祉施設による児童入所費支給費等負担金について(平成11年4月30日厚生省令第86号)	児童福祉施設による児童入所費支給費等負担金について(平成11年4月30日厚生省令第86号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosukekka_yosan.html	
H30	281	03.医療・ 福祉	知事会	九州地方知事会、日本財團のための将来世代応援知事同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行規則	保育士登録の取消しに際して、収監等により所在が不明である場合には、法務省法務局を通じて本人に通知できるようにする等の運用改善	保育士登録の取消しに際して、収監等により所在が不明である場合には、法務省法務局を通じて本人に通知できるようにする等の運用改善	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html	
H30	282	03.医療・ 福祉	知事会	九州地方知事会、日本財團のための将来世代応援知事同盟	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地城少子化対策重点推進交付金の審査方式の簡略化	地城少子化対策重点推進交付金の審査方式の簡略化	地城少子化対策重点推進交付金の審査方式の簡略化	—	
H30	283	03.医療・ 福祉	知事会	九州地方知事会、日本財團のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	幼保連携認定こども園を整備する際の施設整備について、一種類の交付金又は補助金で対応できるようにして、施設整備に係る要件の見直し	幼保連携認定こども園を整備する際の施設整備について、一種類の交付金又は補助金で対応できるようにして、施設整備に係る要件の見直し	幼保連携認定こども園の整備について、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける権利がある。平成29年12月26日地方分権改革推進基本法決定において、「地方公共団体の申請による審査が円滑に行われる審査の観点等の観点で、コスト削減の観点等の観点で、申請の手数料の統一化による方向性が示されたこと」であるが、申請を市で行なうべきではないこと、定員や整備面積等に応じた複数の按分計算を行ななければいけないといった問題が解消されている。	—
H30	284	02.農業・ 農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	農地中間管理事業による農地利用の促進に関する法律の認可における緩衝制度の廃止	農地中間管理事業による農地利用の促進に関する法律の認可における緩衝制度の廃止	農地中間管理事業による農地利用の促進に関する法律の認可における緩衝制度の廃止	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html
H30	285	02.農業・ 農地	知事会	九州地方知事会	法務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	債権管理回収に関する特別措置法の特定金銭債権等の貸付金等を原資とした公益財团法人等の貸付債権	債権管理回収に関する特別措置法の特定金銭債権等の貸付金等を原資とした公益財团法人等の貸付債権	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財团法人等の貸付債権は、債権管理回収に関する特別措置法の特定金銭債権に該当しないことから、サービサーへ当該債権の管理及び回収業務を依頼することを認めることで、支障を来さないことを認めた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html	
H30	286	06.環境・ 衛生	知事会	九州地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第10条第2項	国立公園内の施設整備における国と地方公共団体の役割分担の明確化	三位一体改革以前に都道府県が整備した既存施設の改修をもとに国直轄整備対象を明示し、施設については、国が直轄事業として実施していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosukekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (措置年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【内閣府】 ①厚生労働省(7) 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (5)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿(同令6条3項3号)については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿(同令6条3項3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法第59条1項に規定する施設のうち、同法第59条1項に規定する業務を目的とするものを除く)、事業実施助成事業者等による限り、一定の要件を満たすものから確保できるよう努めることとする。 【措置済み】(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))	今元> 5【内閣府】 ①厚生労働省(7) 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (5)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿(同令6条3項3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法第59条1項に規定する施設のうち、同法第59条1項に規定する業務を目的とするものを除く)、事業実施助成事業者等による限り、一定の要件を満たすものから確保できるよう努めることとする。 【措置済み】(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))	連携項目のうち卒園後の受け皿については、企業主導型保育事業所や市町村が独自で認定している保育所等から確保することを可能とした。	【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_274	厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府】 ①厚生労働省(7) 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (5)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。	—	連携施設を確保しないことできる経過措置期間を5年間延長した。	【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_275	厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府】 ⑤文部科学省(5)厚生労働省(13) 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間について、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。	—	幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。	【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日付外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日付外法律第26号) 【内閣府】文部科学省【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日付外法律第26号) 【内閣府】文部科学省【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日付外法律第26号)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_276	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課
6【厚生労働省】 ③児童福祉法(昭22法164) (1)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)第59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)の基準について、現行の基準の内容を「柔軟すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その実行の状況を勘査し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参考した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日付外法律第26号)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_278	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
6【厚生労働省】 ④外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、当該手続に関する実態把握を行い、2018年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (4)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手續については、地方公共団体が領事館等からの過去の回答の有無等を踏まえ、確認の頻度等について適切に判断するものであることを地方公共団体に通知する。 【措置済み】(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)	外国人への生活保護の措置に関する領事館等への確認の頻度等について、過去の回答の有無等を踏まえ、地方公共団体が適切に判断するものである旨を通知した。	【厚生労働省】生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_279	厚生労働省社会・援護局保護課
6【厚生労働省】 ③厚生労働省(14) (1)厚生労働省令(18条の5第2号)に該当することになった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 ⑦農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (1)農用地利用分配計画の案の概観(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (1)農用地利用分配計画の案の概観について、廃止する。 【措置済み】(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))	農用地利用分配計画の案の概観を廃止した。	—	—	農林水産省経営局農地政策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【国土交通省(19)】 統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するために実施する令和3年の予備調査を実施する。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 【措置済み(令和3年予備調査において実施)】 ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理することとした。	国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令と3年予備調査」を実施。 「統計法施行令」の改正(令和5年3月8日公布、4月1日施行)及び「法人土地・建物基本調査規則」の改正(令和5年3月31日公布、4月1日施行)により、当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、国が処理することとした。	【国土交通省】統計法施行令一部を改正する政令(令和5年政令第46号) 【国土交通省】法人土地・建物基本調査規則一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第17号)	https://www.aoi.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_287	国土交通省総合政策局情報政策課建設政策統計調査室
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法133) 自家用有償旅客運送者(9条)による過疎地域における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送者による運送を円滑に実施することができる旨がある点、以下のようにとする。 ・町村及び開港場の貨物自動車運送事業者(これらを代表得主者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則第2条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向を検証しつつ、引き続き検討する。	—	自家用有償旅客運送者による少量貨物に係る許可については、地域公共交通会議等で協議が調えられ許可に際し関係者の意見の聴取が不要な旨を通知した。 ・コミュニケーションバスの用に供する施設について、開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号に地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設に該当し得る旨を通知した。	【国土交通省】自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(一部改正について)(平成31年3月29日付け国自新第304号、国土貨第156号) 【国土交通省】自家用有償旅客運送者による運送を円滑に実施するための少量貨物の運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(一部改正に係る取扱いについて)(令和2年1月22日付け自動車局貨物課長事務連絡) 【国土交通省】コミュニケーションバスの用に供する施設に係る開発許可制度上の取扱いについて(技術的助言)(平成31年3月29日付け国都計第149号)	https://www.aoi.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_289	国土交通省都市局都市計画課 国土交通省物流・自動車局貨物物流事業課
16)都市計画法(昭43法100) (1)地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)等の議を通じて地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニケーションバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号(地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設)に該当し得る旨、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	—	—	—	—
6【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (4)手帳の更なる活用については、個人番号カードの交付について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続を完了することができるること、地方公共団体に2018年度中に通知する。 また、地域のニーズに応じた生 novitàの場所での申請受付や申請補助、交付方法について、地方公共団体の協力を得て検討し、優良な取組事例を2019年度中に公表する。	—	個人番号カードの交付事務について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続が可能である旨を通知した。 また、マイナンバーカード交付内閣化のための優良事例について「マイナンバーカード取得促進のための先進事例集(その4)」を作成し、HP等で公表した。	【総務省】出張申請受付方式(企業等一括申請方式)及び出張申請サポート方式の推進について(平成31年1月31日付け内閣府大臣官房番号制度担当参考資料) 【総務省】マイナンバーカードの申請・交付方法 【総務省】マイナンバーカード取得促進のための先進事例集(その4)(令和2年2月18日総務省自治行政局住民制度課)	https://www.aoi.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_290	総務省自治行政局住民制度課
6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (1)指定難病の医療費助成(5条)に係る自己負担上限額を管理する制度について、自己負担上限額管理制度への記載漏れや誤記入等を防止する観点から、その記載方法を地方公共団体に2019年中に改めて周知し、制度の適正な実施が図られるよう努める。	—	自己負担上限額管理制度について、記載方法を改めて通知した。	【厚生労働省】特定医療費に係る自己負担上限額管理制度等の記載方法等について(令和元年6月26日付け厚生労働省健康局難病対策課事務連絡) 【厚生労働省】特定医療費に係る自己負担上限額管理制度等の記載方法について(指定医療機関用)(令和元年6月厚生労働省健康局難病対策課)	https://www.aoi.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_291	厚生労働省健康局難病対策課
6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設(244条)に該当しない施設について、包括的民間委託等による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設に該当しない施設について、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に周知した。	(参考:総務省)地方公共団体における行政改革の取組(平成31年3月29日公表)	https://www.aoi.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_292	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	提案 団体	提案事項 (重複なし)	提案方 法等	提案事項 (重複なし)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における最終的な 調整結果(無効等)	
H30	295	03.医療・福祉	市区長会	中核市市長会	B. 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条のひの、認定こども園に係る施設整備交付金を交付要綱、厚生労働省保育所等整備交付金交付要綱	認定こども園の施設整備にあたっては、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省からの交付金をなしていることから、その財源を統合し、内閣府において交付決定することを求めるもの。	【支障事例】 單体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。 認定こども園の施設整備にあたっては、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省からの交付金をなしていることから、その財源を統合し、内閣府において交付決定することを求めるもの。	—		
H30	296	01.土地利 用(農地除 く)	市区長会	全国市長会 国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	都市計画法施行令第25条第1項第6号 都市計画運用指針(第8版)都市施設(IV-2-2 II.B.1.)	都市計画法の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠付けの緩止・緩和	市町村が地域の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠付けの緩止・緩和	都市計画法施行令第25条第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。 そのため、開発行為ごとに規模な公園等が必要以上に多段設置されている。また、公園等の必要性の判断のどちらかの状況について、許可権者の都道府県と管理者を引き受けた地元市町村と公園の設置必要と判断した場合には設置を求めることを同施行令第29条の2第2項第3号に規定する制度と基準に追加するなど、制度を見直すべきである。 また、都市計画運用指針では、街区公園は建設距離(公園・緑地等)によっては設置することが望ましいと定められており、特段の例外事情のない限り通常は各自治体がこの規定に沿った判断をするのが実体法に沿っている。このため、市街地のすぐ近くに田舎地等を設置する場合は、公園の設置位置を変更するなどして、公園を地図の状況に応じた公園の位置を判断する傾向に見直すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	
H30	297	03.医療・福祉	指定都市	相模原市 内閣府、文部科学省、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	健康保険法施行規則第98条の2、国民健康保険法施行規則第27条の10の2、厚生年金法第10条の第7項、厚生年金法施行規則第7条の22、難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項、難病の患者に対する医療等に関する法律第25条第1項、手帳手続による特例の利用等に関する法律第19条第7号及び第8号の9の項及び119の項	指定難病及び小児慢性難病の医療費助成制度の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠付けの緩止・緩和	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性難病の医療費助成制度の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠分けによる情報連携項目の追加	【支障事例】 市町村が公園の設置を判断できるよう枠分けによる情報連携で、指定難病及び小児慢性難病の医療費助成制度の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠分けによる情報連携項目の追加	市町村が公園の設置を判断できるよう枠分けによる情報連携で、指定難病及び小児慢性難病の医療費助成制度の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠分けによる情報連携項目の追加	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html
H30	298	07.産業振興	都道府県	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	A. 税抜き支給による経営支援事業者への支援に関する法律第5条 同法施行令第3条	商工会及び商工会議所による経営支援事業者への支援に関する法律第5条 同法施行令第3条	小規模事業者支援法に基づく経営支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による経営支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支障事例】 経営支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受けることもあり、その理由も示されないため、着実な計画実施に大きな支障をきたす恐れがある。 【制度改正の必要性】 現在、県内の認定計画団体は8割を超える、計画認定の意義は著実な事業実施とPDCA管理に移行されているが、国において、膨大な数の計画のきめ細かな管理を行うことは困難と考えられるため、基盤整備計画の例と同様に都道府県が認定し、PDCA管理によることが望ましい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	
H30	299	03.医療・福祉	都道府県	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	B. 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条	抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄	抗インフルエンザウイルス薬について、国及び都道府県の備蓄量(行政備蓄)を削減し、メーカー及び卸売業者の備蓄量(流通備蓄)を増加することを求めるもの。	【支障事例】 市町村が抱える地域再生エアマネジメント負担金制度について、地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について、都道府県に移譲する。	—	
H30	300	12.その他	都道府県	広島県 内閣府	A. 税抜き支給	地域再生法第5条	地域再生エアマネジメント負担金制度について、地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について、都道府県に移譲する。	市町村が抱える地域再生エアマネジメント負担金制度について、地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について、都道府県に移譲する。	【支障事例】 広島県内においては、エアマネジメント活動に必要な財源確保の課題がある中、エアマネジメント団体が継続的に地域の価値を高める活動が実行できるよう、県は市町と連携して取組への支援を行っているが、今回の法改正により、県と市町の一体的な取組に支障を生じる恐れがある。 また、エアマネジメントは、特定のリバウンドにおいて行われるものであるが、エアマネジメント活動を通じてにぎわいを創出する地域の価値を高めていくためには、市町が地域外を相手に人の流れを創出するなど、都道府県全体の事業者と波及させていくことが重要になってくる。さらに、都道府県など、県の権限等との整合性を図る観点も不可欠であり、移譲をされた都道府県が手取り方で移譲された場合を含むが認定事業をどうするか、広島県が税抜き支給により効果的かつ地域の実態に即した計画とすることができる。	—	
H30	301	07.産業振興	指定都市	札幌市 経済産業省	B. 地方に対する規制緩和	計量法第16条及び第72条	水道メーターの検定有効期間の規制緩和 第3	電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の8年以上の延長	水道メーターの検定有効期間の規制緩和 第3	—	
H30	302	12.その他	都道府県	鳥取県、島根県、鳥取県、島根県、中国地方知事会	B. 地方に対する規制緩和	地方公務員法第38条	地方公務員が劇刺をできる要件の緩和及び基準の明確化	地方公務員が劇刺をできる要件の緩和及び基準の明確化	少子高齢化・人口減少が進む地方では、限られた人材で地域を支えなければならぬが、地方公務員は、原則「劇刺」が禁止されており、公務性のある無償の活動であっても、懇親を得て活動を行つたために仕合権者が許可を得る必要がある。許可の基準は地方自治体の人事委員会に決定権があるとされているが、法律で原則禁止が譲れています上に、任命権者の許可が必要とされているため、公益性のある活動であつて何かかの報酬が出来る活動について、自治体として明確な基準を設け、積極的に促進させにいに向かう。このため、許可制から届出制にすることで、職員が自動的に活動をやすい環境を整備されたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	
H30	303	12.その他	中核市	宮崎市 総務省	B. 地方に対する規制緩和	公職選挙法第201条の14	選舉運動の期間前に掲示された政治活動のための「ぼり」の撤去を止めること	公職選挙法第201条の14(選舉運動の期間前に掲示された政治活動のための「ぼり」の撤去を止めること)について、撤去対象に「ぼり」を追加するため、法文中の「ぼり」と「文書図面」です。	選舉の候補予定者を2人の弁士の1人として写真入りで紹介した政党等主催による政演説会の告知ポスター(以下「2連ポスター」)については、公職選挙法第201条の14に基づき、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるらうな事項が該当選挙において候補者となつたときは、その日(告示日の)うちに、これを撤去しなければならないとされています。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	
H30	304	01.土地利 用(農地除 く)	市区長会	指定都市市長会 財務省	B. 地方に対する規制緩和	国有財産法第22条第1項及び第2項	国有地の無償貸付における要件緩和	国有地の無償貸付による自治体での活用にあたり、利益を得る行為が制限されていることから、PPB等の官民連携による当該行為が可能となるよう制度改正を求めるもの。	国有地の無償貸付による自治体での活用を検討するにあたり、国有財産法において利益を得る行為が制限されている。 そのうちの中、国立大学法人は、資産の有効活用及び福利厚生の充実を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法第70条の「附帯する事業の範囲」、自らの運営を検討している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	
H30	305	05.教育・文化	市区長会	指定都市市長会 総務省、文部科学省	B. 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第21条第2号・70条	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	公立大学は、国立大学並びに我が国の高等教育にとって欠かせない重要な存在となっており、今後、我が国の教育研究水準の一層の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	
H30	306	03.医療・福祉	市区長会	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	次世代育成支援対策整備交付金に係る厚生労働省の協調・申請段階において、整備交付金の規制緩和の簡素化	○次世代育成支援対策整備交付金に係る厚生労働省の協調・申請段階において、整備交付金の規制緩和の簡素化	○所管省廳の改組による補助金・交付金の申請において、民間事業者の見積もり微収を要件とする事例は極めてまれであります。またその内、民間見積価格を採用した例もほとんどないところから、必須とは考えられません。 一方、民間事業者の見積もりを微収する場合、入札前に公共工事の内容(内容によっては、詳細な図面提供が必要)を一部民間業者に提供することになるため、当該業者にのみ準備期間を与え、入札において有利に働く可能性があるなど、公共工事における公平性の担保について懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html		

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 〔16〕都市計画法(昭43法100) 〔iv〕開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目(うち、公園等の設置基準)に係る施行令25条6号ただし書の適用については、開発区域の周辺に公共空地して面接することが担保されている緩衝緑地等が存在する場合もその対象になり得ること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を、地方公共団体に2019年内に周知する。	—	都市計画法施行令25条6号ただし書の適用について、開発区域に隣接して緩衝緑地等が存在する場合についても適用できる場合があること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を周知した。	国土交通省】国・地方公共団体が参画する担当者会議資料	https://www.aoi.go.jp/bunkensushin/teinbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_296	国土交通省都市局都市計画課
6【内閣府】〔14〕【総務省】〔15〕【財務省】〔5〕【文部科学省】〔14〕 【厚生労働省】〔33〕 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法28) 指定難病及び小児慢性特定疾患の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務のなり方にについて検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
4【経済産業省】 〔4〕商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 【厚生労働省】〔33〕 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年内に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。	「令元」 5【経済産業省】 〔6〕商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、都道府県知事から意見を聞くよう法改正した。 【経済産業省】商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律 新旧対照表(抜粋)	商工会又は商工會議所が市区町村と共同して経営発達支援計画を作成し、経済産業大臣が計画を認定する際には都道府県知事から意見を聞くよう法改正した。	【経済産業省】商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律 新旧対照表(抜粋)	https://www.aoi.go.jp/bunkensushin/teinbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_298	中小企業庁小規模企業振興課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 〔6〕地方公務員法(昭25法261) 〔ii〕職員の公利公棄への従事等の制限(38条)については、職務専念義務、職務の公正の確保及び職員の品位の保持等を担保しつつ、地方公務員の社会貢献活動等の積極的な参画を可能とするため、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に必要な情報提供を行った。	職員の公利公棄への従事等の制限について、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に必要な情報提供を行った。	【総務省】當利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査(勤務等に係る附帯権利調査)の結果等について(令和2年1月10日付け総行公第1号総務省自治行政局公務員公務員課長通知) 【総務省】別添1(兼業に関する調査の集計結果) 【総務省】別添2(兼業に関する取組・事例) 【総務省】別添3(国家公務員関係法令)	【総務省】當利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査(勤務等に係る附帯権利調査)の結果等について(令和2年1月10日付け総行公第1号総務省自治行政局公務員公務員課長通知) 【総務省】別添1(兼業に関する調査の集計結果) 【総務省】別添2(兼業に関する取組・事例) 【総務省】別添3(国家公務員関係法令)	https://www.aoi.go.jp/bunkensushin/teinbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_302	総務省自治行政局公務員部公務員課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【総務省】〔10〕【文部科学省】〔9〕 地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。 ・大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能な事例について、公立大学法人等に2018年中に通知する。 ・大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。	公立大学法人の土地等について、業務又は附帯業務として貸し付けることが可能な事例を通知した。 業務及び附帯業務に該当しない公立大学法人の土地等の第三者貸付を可能とした。	【総務省】【文部科学省】公立大学法人の土地等を貸し付ける場合の取扱いについて(平成30年12月25日付け総務省自治財政局財務調査課、文部科学省高等教育部大・振興課事務連絡) 【総務省】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために公務員の権限の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【総務省】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために公務員の権限の整備に関する法律新旧対照表	【総務省】【文部科学省】公立大学法人の土地等を貸し付ける場合の取扱いについて(平成30年12月25日付け総務省自治財政局財務調査課、文部科学省高等教育部大・振興課事務連絡) 【総務省】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために公務員の権限の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【総務省】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために公務員の権限の整備に関する法律新旧対照表	https://www.aoi.go.jp/bunkensushin/teinbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_305	総務省自治財政局財務調査課 文部科学省高等教育局大学振興課
6【厚生労働省】 〔38〕次世代育成支援対策施設整備交付金 次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱について、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、地方公共団体へ事前に当該要綱を情報提供とともに、予算成立後速やかに周知を行うこととする。	次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱について、地方公共団体へ交付金の次年度要綱を速やかに周知した。	【厚生労働省】平成31(2019)年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備等について(平成31年2月4日付け子発0204第2号厚生労働省子ども家庭局通知) 【厚生労働省】「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について(平成31年3月22日付け子発0322第4号) 【厚生労働省】厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について(平成31年3月22日付け子発0322第4号)	【厚生労働省】平成31(2019)年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備等について(平成31年2月4日付け子発0204第2号厚生労働省子ども家庭局通知) 【厚生労働省】「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について(平成31年3月22日付け子発0322第4号) 【厚生労働省】厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について(平成31年3月22日付け子発0322第4号)	https://www.aoi.go.jp/bunkensushin/teinbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_306	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域フロッグ協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行なう。 また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度に行なう、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受け可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支撑や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行なう。 あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例策定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令23＞ 5【環境省】 (3)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i)非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定を資する上、条例の制定事例を地方公共団体に通知する。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物の対象とすることとした。 【措置済み】(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物処理対策室事務連絡) 【環境省】(1)災害廃棄物の処理及び清掃に関する一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物の対象とする。 【措置済み】(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)】	非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定を資する上、条例の制定事例を地方公共団体に通知する。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物の対象とすることとした。	【環境省】廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の各別制定事例の策定について(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物対策室事務連絡) 【環境省】条例制定事例 【環境省】(通知)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について(令和2年7月16日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知) 【環境省】(通知)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について(令和2年7月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長) 【環境省】(文)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)	https://www.cao.go.jp/bunkensushishin/teainbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_308	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
5【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (ii)救助事務の処理に必要な帳簿書式等について、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行なうなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。	—	枚出し供与状況について領収書の添付を可能とする等、救助事務の処理に必要な帳簿書式の記載内容を簡素化した。	【内閣府】「災害救助法による救助の実施について」の一部改正について(平成31年3月25日府政防第471号) 【内閣府】「災害救助費負担金の国庫負担について」の一部改正について(平成31年3月27日府政防第376号)	https://www.cao.go.jp/bunkensushishin/teainbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_309	内閣府政策統括官(防災担当)付参考官(被災者行政担当)
6【農林水産省】 (4)農林水産省設置災害復旧事業費国庫補助の特定期制に関する法律(昭25法169) (i)農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書(施行規則7条)の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。	—	告示を改正し、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書等の様式を、補助対象外経費の記載を要しない様式へと改正した。	農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件(農林水産省告示第559号)	https://www.cao.go.jp/bunkensushishin/teainbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_311	農林水産省農村振興局整備部防災課
6【経済産業省】(5)【環境省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村による事業者の行為選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会企画委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に係る小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取まとめから5年を目途として行なうこととしている容器包装リサイクル制度の検討及び必要な見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理的にする方策の一について上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令23＞ 5【経済産業省】(3)【環境省】(7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村が行なうプラスチック容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和6法、以下の事項において「法」という)において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)ところ、法は公示(令和3年6月11日)後1年内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。	市町村が行なうプラスチック容器包装廃棄物の再商品化に係る資源循環の促進等に関する法律(令和6法、以下の事項において「法」という)において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)ところ、法は公示(令和3年6月11日)後1年内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。	【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け省令第25号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省環境省令第1号)	https://www.cao.go.jp/bunkensushishin/teainbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_312	経済産業省産業技術環境局資源循環経営容器包装リサイクル担当 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度別 管理	分野	提案団体 の属性	提案 主体	関係府省	提 案 事 項 重 要 事 項	提 案 方 法	求める措置の具体的な内容	具体的な施策事例	提案中における最終的な 審査結果(結果)	
									年 度別 管理	
H30 316	03.医療・ 福祉	一般市	今治市	内閣府、厚 生労働省	B. 地 方 に対する 規制級 和	介護保険法 小額保険法 行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に に関する法律	介護保険法施行規則に定める被保険者負担割合 の交付及び再交付など情報連携が規定されない申 請における個人番号(マイナンバー)の記入を求 める規定を見直すこと	介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担割合認定通知等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者情報を有する者が対象であるから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も規定されないため、必要性が説明できない。 マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカードによる個人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることがから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人や多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また申請する高齢者にも、マイナンバーカードは申請が申請が難しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職種で補記する事務が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuiseisaku/2018/telanbosyu_kekka.html	
H30 317	12.その他	一般市	今治市	総務省	B. 地 方 に対する 規制級 和	給与支払報告書(地方税法施行規則様式 第十七号様式別表)を、配偶者特別控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記載する様式に修正すること。	給与支払報告書(地方税法施行規則様式 第十七号様式別表)を、配偶者特別控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記載する様式に修正すること。	社会保障・税番号制度の開始に伴い、事業主から市へ提出される「給与支払報告書(地方税法施行規則様式第十七号様式別表)」に、受給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄が追加された。 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に当たってはその被扶養者の特定が重要であり、当市ではマイナンバーの利用による被扶養者特定により、業務の効率化を試行している。 しかし、配偶者特別控除対象者に限っては様式に欄がなく、摘要欄に「(配偶)氏名」と記入するのみとなっており、マイナンバーを記入する欄がない。そのため、該当者のマイナンバーを1件ずつ住民基本台帳システムにより調整する作業が発生した(年間1000件程度)。 また、同世帯である住民基本台帳による配偶者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できないため、事業主あるいは本人に対し、配偶対象者の住所等を記載するよう依頼している。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuiseisaku/2018/telanbosyu_kekka.html	
H30 318	03.医療・ 福祉	町	江戸町	厚生労働省	B. 地 方 に対する 規制級 和	指定居宅サービスへの要する費 用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)	介護施設における中山 間地域等における小規 模事業所加算の算定要 件の見直し	中山間地域等における小規模事業所加算の算定につ いては、対象が小規模事業所に限られているが、これを 人口密度等の条件で勘案し、小規模事業所以外にも適 用できよう、加算要件の見直しを求めるもの	中山間地域等における小規模な居住地及び集落が広範囲にわたっており、長距離や高低差の大きい集落間の移動・冬季における除雪(独居高齢者の玄関の雪かき等)など、負担がかかるつてところである。 この負担については事業者組織に比例して負担しているものである。 中山間地域におけるサービス提供に関しては、中山間地域等に所在する小規模事業者がサービス提供を行ふ場合に加算があるほか、本来のサービス提供地域を超えて中山間地域等サービス提供を行ふ場合に加算が措置されているが、中山間地域等に所在する大規模事業者がサービスを提供する場合には加算が措置されておらず、上記の負担については事業者が負担しているのが現状である。 このように、大規模事業所に負担を負っている状態が続くことで、利用定員の減少・サービス提供範囲の見直しなど介護サービスの提供に支障を来たすことをため、中山間地域等においても、人口密度等をふま えて一定の場合に大規模事業所でも加算が適用できるよう見直しを求めるもの。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuiseisaku/2018/telanbosyu_kekka_yosan.html
H30 319	03.医療・ 福祉	中核市	那覇市	厚生労働省	B. 地 方 に対する 規制級 和	介護保険法第24条の2第2項 の規定による調査業務を 地方自治体が指定市町 村事務受託法人に委託 する際の職員の資格要 件緩和	介護保険法第24条の2 第2項に係る調査業務を 地方自治体が指定市町 村事務受託法人に委託 する際の職員の資格要 件緩和	本市における介護認定職員は、介護支援専門員の資格がなくとも看護師、社会福祉士等の資格と、県及び市で実施している調査員研修受講(以下「介護認定調査業務」)を実施可能としている。 本市が委託している指定市町村事務受託法人への調査員に際しては、基礎資格として看護師、介護福祉士、看護衛生士に加えて、介護保険法第24条の2第2項「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする」に基づき、介護支援専門員の資格を求めている。 指定市町村事務受託法人からは、市と同じ調査を行うことから、必要とされる資格要件について、市と同様にてもらいたいと要望がある。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuiseisaku/2018/telanbosyu_kekka.html	

対応方針(闇議決定)記載内容 （担当省庁におけるもの）	最終の対応方針(闇議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国/担当部局
6【内閣府】厚生労働省(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27) (3)個人番号の記載を義務付ける以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則(平成21年厚生省令第36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等	—	被保険者証等の再交付申請において、運転免許証等の書類により本人確認ができる場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】介護保険最新情報vol.741(令和元年9月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_316	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省老健局介護保険計画課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平成9年法律第123) (vi)要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平成9年法律第123) (i)要介護認定に係る調査(27条2項)については、省令を改正し、 指定市町村事務受託法人(24条の2)が当該調査を行ふ場合に、介護支援専門員以外の者(医療又は福祉に関する専門的知識を有する者)に当該調査を行わせることを可能とする。 【指針添付(老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第4号)】	指定市町村事務受託法人による要介護認定等の認定調査を行う者について、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者を追加し、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることができること等を内容とする改正省令等を公布した。 （i）要介護認定に係る調査(27条2項)については、省令を改正し、 指定市町村事務受託法人(24条の2)が当該調査を行ふ場合に、介護支援専門員以外の者(医療又は福祉に関する専門的知識を有する者)に当該調査を行わせることを可能とする。	【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号) 【厚生労働省】「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_319	厚生労働省老健局老人保健課